

(55) 九州・山口9県災害時応援協定

(県人事課：防災企画課：交通政策課：地域環境課：水環境対策課：福祉保健課：
医療政策課：漁港漁場課：農産園芸課：住宅課：道路維持課：港湾課：
九州・山口9県)

(趣旨)

第1条 この協定は福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）並びに国内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、被災県独自では十分に災害応急や災害復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口9県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(支援対策本部の設置)

第2条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口9県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会长県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第3条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもつて組織する。

- 2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。
- 3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。
- 4 本部長は、必要に応じ九州・山口9県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。
- 5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。
- 6 九州・山口9県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局及び第5条第1号から第5号までの応援の種類ごとに担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第4条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

- 2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。
- 3 前条第1項の規定にかかわらず本部長の職務が代行される場合は、事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 職員の派遣

- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

- 第6条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。
- 2 本部長は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があつたものとみなす。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。
 - 4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第1号から第5号までに定める応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

- 第7条 本部長は、前条第1項により応援要請があつた場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域の割り当て又は応援内容の調整を行うものとする。
- 2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。
 - 3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に隨時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。
 - 4 第1項の規定による応援地域の割当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。
 - 5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第5条各号の応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に隨時報告するものとする。

(他の圏域の災害への対応)

- 第8条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

- 第9条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。
- 2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があつた場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

- 第10条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行

う。

- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
 - 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
 - 三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
 - 四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
 - 五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関するここと。
- 2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、各県が個別に締結する災害時の相互応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

附則

- 1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。
- 3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成23年10月31日

福岡県知事	宮崎県知事
佐賀県知事	鹿児島県知事
長崎県知事	沖縄県知事
熊本県知事	山口県知事
大分県知事	

○ 九州・山口9県災害時応援協定実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時応援協定（以下「協定」という。）の実施に必要な総括的事項を定めるものとする。

(支援対策本部事務局の組織及び業務)

第2条 協定第3条第5項の規定に基づき定める支援対策本部事務局の組織は次のとおりとする。

- 一 本部事務局長は、九州地方知事会事務局長をもって充てる。
 - 二 本部事務局次長は、九州地方知事会会长県審議監（総務、防災担当）をもって充てる。
 - 三 本部事務局員は、九州地方知事会事務局職員並びに九州地方知事会会长県の防災担当課等職員及び必要に応じて協定第1条に規定する九州・山口9県（被災県以外の県とする。）から派遣される職員をもって充てる。
- 2 事務局の業務は、協定第10条第1項に定める事務のほか、次のとおりとする。
- 一 支援対策本部の庶務に関すること。
 - 二 被災情報の収集と各県への提供に関すること。
 - 三 応援担当県の割当てに関すること。
 - 四 応援情報の集約及び各県の応援調整に係ること。
 - 五 全国知事会、他のブロック知事会等との調整に関すること。
 - 六 広報に関すること。
 - 七 その他応援に必要な業務に関すること。

3 協定第4条により、本部長の職務の代行がなされた場合の事務局は、職務を代行する知事が別に定めるものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第6項の規定に基づき定める支援対策本部との連絡調整のための各県の総合連絡担当部局は別表のとおりとする。

(応援要請に係る手続等)

第4条 協定第6条各項（第2項を除く。）の規定に基づく応援の要請は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- 2 被災県は、協定第5条第6号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。
- 一 協定第5条第2号から第5号までの応援以外に係る物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段
 - 二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域及び必要とする応援の具体的な内容

(応援地域の割当て)

第5条 協定第7条第1項により応援担当県を割り当てる場合は、各県に対し応援の意向を聴取するものとする。

- 2 支援対策本部は、各県の意向を踏まえて応援地域の割当てを行い、その結果を応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）及びそれ以外の県に対し通知するものとする。
- 3 応援の相手方は被災県とし、応援地域は、当該被災県の全域又は市町村ブロック圏域を対象とする。
- 4 協定第7条第1項による応援内容の調整を行うときは、被災県からの応援要請の内容を速やかに被災県以外の九州・山口各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。

(応援担当県等による応援)

- 第6条 応援担当県は、割り当てられた応援担当地域の応援すべき内容を把握し、基本的に応援担当県で完結して応援を実施する。
- 2 前項の規定による応援の実施のため、応援担当県は、応援地域に連絡員の派遣、現地応援事務所の設置等を行い、応援すべき内容の把握に努めるものとする。
 - 3 応援担当県の応援及び協定第7条第5項の規定による応援の実施は、別に定める応援種類ごとの実施細目によるものとする。
 - 4 応援担当県は、自ら完結して応援を行えない場合は、支援対策本部に対し応援内容の調整を依頼することができる。

(経費の負担基準)

第7条 協定第9条第1項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 職員の派遣に係る次の経費
 - ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額
 - イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費
 - 二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費
 - 三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - 四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）
 - 五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費
- 2 協定第9条第2項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることができる。

(職員の公務災害補償)

第8条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年10月31日から施行する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領は、廃止する。

別表 各県の総合連絡担当部局

福岡県	総務部防災危機管理局	防災企画課
佐賀県	統括本部	消防防災課
長崎県	危機管理監	危機管理課
熊本県	知事公室	危機管理防災課
大分県	生活環境部	防災対策企画課
宮崎県	総務部危機管理局	危機管理課
鹿児島県	危機管理局	危機管理課
沖縄県	知事公室	防災危機管理課
山口県	総務部	防災危機管理課

○ 九州・山口災害時応援の職員派遣に関する実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「九州・山口9県災害時応援協定」(以下「協定」という。) 第6条第4項の規定に基づき、第5条第一号の「職員の派遣」に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当部局)

第2条 協定第3条第6項に基づき定める各県の担当部局は、別表第1のとおりとする。

(派遣の形態)

第3条 派遣の形態は、公務出張とし、その期間は最長1月程度とする。

(応援要請)

第4条 被災県は、協定第6条第1項に基づき応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- 一 業務内容
- 二 職員の種類及び人数
- 三 派遣場所
- 四 派遣期間

(資料交換)

第5条 各県は、災害対策基本法第33条により内閣総理大臣に提出する資料を相互に交換するものとする。

なお、その内容は、昭和38年4月20日総審第75条総理府総務副長官通達によるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項については、各県が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年10月31日から施行する。

別表第1 担当部局

福岡県	総務部	人事課
佐賀県	経営支援本部	職員課
長崎県	総務部	人事課
熊本県	総務部	人事課
大分県	総務部	人事課
宮崎県	総務部	人事課
鹿児島県	総務部	人事課
沖縄県	総務部	人事課
山口県	総務部	人事課

九州・山口9県災害時応援協定（食料の提供）に基づく実施細則

（目的）

第1条 この実施細則は、九州・山口9県災害時応援協定（以下「協定」という。）第5条第二号のうち「食料の提供」について、応援を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（種類）

第2条 協定第5条第二号に定める食料は、次のとおりとする。

- (1) 米穀、即席麺、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調整粉乳
- (2) 特別要請に基づく、生鮮食品（野菜、肉、魚など）
- (3) 関係県における特に応援に適した食料（牛乳など）

（担当部局）

第3条 協定第3条第6項に基づき定める各県の担当部局は、別表1のとおりとする。

（応援要請の手続き）

第4条 協定第6条第1項若しくは第3項に基づく応援要請は、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 必要とする食料名及びその数量
 - (2) 輸送ルート及び輸送手段
 - (3) 集積場所
 - (4) 受入希望日時
 - (5) その他必要な事項
- 2 協定第6条第1項に基づく応援要請に対し、協定第2条に基づく九州・山口9県被災地支援対策本部事務局を置く県（以下「会長県」という。）は応援担当県を調整し、要請を受けた応援担当県は、次の事項を通知するものとする。
- (1) 応援する食料名及びその数量
 - (2) 輸送ルート及び輸送手段
 - (3) 搬入場所
 - (4) 到着予定日時
 - (5) 輸送責任者及び連絡先

（応援期間）

第5条 各県の応援期間については、被災県の状況に応じて、会長県が被災県と協議の上、定めるものとする。

（情報の交換）

第6条 各県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次の事項について、定期的に情報収集を行うものとする。

- (1) 食料関係機関、事業者のリストアップ
 - (2) 食料調達可能数量
 - (3) 食料の集積拠点場所
 - (4) その他必要と認められる情報
- 2 会長県は、前項において収集された情報の確認及び意見交換のため、年1回をめどに9

県会議を開催するものとする。

(協 議)

第7条 この実施要領に定めていない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成23年10月31日から施行する。

別表1

九州・山口9県災害時応接協定（食料の提供）における各県の担当部局

福岡県	福祉労働部	福祉総務課
佐賀県	農林水産商工本部	企画・経営グループ
長崎県 ※	農林部	農産園芸課
熊本県	農林水産部	農林水産政策課
大分県	農林水産部	農林水産企画課
宮崎県	農政水産部	農産園芸課
鹿児島県	農政部	農産園芸課
沖縄県	農林水産部	流通政策課
山口県	健康福祉部	厚政課

※米穀は農林部、その他は福祉保健部取り扱い

○ 九州・山口9県災害時応援協定に基づく飲料水の提供に係る応援に関する実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、九州・山口9県災害時応援協定（以下「協定」という。）第5条第二号に規定する「飲料水の提供」に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 被災県に対する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 被災状況の情報収集
- (3) 応援給水のための連絡調整
- (4) 応急復旧のための連絡調整
- (5) 厚生労働省、日本水道協会等の関係機関との連絡調整
- (6) 給水に係る衛生措置等の指導
- (7) その他飲料水の提供に関し必要な事項

(連絡担当部局)

第3条 協定第3条に基づく担当部局（以下「連絡担当部局」という。）は、別表1のとおりとする。

(応援要請手続等)

第4条 協定第6条第1項の規定による要請を受けた九州・山口9県被災地支援対策本部事務局を置く県（以下「会長県」という。）の連絡担当部局は、その旨を各県の連絡担当部局に連絡するものとする。

2 会長県は、この実施細目の実施について、必要に応じ、各県に対し応援の要請ができるものとする。

(応援対策本部の設置)

第5条 会長県は、必要に応じて、被災県に隣接する県等の協力を得て、被災地又は被災地に隣接する市町村等に応援対策本部を設置するものとする。

2 会長県は、前項の規定により応援対策本部を設置した場合には、速やかに各県の連絡担当部局に連絡するものとする。

3 応援対策本部は、第2条に定める応援の総合調整を業務とし、その遂行に当たっては被災県との連携の下に行うものとする。

4 応援対策本部の業務の指揮は、会長県が行い、当該業務の役割分担については、会長県の定めるところによる。

(応援職員等)

第6条 会長県は、応援に必要な職員について、あらかじめ各県と協議するものとする。

2 各県は、速やかに応援を行うために、あらかじめ応援体制を検討しておくとともに、別表第2に掲げる応援資機材等について、必要に応じ、応援職員に携行させるものとする。

(応援期間)

第7条 会長県は、各県が行う応援の期間について、被災県と協議の上、定めるものとする。

(応援能力の報告)

第8条 各県は、応援可能資機材等について、年度末現在の保有状況等を別記様式により調査し、翌年度の5月末までに会長県に報告するものとする。

(水道事業者等への協力依頼)

第9条 各県は、災害発生時において、速やかに応援できるよう水道事業者等と事前に応援体制について協議しておくものとする。

2 各県は、必要に応じて、水道業者等に応援を依頼するものとする。

(情報の収集)

第10条 各県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次の事項について、情報を収集するものとする。

- (1) 連絡担当部局の連絡体制
- (2) 災害時における応援可能な資機材の整備
- (3) 水道事業者等に対する緊急時連絡体制
- (4) 応援対策本部設置時における携帯機器等の整備
- (5) 給水拠点（水道地図等）の情報
- (6) その他必要と認められる情報

2 各県は、前項第5号に規定する事項を把握したときは、当該事項を記載した図面等を会長県及び副会長県に提出するものとする。当該事項に変更を生じたときも同様とする。

(会議の開催)

第11条 会長県は、この実施細目における内容確認及び意見交換のため、必要があるときは、各県の連絡担当部局の会議を開催するものとする。

(協議)

第12条 この実施細目に定める事項について疑義が生じた場合又はこの実施細目に定めない事項については、各県協議の上、定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成23年10月31日から施行する。

別表1 連絡担当部局一覧表

		作成時点 平成24年4月1日	
県名		部局	課名
福岡県	国土整備部	水資源対策課	水道整備室
佐賀県	健康福祉本部	生活衛生課	
長崎県	環境部	水環境対策課	
熊本県	環境生活部	環境保全課	
大分県	生活環境部	環境保全課	
宮崎県	福祉保健部	衛生管理課	
鹿児島県	保健福祉部	生活衛生課	
沖縄県	環境生活部	生活衛生課	
山口県	環境生活部	生活衛生課	

○ 生活必需品の提供についての細部要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時応援協定（以下「協定」という。）第5条第二号に規定する応援項目のうち「生活必需品の提供」の実施について必要な事項を定める。

(対象品目)

第2条 提供の対象とする物資は次に掲げるものとする。

- (1) 毛布
- (2) タオル
- (3) 下着
- (4) トレーニングウェア
- (5) ゴザ・敷物

2 前項に定めのない物資であっても、提供の可能な場合は提供の対象とする。

(応援の範囲)

第3条 応援の範囲は次に掲げる業務とする。

- (1) 生活必需品物資の収集
- (2) 被災県の受入拠点又は受入指定場所までの輸送

(連絡窓口)

第4条 協定第3条第6項に基づき定める各県の担当部局は別表1のとおりとする。

(要請手続き等)

第5条 協定第6条第1項の規定により応援を受けようとする被災県は、次の事項を示して、九州・山口9県被災地支援対策本部事務局を置く県に応援を要請するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする物資の品目及び数量
- (3) 受入拠点又は受入指定場所及び当該受入場所までの経路
- (4) 他の応援項目の要請状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 第1項の規定により応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容について、次の事項を被災県に通知するものとする。

- (1) 応援物資の品目及び数量
- (2) 応援部隊の人数、出発時刻及び到着予定時刻
- (3) 輸送責任者

(応援部隊の誘導)

第6条 応援を受ける被災県は、受入拠点又は受入指定場所に誘導員を待機させ、応援部隊の誘導に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 協定第9条第1項の規定により、応援を受けた被災県が負担すべき経費は、物資の購入費及び輸送費とする。

(各種資料の準備)

第8条 生活必需品の提供に関する各種資料のうち次に掲げるものについては、毎年継続的に見直し整備するものとする。

- (1) 担当課及び責任者等名簿（別表1）
- (2) 備蓄物資の品目及び数量（別表2）

(3) 調達可能物資の品目及び数量（別表3）

(4) 受入拠点一覧（別表4）

(5) 受入拠点位置図（別表5）

（その他）

第9条 この細部要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの細部要領に定めのない事項については、各県協議の上、定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成23年10月31日から施行する。

別表1

担 当 課

県名	部局名	課名	電話番号
福岡県	福祉労働部	福祉総務課	代 092-651-1111 直 092-643-3244 FAX 092-643-3245
佐賀県	健康福祉本部	地域福祉課	代 0952-24-2111 直 0952-25-7053 FAX 0952-25-7264
長崎県	福祉保健部	福祉保健課	代 095-824-1111 直 095-895-2416 FAX 095-895-2570
熊本県	健康福祉部	健康福祉政策課	代 096-383-1111 直 096-333-2192 FAX 096-384-9870
大分県	福祉保健部	地域福祉推進室	代 097-536-1111 直 097-506-2622 FAX 097-506-1732
宮崎県	福祉保健部	福祉保健課	直 0985-26-7075 FAX 0985-26-7326
鹿児島県	保健福祉部	社会福祉課	代 099-286-2111 直 099-286-2824 FAX 099-286-5568
沖縄県	環境生活部	県民生活課	代 098-866-2333 直 098-866-2187 FAX 098-866-2789
山口県	健康福祉部	厚政課	代 083-922-3111 直 083-933-2710 FAX 083-933-2739

○ 九州・山口9県災害時応援協定に基づく避難・収容施設及び住宅の提供に係る応援に関する実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「九州・山口9県災害時応援協定」（以下「協定」という。）第5条第三号の「避難施設及び住宅の提供」の事項について応援が円滑に実施されるよう、実施細目に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象避難・収容施設及び住宅の提供)

第2条 応援の対象となる避難・収容施設及び住宅は、それぞれ、県及び市町村指定避難・収容施設（以下「指定避難・収容施設」という。）、県営及び市町村営住宅（以下「県営住宅等」という。）及び応急仮設住宅とする。

(担当部局)

第3条 本細目に係る応援のうち、住宅を除く避難・収容施設の提供については協定の総合担当部局において施設所管部局との連絡調整に当たるものとし、住宅の提供については別表第1に掲げる各部局が担当するものとする。

(県営住宅等の空室数の把握)

第4条 各県は被災時に提供できる県営住宅等の市町村別、種類別空家の状況について把握しておくものとする。

(応援要請)

第5条 被災県は、応援担当県に対し、次の事項を電話等により明らかにし、後日速やかに応援要請書（様式1号）を送付するものとする。

- (1) 提供希望戸数
 - (2) 入居世帯別人員数
 - (3) その他必要事項
- 2 前項各号の応援要請を受けたときは、直ちに必要な受入体制を整備するとともに、応援内容を被災県に電話等により連絡し、後日応援通知書（様式2号）を送付するものとする。
- 3 応援担当県は、被災者を受け入れた場合は、当該被災者の入居先県営住宅等の名称、住所等について、被災県に対し通知するものとする。

(入居条件等)

第6条 入居の条件については、原則として次のとおりとする。

- (1) 入居期間は、原則として1年以内とし、具体的には、応援担当県と被災県で入居者の事情等を考慮し決定するものとする。
- (2) 入居期間中の家賃、敷金については免除するものとする。

(応急仮設住宅の提供)

第7条 各県は、被災者に対し応急仮設住宅として提供できる建物があれば提供可能戸数等について把握しておくものとする。

(応急仮設住宅の建設場所)

第8条 応急仮設住宅は、原則として被災県内において建設するものとする。

(応急仮設住宅の建設要員の派遣)

第9条 応急仮設住宅の建設要員の派遣等については、被災県及び応援担当県が協議して決めるものとする。

(指定避難・収容施設)

第 10 条 指定避難・収納施設については、避難が緊急性を伴うことから、隣接県が必要に応じ、お互いに応援可能と思われる指定避難・収容施設について資料交換するものとする。
(その他)

第 11 条 この実施細目に定めのない事項については、9 県が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成 23 年 10 月 31 日から施行する。

別表第 1

各県担当部局

(住宅の提供に係る事項)

県名	部(局)	課	電話	FAX
福岡県	建築都市部	県営住宅課	092-643-3739	092-643-3753
佐賀県	県土づくり本部	建築住宅課	0952-25-7368	0952-25-7316
長崎県	土木部	住宅課	095-894-3102	095-894-3464
熊本県	土木部	住宅課	096-333-2550	096-384-5472
大分県	土木建築部	公営住宅室	097-506-4684	097-506-1779
宮崎県	県土整備部	建築住宅課	0985-26-7196	0985-20-5922
鹿児島県	土木部	住宅課住宅政策室	099-286-3735	099-286-5637
沖縄県	土木建築部	住宅課	098-866-2418	098-866-2800
山口県	土木建築部	住宅課	083-933-3880	083-933-3899

* 避難・収容施設に係る事項は九州・山口各県の消防防災主管課（協定実施要領 別表）が担当する。

○ 緊急輸送路（道路）の確保についての実施要領

（趣旨）

第1条 この実施要領は、「九州・山口9県災害時応援協定」（以下「協定」という。）第5条第四号の「緊急輸送路及び輸送手段の確保」のうち道路に関し必要な事項を定め、被災時における救援活動のための緊急輸送路を確保するものとする。

（幹線路線の指定）

第2条 各県は、あらかじめ緊急輸送路となる道路（以下「幹線道路」という。）を指定し、その確保に努めるものとする。

（代替路線の指定）

第3条 各県は、幹線路線が被災し通行不能となる場合を想定して、あらかじめこれに代わる道路（以下「代替路線」という。）を指定し、その確保に努めるものとする。

（道路管理者への要請）

第4条 各県は、幹線路線及び代替路線の道路管理者が県以外であるときは、確保に必要な区間を管理する道路管理者に対し、確保の要請を行うとともに、必要な協力をを行うものとする。

（一覧表及び図面の作成）

第5条 幹線路線及び代替路線について一覧表及び図面を作成し、各県相互に保有するものとする。

（緊急輸送路を補完する路線）

第6条 各県は、必要に応じて、第2条及び第3条の路線の外、緊急輸送路を補完する各県内にある道路を指定し、その確保に努めるものとする。この場合において、当該道路の道路管理者が県以外であるときは、第4条の規定を準用する。

（連絡担当課）

第7条 各県の連絡担当課は、別表1のとおりとする。ただし、次条第2項に定める応援のうち輸送手段の確保に係るものについては、協定の総合連絡担当部局において各輸送手段の所管部局との連絡調整を担当するものとする。

（輸送手段、道路啓閉等の措置）

第8条 輸送手段及び道路啓閉に係る応援については、各県が地域防災計画で定めている対応のなかで必要に応じ関係者等への要請が行えるように配慮しておく。

2 被災県は、輸送手段の確保及び道路啓閉に関し必要な場合には、必要とする応援の具体的な内容を示して、他県に対し人員、車両及び資機材等の提供又はあっせんを求めることができる。

（その他）

第9条 この実施要領に定めのない事項は、各県が協議して定める。

附 則

この実施細目は、平成23年10月31日から施行する。

別表 1

各県担当課一覧表

平成 23 年 4 月 1 日現在

県名	部(局)	課	電話	FAX
福岡県	県土整備部	道路維持課	092-643-3656	092-643-3658
佐賀県	交通政策部	道路課	0952-25-7156	0952-25-7276
長崎県	土木部	道路維持課	095-894-3144	095-820-0683
熊本県	土木部	道路保全課	096-333-2504	096-384-6121
大分県	土木建築部	道路保全整備室	097-506-4584	097-506-1746
宮崎県	県土整備部	道路保全課	0985-26-7182	0985-26-7316
鹿児島県	土木部	道路維持課	099-286-3568	099-286-5623
沖縄県	土木建築部	道路管理課	098-866-2665	098-866-2790
山口県	土木建築部	道路整備課	083-933-3686	083-933-3689

緊急輸送路線一覧

幹線道路

記号	路線名	管理者	起終点
A	中国自動車道	西日本高速道路(株)	山口県岩国市～山口県下関市
B	山陽自動車道	〃	山口県和木町～山口県山口市
C	関門自動車道	〃	山口県下関市～福岡県北九州市門司
D	九州自動車道	〃	福岡県北九州市門司～鹿児島県鹿児島市
E	長崎自動車道	〃	佐賀県鳥栖市～長崎県長崎市
F	大分自動車道	〃	佐賀県鳥栖市～大分県佐伯市
G	宮崎自動車道	〃	宮崎県えびの市～宮崎県宮崎市
H	国道34号 (長崎バイパス)	〃	長崎県諫早市～長崎県長崎市
I	西九州自動車道 (武雄佐世保道路)	〃	佐賀県武雄市～長崎県佐世保市
J	国道10号	国土交通省 西日本高速道路(株)	福岡県内椎田道路 (西日本高速道路(株)) 大分県内 宇佐別府道路 大分県内 大分自動車道 日出～大分 宮崎県内 延岡南道路(西日本高速道路(株))を含む 上記を除く福岡県北九州小倉～宮崎県宮崎市(国土交通省)
K	国道57号～ 国道251号～ 国道57号～	国土交通省 長崎県 国土交通省	大分県犬飼町～長崎県島原市 (海上含む) 長崎県島原市～長崎県雲仙市 長崎県雲仙市～長崎県諫早市
L	国道218号	熊本県・宮崎県	熊本県宇城市～宮崎県延岡市
M	国道219号	熊本県・宮崎県	熊本県人吉市～宮崎県宮崎市
N	一般県道那覇空港線 国道331号～ 那覇空港自動車道～ (国道506号) 沖縄自動車道～ 国道58号～ 国道449号～	沖縄県 国土交通省 国土交通省 西日本高速道路(株) 国土交通省 沖縄県	沖縄県那覇市 沖縄県那覇市～沖縄県豊見城市 沖縄県豊見城市～沖縄県西原町 沖縄県西原町～沖縄県名護市 沖縄県名護市 沖縄県名護市～沖縄県本部町
O	南九州西回り自動車道 隼人道路・東九州自動車道	西日本高速道路(株)	鹿児島県鹿児島市～ 鹿児島県薩摩川内市 鹿児島県姶良市～鹿児島県曾於市

○ 海上緊急輸送路等の確保に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時応援協定（以下『協定』という。）第5条第四号に掲げる緊急輸送路及び輸送手段の確保のうち、「海上緊急輸送路等の確保」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援の基本的方針)

第2条 海上緊急輸送路等の確保に関する相互応援については、被災県の要請に基づき各県で調達可能な船舶の斡旋を協力することをその第一義的な目的とする。

2 被災県が、輸送手段として必要とする船舶については、被災県で調達可能な船舶を第一次的に使用し、必要船舶数に不足が生じる等被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、各県に応援を要請するものとする。

(緊急輸送体制の整備)

第3条 各県は、大量の人流・物流が可能な輸送拠点となる港湾及び漁港施設（以下『輸送基地』という。）として、大型船舶の接岸が可能な岸壁・桟橋・水深等の設備条件と陸上アクセスとも整合する立地条件を満たすものを指定するものとする。この場合、各県は、当該施設管理者の了解を事前に受けておくものとする。

2 各県が輸送手段として予定する船舶は、旅客定期航路の予備船等を活用するものとする。この場合、各県は、旅客船事業者の了解を事前に受けておくものとする。

3 各県は、第二項の輸送体制の確保を図るため、別表第1の輸送基地一覧及び別表第2の船舶一覧を作成し、補完しておくものとする。

(連絡窓口)

第4条 応援協定第3条第6項に基づき定める各県の担当部局は、別表第3のとおりとする。

(応援要請)

第5条 応援を受けようとする県は、次の事項を明らかにして電話・ファクシミリ等により九州・山口9県被災地支援対策本部事務局を置く県（以下「会長県」という。）に対して要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 一 被害状況
 - 二 使用する輸送基地の概要
 - 三 輸送内容の概要
 - 四 必要とする船舶の種類等
 - 五 応援の期間
 - 六 その他必要な事項
- 2 「会長県」から応援を割当てられた応援担当県は、実施しようとする応援内容について次の事項を被災県に通知するものとする。
- 一 就航しようとする船舶の種類等
 - 二 船舶の出発時刻及び到着予定時刻
 - 三 その他必要事項

(船舶の確保)

第6条 被災県は、船舶の確保について管轄の地方運輸局と協議のうえ会長県に応援を要請するものとする。

2 応援担当県は、前項の要請に基づき管轄の地方運輸局と協議のうえ、県内の旅客船事業者に対する船舶調達の斡旋に関し、協力するものとする。

3 被災県は、前項の斡旋に基づき前項の旅客船事業者に対し、船舶就航の要請を行うものとする。

(輸送基地の確保)

第7条 第3条第1項に定める輸送基地の確保については、被災県において事前に当該輸送基地の施設管理者と使用に関する協議を行うとともに、当該施設の利害関係者の協力を経たうえで管轄の地方運輸局に対し協力要請を行うものとする。

2 前条第2項に定める旅客船事業者は、管轄の地方運輸局に対し航路の届出又は申請を行い、当該地方運輸局の受理又は、許可を受けるものとする。

(応援船舶等の誘導)

第8条 被災県は、第3条第1項に定める輸送基地に誘導員及び要員を待機させ、応援船舶等の誘導に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 協定第9条第1項の規定により、応援を受けた被災県が負担すべき経費は、輸送に要した経費とするものとする。

(その他)

第10条 この要領の実施に関し必要な事項及びこの要領に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は平成23年10月31日から施行する。

広域海上緊急輸送基地一覧

別表第1

福岡県

図面番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ピット強度 (t)	係船能力 (t)	
①	浅野1号岸壁	北九州	北九州市小倉北区	北九州市	北九州市	200.0	3.1	-7.5	50	6,000	1.6m
②	箱崎ふ頭5号岸壁	博多	福岡市東区	国	福岡市	240.0	3.15	-12.0		30,000	2.0m
③	中央ふ頭6号岸壁	〃	福岡市博多区	〃	福岡市	269.0	3.4	-10.0	70	70,000	2.0m
④	中央ふ頭9号岸壁	〃	福岡市博多区	〃	福岡市	119.0	3.4	-7.5	70	5,000	2.0m
⑤	本港10号岸壁	苅田	京都郡苅田町	福岡県	福岡県	370.0	5.5	-10.0	25	10,000	
⑥	本港7号岸壁	〃	〃	〃	福岡県	130.0	5.5	-7.5	25	5,000	
⑦	南港7号A岸壁	〃	〃	〃	福岡県	130.0	5.5	-7.5		5,000	
⑧	南港7号B岸壁	〃	〃	〃	福岡県	260.0	5.5	-7.5		5,000	
⑨	南港7号D岸壁	〃	〃	〃	福岡県	200.0	5.5	-7.5		5,000	
⑩	本港6号岸壁	〃	〃	〃	福岡県	110.0	5.5	-6.5		3,000	
⑪	本港5号岸壁	〃	〃	〃	福岡県	150.0	5.5	-5.5		2,000	
⑫	宇島5号岸壁	宇島	豊前市宇島	〃	福岡県	90.0	5.0	-5.5		2,000	
⑬	宇島7号岸壁	〃	〃	〃	福岡県	130.0	5.0	-7.5		5,000	
⑭	芦屋5号岸壁	芦屋	遠賀郡芦屋町	〃	福岡県	90.0	2.7	-5.5		2,000	
⑮	三池港公共岸壁	三池	大牟田市新港町	〃	福岡県	340.0	7.0	-10.0		10,000	

佐賀県

図面番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ピット強度 (t)	係船能力 (t)	
②	妙見4号岸壁	唐津	唐津市妙見地区	国土交通省	佐賀県	240.0	4.0	-12.0		30,000	
②	久原南3号岸壁	伊万里	伊万里市久原南地区	佐賀県	〃	370.0	3.5	-10.0	35	12,000	+2.79
③	久原北3号岸壁	伊万里	伊万里市久原北地区	国土交通省	〃	185.0	3.5	-10.0		10,000	

長崎県

図面番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ピット強度 (t)	係船能力 (t)	

①	元船地区岸壁(-6.0m)	長崎	長崎市元船町	国	長崎県	130.0	4.0	-6.0	35	3,000	+3.3
②	鯨瀬フェリー桟橋	佐世保	佐世保市万津町	佐世保市	佐世保市	115.0	4.5	-5.5	15	2,000	+3.3
③	外港岸壁(A)	島原	島原市下川尻町	長崎県	長崎県	100.0	5.9	-5.0	25	1,000G/T	+5.0
④	新港-7.5m岸壁	"	島原市大手原町	"	"	130.0	6.0	-7.5	25	5,000DWT	+5.0
⑤	外港岸壁(B)	"	島原市下川尻町	"	"	100.0	5.9	-5.0	25	1,000	+5.0
⑥	大波止岸壁(-7.5m)(1)	福江	五島市東浜町	国	"	200.0	4.0	-7.5	35	6,000	+2.83
⑦	大波止岸壁(-7.5m)(2)	"	五島市大波止	"	"	240.0	4.0	-7.5	35/100	20,000G/T	+2.83
⑧	-6.0m岸壁	有川	新上五島町有川町	長崎県	"	135.0	4.0	-6.0	25	2,000	+3.0
⑨	相河フェリー岸壁	青方	新上五島町相河郷	"	"	170.0	4.0	-7.5	35	6,000G/T	+2.83
⑩	フェリー岸壁(-7.0m)	相浦	五島市奈留町	"	"	170.0	4.0	-7.0	35	6,000G/T	+2.81
⑪	郷ノ浦港岸壁(-6.0m)	郷ノ浦	壱岐市郷ノ浦町	"	"	153.0	3.2	-6.0	20	3,000	+2.31
⑫	郷ノ浦港岸壁(-7.5m)	"	"	国	"	220.0	3.6	-7.5	70	15,000G/T	+2.31
⑬	厳原1号岸壁	厳原	対馬市厳原町	長崎県	"	105.0	3.0	-5.0	15	1,000	+1.93
⑭	厳原2号岸壁	"	対馬市厳原町	"	"	165.0	3.0	-5.5	35	3,000G/T	+1.93
⑮	比田勝岸壁	比田勝	対馬市上対馬町	"	"	146.0	2.4	-5.5	15	1,500	+1.20
⑯	-5m岸壁(C)	長崎漁港	長崎市尾上町	"	"	180.0	4.2	-5.0	25	1,500	+3.3
⑰	畠刈地区岸壁(D)	"	長崎市畠刈	"	"	170.0	4.3	-6.0	15	500G/T	+3.3
⑱	畠刈地区岸壁(E)	"	"	"	"	180.0	4.3	-5.0	15	500G/T	+3.3
⑲	-5.0m岸壁	小倉賀漁港	北松浦郡小倉賀町	"	"	80.0	4.0	-5.0	25	2,000G/T	+2.9
⑳	-5.0m岸壁(A)	平漁港	佐世保市宇久町	"	"	150.9	3.8	-5.0	10	2,000G/T	+2.8

熊本県

図面番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考潮位差等
						延長(m)	天端高(m)	水深(m)	ピット強度(t)	係船能力(t)	
①	長州地区岸壁(-5.5m)	長州	玉名郡長州町	熊本県	熊本県	180.0	6.3	-5.5		2,000	+4.3
②	本港地区岸壁(-4.5m)	熊本	熊本市新港	"	"	120.0	5.7	-4.5		700	+4.5
③	際崎地区岸壁(-5.5m)	三角	宇城市三角町	"	"	90.0	5.0	-5.5		2,000	+4.09
④	際崎地区岸壁(-4.5m)	"	"	"	"	60.0	5.0	-4.5		700	+4.09
⑤	内港地区岸壁(-4.5m)	八代	八代市港町	"	"	120.0	5.0	-4.5		700	+4.3
⑥	内港地区岸壁(-5.5m)	"	"	"	"	720.0	5.0	-5.5		2,000	+4.3
⑦	内港地区岸壁(-7.5m)	"	"	"	"	260.0	5.5	-7.5		5,000	+4.3
⑧	外港地区岸壁(-7.5m)	"	八代市新港町	"	"	260.0	5.5	-7.5		5,000	+4.3
⑨	百間地区岸壁(-6.5m)	水俣	水俣市月浦	"	"	210.0	4.3	-6.5		3,000	+3.65
⑩	百間地区岸壁(-4.5m)	"	"	"	"	120.0	4.3	-4.5		700	+3.65
⑪	百間地区岸壁(-7.5m)	"	水俣市汐見町	"	"	130.0	4.3	-7.5		5,000	+3.65
⑫	本渡地区岸壁(-4.5m)	本渡	天草市港町	"	"	420.0	5.0	-4.5		700	+3.7
⑬	崎町地区岸壁(-5.0m)	富岡	天草郡苓北町	"	"	210.0	4.5	-5.0		1,000	+3.3

大分県

図面番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考潮位差等
						延長(m)	天端高(m)	水深(m)	ピット強度(t)	係船能力(t)	
①	田尻地区岸壁(-11m)	中津	中津市田尻	大分県	大分県	(1B) 200.0	4.8	-11.0	100	25,000	貨物バース 3.45m
②	第四埠頭地区岸壁(-10m)	別府	別府市石垣	"	"	(1B) 280.0	3.5	-10.0	100	70,000	貨物バース 2.10m
③	住吉地区1号岸壁	大分	大分市住吉	"	"	(1B) 370.0	3.7	-10.0	50	10,000	貨物バース 2.20m
④	乙津地区1号岸壁	"	大分市乙津	"	"	(3B) 390.0	3.4	-7.5	25	5,000	貨物バース 2.20m
⑤	大在地区岸壁(-12m)	"	大分市大在	"	"	(1B) 240.0	3.8	-12.0	50	30,000	貨物バース 2.20m
⑥	坂ノ市地区岸壁(-7.5m)	"	大分市坂の市	"	"	(2B) 260.0	3.8	-7.5	25	5,000	貨物バース 2.20m耐震
⑦	青江地区岸壁(-5.5m)	津久見	津久見市青江	"	"	(1B) 90.0	3.3	-5.5	15	2,000	貨物バース 1.90m耐震
⑧	女島地区岸壁(-10.0m)	佐伯	佐伯市女島	"	"	(2B) 370.0	4.0	-10.0	50	10,000	貨物バース 1.80m

宮 崎 県

図面番号	施設の名称	港 名	所 在 地	所有者	管 理 者	規 模 ・ 能 力					備 考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ピット強度 (t)	係船能力 (t)	
③	工業港 1 5 号岸壁	細 島	日 向 市	宮 崎 県	宮 崎 県	130.0	3.5	- 7.5	35	5,000	2.2
②	第 7 岸 壁	宮 崎	宮 崎 市	"	"	194.0	3.5	- 7.5	25	6,000	2.1
④	第 1 0 岸 壁	"	"	"	"	198.0	3.5	- 9.0	100.35	10,000	2.1
④	東 地 区 第 9 岸 壁	油 津	日 南 市	"	"	185.0	3.5	- 10.0	70.25	12,000	2.3

鹿児島県

図面番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ピット強度 (t)	係船能力 (t)	
①	本港区北ふ頭1号岸壁(-9m)	鹿児島	鹿児島市本港新町	鹿児島県	鹿児島県	360.0	4.0	-9.0	35	10,000	2.8
②	谷山二区6号7号岸壁(-7.5m)	"	鹿児島市七ッ島1丁目	"	"	650.0	4.0	-7.5	25	5,000	2.8
③	京泊地区岸壁(-12m)	川内	薩摩川内市港町京泊	"	"	240.0	4.0	-12.0	35	30,000	3.1
④	京泊地区岸壁(-7.5m)	"	"	"	"	130.0	4.0	-7.5	25	5,000	3.1
⑤	若浜中央ふ頭2号岸壁(-9m)	志布志	志布志市志布志町若浜	"	"	165.0	3.7	-9.0	35	10,000	2.4
⑥	若浜南ふ頭1号岸壁(-7.5m)	"	"	"	"	130.0	3.7	-7.5	25	5,000	2.4
⑦	旅客船ふ頭(-7.5m)	"	"	"	"	220.0	3.7	-7.5	70	15,000	2.4
⑧	中央地区岸壁(-7.5m)	西之表	西之表市西之表	"	"	130.0	3.8	-7.5	15	5,000	2.7
⑨	新港1号岸壁(-9m)	名瀬	奄美市名瀬塩浜町	"	"	185.0	3.5	-9.0	50	10,000	2.0
⑩	新港2号岸壁(-9m)	"	"	"	"	185.0	3.5	-9.0	50	10,000	2.0

沖縄県

図面番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ピット強度 (t)	係船能力 (t)	
①	新港埠頭1号岸壁	那覇	那覇市港町	那覇港湾管理組合	那覇港湾管理組合	390.0	3.7	-7.5	35	5,000	+2.00
②	新港地区西埠頭(-13m)	中城湾	沖縄市、うるま市	沖縄県	沖縄県	260.0	3.8	-13.0	曲柱50 直柱150	4,000	+1.9
③	本港地区岸壁(-7.5m)	本部	本部町	"	"	280.0	3.5	-7.5	曲柱25 直柱70	5,000	+1.96
④	平良港第2埠頭第2パース (7.5m)(施設番号C-1-11)	平良	平良市宇西里	国	宮古島市	130.0	3.2	-7.5	25	5,000	+4.00
⑤	本港地区E岸壁(-9.0m)	石垣	石垣市浜崎町	（市は国から管理受託）		185.0	3.4	-9.0	35	10,000	+1.80
⑥	本港地区F岸壁(-9.0m)	"	"	（市は国から管理受託）	"	280.0	3.4	-9.0	70	15,000	+1.80 耐震

山口県

図面番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ピット強度 (t)	係船能力 (t)	
①	新港北1号岸壁	岩国	岩国市新港町	山口県	山口県	130.0	5.0	-7.5	35	5,000	航路
②	晴海埠頭岸壁(-10m)	徳山下松	周南市晴海町	"	"	180.0	5.0	-10.0	曲柱50 直柱100	12,000	-11m
③	下松第2埠頭岸壁(-10m)	"	下松市末武下	"	"	370.0	5.0	-10.0	曲柱50 直柱100	12,000	
④	築地4号岸壁	三田尻中関	防府市新築地町	"	"	130.0	5.0	-7.5	35	5,000	
⑤	芝中西岸壁(-13m)	宇部	宇部市大字沖宇部字沖の山	国土交通省		270.0	5.2	-13.0	70	40,000	
⑥	本港岸壁(-7.5m)	小野田	小野田市小野田	山口県		130.0	4.8	-7.5	35	5,000	
⑦	県営岸壁(-5.5m)	柳井	柳井市大字柳井字岸ノ下	"	"	90.0	4.2	-5.5	15	2,000	
⑧	潟港岸壁(-7.3m)	萩	萩市大字椿東字後小畑	"	"	110.0	1.9	-7.3	35	5,000	
⑨	あるかぼーと-12m岸壁	下関	下関市あるかぼーと	国土交通省	下関市	300.0	3.6	-12.0	100	50,000	
⑩	伊崎耐震岸壁	下関漁港	下関市伊崎町	山口県	山口県	130.0	2.8	-7.5	35	5,000	

災害救助対象船舶一覧

別表第2

福岡県

所有事業者名	住所・電話番号	船名	総トン数(t)	全長(m)	幅(m)	深さ(m)	航海能力(ノット)	航海水域	旅客定員(人)	車両搭載 乗用車換算	停泊港	備考
オーシャン トランス(株)	北九州市門司区 新門司北1丁目12 TEL 093-481-7711	おーしゃん いーすと おーしゃん うえすと おーしゃん のーす おーしゃん さうす	11,523 11,522 11,114 11,114	166.0 166.0 166.0 166.0	25 25 25 25	8.4 8.4 8.4 8.4	21.5 21.5 21.5 21.5	沿海 沿海 沿海 沿海	401 401 148 148	530 530 530 530	新門司 新門司 新門司 新門司	定期就航船であり、実際の応援要請にあたっては、あらためてその時点で協力が可能か確認が必要である。
阪九 フェリー(株)	北九州市門司区 新門司北1丁目1 TEL 093-481-6081	フェリー せっつ フェリー すおう やまと つくし	15,188 15,188 13,353 13,353	189.0 189.0 195.0 195.0	27 27 26.4 26.4	9.7 9.7 9.9 9.9	23.0 23.0 23.5 23.5	沿海 沿海 沿海 沿海	810 810 667 667		新門司 新門司 新門司 新門司	
株名門大洋 フェリー	大阪市西区江戸堀 1丁目9-6 TEL 06-6449-7155 北九州市門司区 新門司1丁目6 TEL 093-481-1780	フェリー おおさか フェリー きたきゅうしゅう フェリー きょうと2 フェリー ふくおか2	9,479 9,476 9,788 9,788	160.0 160.0 167.0 167.0	25 25 25.6 25.6	6.07 6.07 6.0 6.0	22.9 22.9 23.2 23.2	沿海 沿海 限沿 限沿	713 713 877 877	310 310 340 340	大阪南 新門司 大阪南 新門司 大阪南 新門司 大阪南 新門司	
関門海峡 フェリー(株)	山口県下関市彦島迫 町1丁目20-20 TEL 0832-66-6371	フェリー ふく彦	680	47.50	14.0	3.7	8.0	平水	250	40	下関荒田 小倉日明	
九州郵船(株)	福岡市博多区神屋町 1-27 TEL 092-281-0897	フェリー ちくし フェリー きづな フェリー あずさ フェリー げんかい ヴィーナス ヴィーナス2	1,926 1,809 683 675 163 163	97.37 94.10 65.66 65.66 30.33 30.78	14.6 14.8 12.8 12.8 8.53 8.53	5.2 5.2 4.4 4.4 2.59 2.59	20.0 19.4 14.8 14.8 43.0 43.0	沿海 限沿 沿海 沿海 限定 沿海 限定 沿海	753 678 350 202 263 257	69 67 42 43 博 多 博 多 博 多	博 多 博 多 博 多 博 多	
安田産業 汽船(株)	長崎県長崎市松ヶ枝 町5-35 TEL 095-826-0188	マリン ライナー2	19	16.00	4.27	1.50	18.0	平水	84	—	姪浜	
やまさ海運(株)	長崎県長崎市吉町 1番地 TEL 095-822-5002	みいけ丸	19	17.80	4.5	1.78	23.0	平水	66		島三 原池	予備 船

長 崎 県

所有事業者名	住所・電話番号	船 名	総トン数 (t)	全長 (m)	幅 (m)	深さ (m)	航海能力 (ノット)	航海 水域	旅客定員 (人)	車両搭載 乗用車換算	停泊港	備考
やまさ海運(株)	長崎市元船町 17-3 TEL 095-822-5002	みいけ丸	19	17.80	4.50	1.78	23.0	平水	66	—	島原	
安田産業 汽船(株)	長崎市松ヶ枝町 5-35 TEL 095-826-0188	プローバ5	19	18.10	4.42	1.48	25.0	沿海	80	—	時津	
瀬川汽船(株)	西海市西海町横瀬郷 4107-7 TEL 0959-32-1770	せがわ	19	16.50	3.80	1.50	24.0	平水	95	—	横瀬	
竹山運輸(有)	平戸市度島町 1652 TEL 0950-25-2011	第二フェリー 度島	199	34.36	8.5	3.00	11.0	限沿	沿海 95 平水 150	11	度島	
西海沿岸 商船(株)	佐世保市万津町 7-3 TEL 0956-24-1004	フェリーかしま れいびーど	193 94	33.03 24.98	9.00 6.93	2.99 2.60	12.3 25.0	限沿 限沿	限沿 120 202	乗用車 5台 普通トラック 3台	佐世保	
(有)木口汽船	五島市平蔵町 2746-2 TEL 0959-73-0003	フェリーひさか	155	34.50	8.20	2.90	12.4	限沿	65	6	奥浦	

熊 本 県

所有事業者名	住所・電話番号	船 名	総トン数 (t)	全長 (m)	幅 (m)	深さ (m)	航海能力 (ノット)	航海 水域	旅客定員 (人)	車両搭載 乗用車換算	停泊港	備考
㈱湯島商船	上天草市大矢野町湯島 TEL 0964-56-4063	菊盛丸	19.04	11.95	3.40	1.50	20.0	平水	71	—	大矢野	

鹿 児 島 県

所有事業者名	住所・電話番号	船 名	総トン数 (t)	全長 (m)	幅 (m)	深さ (m)	航海能力 (ノット)	航海 水域	旅客定員 (人)	車両搭載 乗用車換算	停泊港	備考
奄美海運(株)	鹿児島市本港新町 3 TEL 099-224-2126	フェリーあまみ フェリーきかい	2,942 2,878	112.00 112.54	17.80 17.80	11.80 11.89	20.50 20.00	近海	243 365	60 69	鹿児島	
マルエーフェリー(株)	鹿児島市泉町 16番4号 TEL 099-224-2111	フェリーなみのうえ フェリーあけぼの フェリー飛龍21 琉球エキスプレス	6,586 8,083 6,266 9,225	137.05 145.00 137.93 167.00	22.00 24.00 22.00 22.00	14.00 14.50 14.25 17.25	21.50 21.00 21.50 22.50	近海 近海 近海 近海	804 682 240 92	240 201 276 421	鹿児島	
マリックス ライン(株)	鹿児島市錦江町 1番7号 TEL 099-226-2121	クインコーラルプラス クインコーラル8	5,910 4,945	143.30 140.81	21.60 20.50	14.00 14.00	21.40 22.00	近海 近海	800 798	153 140	鹿児島	
折田汽船(株)	鹿児島市錦江町 7番37号 TEL 099-226-0479	フェリー屋久島2	3,392	122.43	17.80	12.17	21.80	沿海	450	70	鹿児島	
コスマス ライン(株)	鹿児島市錦江町 23番4号 TEL 099-224-4011	プリンセスわかさ	1,864	88.93	15.00	9.10	19.50	沿海	236	43	鹿児島	

九 州 各 県 予 備 船 一 覧

県名	事 業 者 名	船 名
福 岡	や ま さ 海 運 株	みいけ丸（平水、19 t）
佐 賀	(有) 平 成	平成（限沿、14 t）
長 崎	や ま さ 海 運 株	みいけ丸（平水、19 t）
	安 田 産 業 汽 船 株	プローバ5（沿海、19 t）
	瀬 川 汽 船 株	せがわ（平水、19 t）
	竹 山 運 輸 (有)	第二フェリーグ度島（限沿、199 t）
	西 海 沿 岸 商 船 株	フェリーかしま（限沿、193 t）、 れびーど（限沿、94 t）
	(有) 木 口 汽 船	フェリーひさか（限沿、155 t）
熊 本	(有) 湯 島 商 船	菊盛丸（平水、19.04 t）
大 分	該当なし	
宮 崎	該当なし	
鹿 児 島	該当なし	
沖 繩	該当なし	
山 口	該当なし(下関海運支局管内)	

別表第3 九州・山口9県の災害時応援（海上緊急輸送路等の確保）

各県担当部局

県名	部局名	課名	電話番号
福岡県	県土整備部	企画交通課	代 092-651-1111 直 092-643-3696 FAX 092-643-3646
佐賀県	県土づくり本部	企画・経営グループ	代 0952-24-1111 直 0952-25-7258 FAX 0952-25-7275
長崎県	地域振興部	交通政策課	代 095-824-1111 直 095-895-2065 FAX 095-895-2560
熊本県	企画振興部	交通対策課	代 096-383-1111 直 096-333-2164 FAX 096-385-4815
大分県	企画振興部	交通政策課	代 097-536-1111 直 097-506-2155 FAX 097-506-1731
宮崎県	県民政策部	総合交通課	直 0985-26-7037 FAX 0985-24-1383
鹿児島県	企画部	交通政策課	代 099-286-2111 直 099-286-3302 FAX 099-286-5533
沖縄県	企画部	交通政策室	代 098-866-2111 直 098-866-2045 FAX 098-866-2448
山口県	総務部	防災危機管理課	代 083-922-3111 直 083-933-2367 FAX 083-933-2408

海上緊急輸送路等の確保に関する手続き

1. 応援要請の手続き

応援を受けようとする県は、次の事項を明らかにして、とりあえず電話・ファクシミリにより九州・山口9県被災地支援対策本部事務局を置く県（以下「会長県」という。）に要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 使用する輸送基地の概要
- (3) 輸送内容の概要
- (4) 必要とする船舶の種類等
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

2. 船舶及び輸送拠点の確保

(1) 船舶の確保

被災県は管轄の運輸支局等と協議のうえ「会長県」に応援を要請し、「会長県」は、被災県の要請に基づき、応援県を調整し、管轄の運輸支局等と協議のうえ船舶調達の斡旋に関して協力する。被災県は、斡旋に基づき旅客船事業者に対し船舶使用の要請を行う。

(2) 輸送拠点の確保

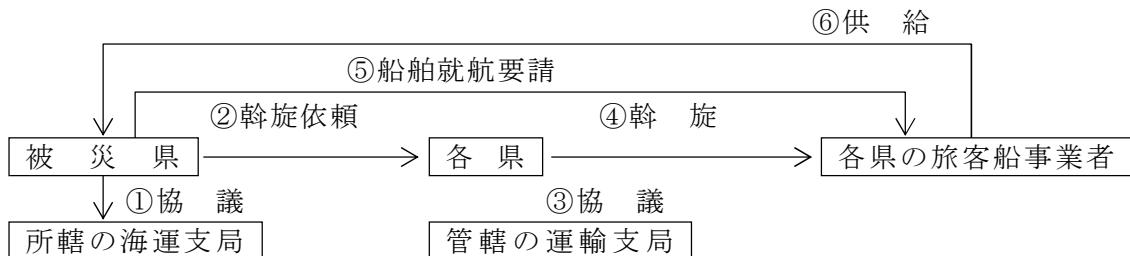
使用する輸送拠点（輸送基地）については、被災県において事前に関係者と調整を行い、円滑な連行が確保できる体制を整えることとする。

3. 応援経費の負担

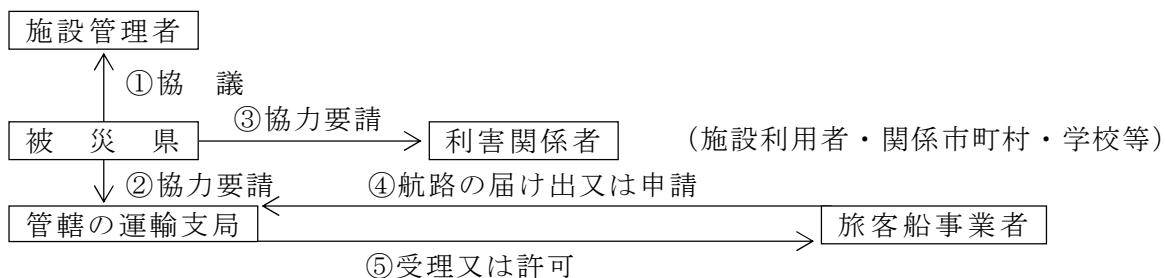
応援に要した経費は、応援を要請した県の負担とする。

4. 船舶及び輸送基地の確保等の流れ

【船舶】



【施設】



○ 九州・山口9県災害時応援協定に係る医療支援に関する実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、九州・山口9県災害時応援協定（以下「応援協定」という。）第5条第五号に規定する医療支援（以下「支援」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 支援の内容は、次の通りとする。

- (1) 医療救護活動に係る要員の派遣
- (2) 被災患者の受入れ
- (3) 医薬品等の提供

(派遣の種類及び編成)

第3条 前条第1項に定める派遣の種類は、医療救護班、保健指導班又は薬剤管理班とする。
2 前項に定める班の一班当たりの編成基準は、次のとおりとする。ただし、本文の規定によることが困難である県は、当該基準に準拠しながら、別に編成を行うことができる。

- (1) 医療救護班 医師1名、看護師2名、その他2名
- (2) 保健指導班 保健師2名、その他1名
- (3) 薬剤管理班 薬剤師2名

(派遣の班数)

第4条 前条に定める医療救護班、保健指導班、薬剤管理班の派遣数の基準は、各県の実情により、それぞれ1～3班とする。ただし各県は災害の規模その他の事情により本文基準に拘らず派遣することができるものとする。

(応援要請手続等の細目)

第5条 被災県が応援を要請するときは、前3条に定める支援の内容、派遣の種類及び編成並びに派遣の班数に関する事項を明らかにして要請を行うものとする。

(派遣班の活動及び1班当たりの活動期間)

第6条 派遣班員は、被災県知事の指揮下で、応急活動に従事するものとし、各班の活動期間は概ね1週間とする。

2 前項の活動期間は、各県独自で別に定めることができるものとする。

(医薬品等の提供)

第7条 各県は、初動期（被災後48時間以内をいう。以下同じ。）の医療救護等のために医薬品等を備蓄するものとし、初動期後の医療救護等に必要な医薬品等の供給体制を確保するとともに、被災県からの要請に応じて、医薬品等を搬送するものとする。

2 医薬品等の搬送は、被災県が要請する種類及び数量を、被災県が予め定める集積所まで、各県（被災県をのぞく。）が行うものとする。

(マニュアルの作成)

第8条 各県は、前5条に定める要員の派遣等の実施について、それぞれ別にマニュアルを作成するものとする。

(支援の期間)

第9条 この実施細目による支援の期間は、災害発生後2ヶ月以内の期間とするが、引き続いて被災県の要請があるときは、各県（被災県を除く。）は当該期間を延長するものとする。

2 前項の場合において、被災県が要請を行うときは、延長する期間を示すものとする。

(各県の担当部局)

第10条 協定第3条第6項に基づき定める各県の医療支援の担当局部は別表第1のとおりとする。

(被災患者の受入れ)

第11条 各県は、被災患者受入れのため、あらかじめ次の事項のいずれかに該当する医療機関を調査し、別に定める調査資料を相互に交換するものとする。

- (1) 一般病床 100床以上の病院
- (2) I C U、手術室、人工透析装置、人工心肺装置等災害医療に対応できる施設又は設備を有する病院

(その他団体との協定等)

第12条 各県は、この実施細目を履行するに当たり、その他団体との協定等が必要になる場合、それぞれ個別に協定等を締結するように努めるものとする。

(協議)

第13条 この実施細目の実施に関し必要な事項及びこの実施細目に定めのない事項は、各県が別に協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は平成23年10月31日から施行する。

別表第1（10条関係）

各県の担当部局

区分	医務に関するもの	薬務に関するもの
福岡県 保健医療介護部	医療指導課	薬務課
佐賀県 健康福祉本部	医務課	薬務課
長崎県 福祉保健部	医療政策課	薬務行政室
熊本県 健康福祉部	医療政策課	薬務衛生課
大分県 福祉保健部	医療政策課	薬務室
宮崎県 福祉保健部	医療薬務課	医療薬務対策室
鹿児島県 保健福祉部	地域医療整備課	薬務課
沖縄県 福祉保健部	医務課	薬務疾病対策課
山口県 健康福祉部	医務保険課 地域医療推進室	薬務課

○ 九州・山口9県における災害時の大気中アスベスト濃度調査等に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、九州・山口9県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、被災県が単独では十分な対策が実施できない場合において、九州・山口9県災害時応援協定（以下「協定」という。）第6条第1号チの規定に基づき、大気中アスベスト濃度調査等を速やかに実施し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るために必要な事項を定めるものである。

(担当部局)

第2条 各県の担当部局は、別表のとおりとする。

(応援の内容)

第3条 協定第8条第1項に基づき応援する地域を割り振られた応援担当県が被災県に対して行う応援の内容は、次のとおりとする。

- 一 被災県内における大気中のアスベスト纖維数濃度又は総纖維数濃度の測定（以下「大気中アスベスト濃度調査」という。）及び測定結果の報告
- 二 被災県が必要とする大気中アスベスト濃度調査等に必要な物資の提供及び技術的助言
- 三 前各号に掲げるもののほか、被災県が特に要請した事項

(応援の要請)

第4条 被災県は、その県内において第3条各号の応援が必要であると判断する場合は、協定第7条のとおり支援対策本部長に応援を要請するものとする。

- 2 被災県において、応援を要請する地域に大気汚染防止法政令市（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条に規定する市、以下同じ。）を含む場合は、その市の地域に関する応援の内容については、大気汚染防止法政令市と当該市の区域を管轄する県とが協議の上、決定する。

(応援の方法)

第5条 第3条に定める応援の方法は、次の各号のとおりとする。

- 一 応援担当県は、応援すべき内容を把握し、基本的に応援担当県で大気中アスベスト濃度調査に必要な測定機器とともに職員を派遣する。
- 二 防じんマスク等の消耗品の送付による応援のみを行う場合については、前号の規定によらない。
- 2 応援担当県は、被災県と応援の期間、場所及び方法等を十分協議のうえ、測定機器とともに職員を被災地域に派遣するなど実施可能な応援に取り組むものとする。
- 3 第3条第1項第1号に定める大気中アスベスト濃度調査については、原則として、最新のアスベストモニタリングマニュアル（環境省）に従って行う。

(被災県における受援体制)

第6条 被災県は、応援担当県に対して、第3条に基づく応援が円滑に行われるよう、被災状況等の情報の提供及び職員の同行について、可能な限り取り組むものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条に定める応援の実施にあたり、応援に要した経費は協定第10条第1項のとおり、原則として応援を受けた被災県の負担とする。

2 応援を受けた被災県において、応援を受けた地域に大気汚染防止法政令市を含む場合は、その市の地域で行われた応援に関する経費の負担については、応援を受けた大気汚染防止法政令市と当該市の区域を管轄する県とが協議の上、決定する。

(連絡会議の実施)

第8条 九州・山口9県は、この実施要領で規定する応援が円滑に実施されるよう、毎年度、連絡会議を実施する。

(協議)

第9条 この実施要領に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの実施要領に定める必要が生じた場合については、九州・山口9県で協議して定める。

附則

この要領は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

別表 担当部局

県名	部局名	課名
福岡県	環境部	環境保全課
佐賀県	県民環境部	環境課
長崎県	県民生活環境部	地域環境課
熊本県	環境生活部環境局	環境保全課
大分県	生活環境部	環境保全課
宮崎県	環境森林部	環境管理課
鹿児島県	環境林務部	環境保全課
沖縄県	環境部	環境保全課
山口県	環境生活部	環境政策課

(56) 九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定

(県生活衛生課：九州・山口9県)

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災県単独では愛護動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県が円滑に応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(救護の対象動物)

第2条 この協定において救護の対象とする愛護動物は、原則として犬及び猫とする。

(応援の種類)

第3条 愛護動物の救護に関する応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
- 二 被災した愛護動物の餌、ケージ等の物資の提供又は貸与
- 三 被災した愛護動物の保護及び収容
- 四 被災した愛護動物の一時預かり及び譲渡
- 五 その他愛護動物の救護のために必要な事項

(協定の運用体制)

第4条 この協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県を置く。

- 2 幹事県は、この協定の定めるところにより、必要な総合調整を行う。
- 3 副幹事県は、幹事県を補佐するとともに、幹事県が被災等によりその職務を遂行できないときは、幹事県の職務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県が被災等により職務を遂行できないときは、これらの県以外の県が協議の上、その職務を代行する。

(応援要請の手続)

第5条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況、応援を要する地域、内容及び期間等を明らかにして、幹事県に応援を要請するものとする。

- 2 幹事県は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たずに必要な応援を行うことについて、九州・山口9県（被災県を除く。）と協議し、決定することができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があつたものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。

(応援の実施)

第6条 幹事県は、前条第1項の規定により応援の要請があつた場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、九州・山口9県（被災県を除く。）と調整を図り、各県に対して、応援を行う地域、応援の内容等（以下「応援内容等」という。）の割り当てを行うものとする。

- 2 応援を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、割り当てられた応援内容等に応じ、必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援担当県は、応援の実施状況を幹事県に随時報告するものとし、幹事県は、報告に基づき、必要に応じて、それぞれの応援担当県の応援内容等を調整するものとする。
- 4 第1項の規定による応援の割り当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。
- 5 前条第3項の規定により個別の応援を実施する県は、応援の実施状況を幹事県に随時報告するものとする。

（関係団体への協力要請）

- 第7条 被災県は、愛護動物の救護に関し、九州・山口9県（被災県を除く。）の獣医師会、動物愛護団体等関係団体（以下「関係団体」という。）の協力を要請しようとする場合、当該要請を幹事県に依頼することができる。
- 2 前項の規定による依頼を受けた幹事県は、九州・山口9県（被災県を除く。）を通じて、関係団体に協力を要請するものとする。

（経費の負担）

- 第8条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。
- 2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（平常時の事務）

- 第9条 幹事県は、平常時においては、次に掲げる事務を行う。
- 一 九州・山口9県における担当部署の連絡先、応援能力その他応援要請時に必要となる事項を取りまとめて、各県に情報提供するとともに、各県からの連絡により更新すること。
 - 二 会議の開催等により、この協定の運用に関する情報交換、協議等を実施すること。
 - 三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
 - 四 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要なこと。

（その他）

- 第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、九州・山口9県が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成25年10月22日から施行する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印の上、各1通を保管する。

平成25年10月22日

福岡県知事 小川 洋 宮崎県知事 河野 俊嗣

佐賀県知事 古川 康 鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

長崎県知事 中 村 法 道 沖縄県知事 仲井眞 弘 多

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 山口県知事 山 本 繁太郎

大分県知事 広瀬 勝 貞

(57) 九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定

(県資源循環推進課：九州・山口9県)

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災県単独では十分な対策が実施できない場合において、九州・山口9県災害時応援協定第5条第7号の規定に基づき、災害廃棄物処理等における初動対応を迅速かつ円滑に進めるために必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 災害廃棄物の処理に関し支援が可能な県（以下「支援県」という。）が被災し支援を必要とする県（以下「被災県」という。）に対して行う支援の内容は次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
 - 二 被災県における被災状況の把握や必要な支援の検討及び実施
 - 三 仮設トイレの設置業者及びし尿収集運搬業者との情報収集及び支援要請等に係る連絡調整
 - 四 災害廃棄物（し尿を除く）の収集運搬業者及び処理業者の情報収集及び支援要請等に係る連絡調整
 - 五 被災市町村の仮置場の管理・運営及び災害廃棄物の処理に関する技術的助言
 - 六 前各号に掲げるもののほか、被災県が初動対応として特に要請した事項
- 2 前項第1号の職員の派遣時に必要となる物資や装備品の調達、宿泊場所の確保については、原則、支援県が行うものとする。

(支援に係る手続き)

第3条 前条に掲げる支援は、被災県からの要請に基づき実施するものとする。ただし、支援県は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな支援の要請が困難と見込まれるときは、要請が行われる前に、必要な支援を行うことができるものとし、この場合には、要請があったものとみなすものとする。

(被災県における受援体制)

第4条 被災県は、前条に定める要請を行った場合（同条ただし書において要請があったものとみなす場合を含む。）、被災状況や県内における連携体制等に関する情報提供や支援県からの派遣職員や車両等の受入について、速やかに対応するよう努めることとする。

(平常時の情報共有)

第5条 九州・山口9県は、発災時に災害廃棄物の処理に係る支援を迅速かつ効率的に行うため、平常時にあらかじめ、次の情報について相互に情報交換を行うものとする。

- 一 仮設トイレの設置業者、し尿収集運搬業者及び関係団体等の情報
- 二 災害廃棄物（し尿を除く）の収集運搬業者、処理業者及び関係団体等の情報

- 三 市町村の災害廃棄物処理計画策定や仮置場候補地の選定に係る情報
- 四 災害廃棄物処理に関する実務や専門的な処理技術などの知識・経験を有する職員に係る情報
- 五 前各号に掲げるもののほか、九州・山口9県が必要と認めた事項

(連絡会議の実施)

- 第6条 九州・山口9県は、第3条から前条に規定する支援等が円滑に実施されるよう、毎年度、連絡会議を実施するものとする。
- 2 連絡会議の運営については、別途定める。

(経費の負担)

- 第7条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災県の負担とする。
- 2 支援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ支援を受けた被災県から要請があった場合には、支援県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
 - 3 被災県及び支援県が前2項の規定により難いと認めるときには、別に協議のうえ負担関係を定めることができる。

(補則)

- 第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、九州・山口9県が協議して定める。
- 2 この協定は、各県が個別に又は九州ブロックとして国等他の主体と締結する災害廃棄物処理に係る支援協定又は行動計画に基づいた取組を妨げるものではない。

(適用)

- 第9条 この協定は、平成29年11月15日から適用する。

この協定を証するため、本書9通を作成し、各県知事記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年11月15日

福岡県知事	小川 洋	宮崎県知事	河野 俊嗣
佐賀県知事	山口 祥義	鹿児島県知事	三反園 訓
長崎県知事	中村 法道	沖縄県知事	翁長 雄志
熊本県知事	蒲島 郁夫	山口県知事	村岡 嗣政
大分県知事	広瀬 勝貞		

(58) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定書

(九州地方知事会：関西広域連合)

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合及び九州地方知事会（以下「両者」という。）を構成するいずれかの府県（以下「構成府県」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災した連合組織の構成府県だけでは十分な災害対策等の応援ができないときに、相手の連合組織の構成府県の応援を受けることにより、被災府県における災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「災害等」 つぎに掲げる事象をいう。
 - イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
 - ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、府県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる、又は生じるおそれがある緊急の事態
- (2) 「連合組織」 関西広域連合及び九州地方知事会のそれぞれをいう。
- (3) 「被災した連合組織」 両者のうち、大規模な災害等により被災した府県の属する連合組織をいう。
- (4) 「災害対策等」 災害応急や災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 資機材の提供
- (4) 避難者及び傷病者の受入れ
- (5) 船舶等の輸送手段の確保
- (6) 医療支援
- (7) その他被災府県が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災府県は、当該被災府県単独では、十分な災害対策ができないと判断したときは、速やかに自らが属する連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の規定による応援の要請を受けた連合組織は、自らの構成府県だけでは被災府県に

対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに相手の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による応援の要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
- (4) その他応援に当たって留意すべき事項

4 被災した連合組織は、第2項の規定による応援の要請を口頭で行った場合は、後日、速やかにその旨を相手の連合組織に文書にて提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定により応援の要請を受けた連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、相手の連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、速やかに自らの構成府県に応援を要請するものとする。

- 2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援の対象とする地域（以下「応援対象地域」という。）を割り当てて行うものとする。
- 3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県（以下「応援府県」という。）は、当該地域を応援するものとする。
- 4 応援府県は、応援対象地域のほか、他の応援対象地域を割り当てられた応援府県の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、応援対象地域以外の地域の応援に努めるものとする。
- 5 前項の規定による応援対象地域以外の地域における応援については、前条第1項及び第2項の規定による応援の要請に基づく第2項の規定による応援対象地域の割り当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災した連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、相手の連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、被災した連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、第4条第1項及び第2項の規定による応援の要請があったものとみなして、自らの構成府県に応援を要請するものとする。

- 2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援対象地域を割り当てて行うものとする。
- 3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県は、職員を当該地域に派遣して情報収集を行い、必要に応じて当該情報に基づき応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 この協定に基づき府県が行う応援に要した経費は、原則として応援を受けた府県の

負担とする。ただし、前条第3項の規定による情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った府県の負担とする。

2 応援を受けた府県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた府県から要請があったときは、応援した府県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 両者は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(事務局)

第9条 両者は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

2 事務局は、この協定の定めるところにより、両者間及びそれぞれの連合組織内の協定運用の調整にあたる。
3 関西広域連合における事務局は、関西広域連合広域防災局とする。
4 九州地方知事会における事務局は、九州・山口9県被災地支援対策本部事務局とする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、両者及びその構成府県が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両者で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年10月31日

関西広域連合
広域連合長

九州地方知事会
会長

(59) 災害時における緊急輸送に関する協定書

(県防災企画課：松浦鉄道株式会社会)

長崎県（以下「甲」という。）と松浦鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急輸送に関し、次のとおり協定書を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害その他の災害等が発生した場合（原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）において、災害対策基本法第86条の14の規定又は長崎県地域防災計画に基づき、甲が乙に対して行う鉄道による緊急輸送要請に関し、その手続き等必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、甲の必要とする業務を可能な限り実施するよう努めるものとする。

2 前項の規定による要請は、緊急輸送要請書（別記様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）被災者（観光客等帰宅困難者を含む。）の輸送業務
- （2）災害応急対策に必要な要員、荷物等の輸送業務
- （3）ボランティアの輸送業務
- （4）その他鉄道による支援業務

2 甲は、乙が実施する業務が円滑に実施できるよう、情報の提供等必要な協力を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、緊急輸送業務報告書（別記様式第2号）によりその業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条の規定により乙が実施した業務に要した費用（運賃及び料金）は、甲が負担する。

2 前項の運賃又は料金は、乙が鉄道事業法（昭和61年12月4日号外法第92号）第16条第3項の規定により届け出た旅客の運賃及び料金を基本とし、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙は、鉄道車両の故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに車両の交換等の対応により運行を継続するものとする。

2 乙は、鉄道車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲及び乙に速やかにその状況を報告するものとする。

(輸送及び第三者に対する責任)

第8条 乙は、鉄道車両の運行に際し、自己の責めに帰すべき理由により列車の利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、乙の従業員がこの協定に基づく業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合、又はこの協定に基づく業務に使用した車両が、汚損し、若しくは損傷した場合で、当該損害が災害と相当因果関係があると甲乙が協議した上で認められるときは、次に掲げる場合を除き、その損害を補償する。この場合において、従業員に対する補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和38年長崎県条例第8号)を準用する。

(1) 乙又は業務に従事する者の重大な過失による場合

(2) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(3) 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

(体制表の提供)

第10条 甲は、乙との連絡先等を記載した体制表を協定締結時に提出し、変更があった場合は速やかに変更後の体制表を提出するものとする。

(原子力災害対策時の従事者の安全確保)

第11条 原子力災害時に乙の従業者がこの協定に基づく業務に従事したことによる被ばく線量は、実効線量で1ミリシーベルトを上限とし、上限を超えるおそれがある場合には、甲は乙に協力を要請しないものとする。

2 甲は、乙の求めに応じ以下の物品等を貸与するものとする。

(1) 防護服

(2) 線量計

(3) その他原子力災害時に乙の従業員の安全を確保するために必要な物品等
(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務が終了又は解除された後においても同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年 月 日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(雑則)

第14条 この協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年8月5日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎県佐世保市白南風町1番10号
松浦鉄道株式会社
代表取締役 今里 晴樹

(60) ① 災害時における相互連携に関する協定書

(県防災企画課：西日本電信電話(株)：九州電力(株)、九州電力送配電(株))

長崎県（以下、「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下、「乙」という。）は、台風、風雪、洪水、地震、火山の噴火等による災害（以下、「災害」という。）が発生した場合に、相互に連携して災害対応にあたることに關し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎県内で災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、甲及び乙が相互に連携し、迅速かつ的確に対応することにより、県民生活の早期安定に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、長崎県における乙の供給区域とする。

（連携内容）

第3条 甲及び乙が連携する内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 甲及び乙は、平時から連絡体制を確立し、災害時においては、通信障害情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、災害時に乙が所有する設備に関連して甲が管理する道路の通行に支障を來した場合又は甲が管理する道路の被害により乙の所有する設備の復旧に支障を來した場合には、道路啓開及び通信障害復旧のため、甲乙連携して作業にあたるものとする。
- (3) 甲は乙に対して、災害時において防災拠点となり、かつ優先して通信障害復旧又は仮復旧が必要な病院、庁舎などの重要施設について、平時から情報を提供するものとする。
- (4) 乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- (5) 甲及び乙は、県民に対して、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、通信障害情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- (6) 甲及び乙は、災害時の道路被害及び通信障害等の発生を防止するため、平時から事前対策について相互に協力するものとする。
- (7) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第4条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別に定める。

（費用）

第5条 この協定に基づいて実施した事項に関する費用については、甲乙協議の上、決定す

るものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定に基づく業務の実施に当たっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期するものとする。

(期間)

第8条 この協定は、令和4年3月31日までの間効力を有する。ただし、期間満了日までに甲又は乙から書面による特段の申出がない場合には、効力を有する期間を期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、災害時における連携に関し、甲及び乙が他の団体と別途締結している協定等（この協定の締結日以降に締結するものを含む。）を妨げるものではない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年5月31日

甲 長崎県長崎市尾上町3-1
長崎県知事 中村法道

乙 長崎県長崎市出島町11-13
西日本電信電話株式会社
長崎支店長 古賀隆之

(60) ② 災害時における相互連携に関する協定書

(県防災企画課：西日本電信電話(株)：九州電力(株)、九州電力送配電(株))

長崎県（以下、「甲」という。）と九州電力株式会社（以下、「乙1」という。）及び九州電力送配電株式会社（以下、「乙2」という。なお、「乙1」「乙2」を総称して「乙」という。）は、台風、風雪、洪水、地震、火山の噴火等による災害（以下、「災害」という。）が発生した場合に、相互に連携して災害対応にあたることに關し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎県内で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、甲及び乙が相互に連携し、迅速かつ的確に対応することにより、県民生活の早期安定に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、長崎県における乙の供給区域とする。

（連携内容）

第3条 甲及び乙が連携する内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 甲及び乙は、平時から連絡体制を確立し、災害時においては、停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、災害時に乙が所有する設備に関連して甲が管理する道路の通行に支障を來した場合又は甲が管理する道路の被害により乙の所有する設備の復旧に支障を來した場合には、道路啓開及び停電復旧のため、甲乙連携して作業にあたるものとする。
- (3) 甲及び乙は、災害時において防災拠点となり、かつ優先して停電復旧又は仮復旧が必要な病院、庁舎などの重要施設について、平時から確認し情報を共有するものとする。
- (4) 乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- (5) 甲及び乙は、県民に対して、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- (6) 甲及び乙は、災害時の道路被害及び停電等の発生を防止するため、平時から事前対策について相互に協力するものとする。
- (7) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第4条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別に定める。

(費用)

第5条 この協定に基づいて実施した事項に関する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定に基づく業務の実施に当たっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期するものとする。

(期間)

第8条 この協定は、令和4年3月31日までの間効力を有する。ただし、期間満了日までに甲又は乙から書面による特段の申出がない場合には、効力を有する期間を期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、災害時における連携に関し、甲及び乙が他の団体と別途締結している協定等（この協定の締結日以降に締結するものを含む。）を妨げるものではない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書3通を作成し、各々記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年5月31日

甲 長崎県長崎市尾上町3-1
長崎県知事 中村法道

乙1 長崎県長崎市城山町3-19
九州電力株式会社
執行役員長崎支店長 下田政彦

乙2 長崎県長崎市城山町3-19
九州電力送配電株式会社
長崎支社長 郡山伸一郎

(61)災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定書

(県防災企画課：株バカン)

長崎県（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、長崎県内の災害に備え、甲及び長崎県内の市町が住民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲及び長崎県内の市町は、各自治体の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙及び長崎県内の市町のそれぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第3者に提供する場合は、あらかじめ甲又は情報を提供した市町に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 3 年 5 月 19 日

甲 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号

長崎県知事 中村 法道

乙 東京都千代田区永田町二丁目 17 番地 3
住友不動産永田町ビル 2 階

株式会社バカン
代表取締役 河野 剛進

(62)長崎県災害ボランティア本部の設置・運営等に関する協定書

(県民生活環境課、社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、長崎県災害ボランティア本部（以下「県本部」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における県本部の設置場所、業務内容、費用負担等について必要な事項を定め、災害ボランティア活動の円滑な実施による被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、被災者の支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して対策を講じる。

（県本部の設置等）

第3条 甲及び乙は、災害発生後速やかに被災状況等を把握し、甲乙協議のうえ、必要に応じ、県本部を設置するものとする。

（県本部の設置場所）

第4条 県本部は、乙が長崎県総合福祉センター（長崎市茂里町3番24号）内に設置する。ただし、被災等により当施設内に設置することが困難な場合、甲乙協議のうえ、適当な場所を確保し設置するものとする。

（県本部の運営）

第5条 県本部は、乙が主体となり、必要に応じて、関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙が県本部を設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、県本部の円滑な活動が困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（県本部の業務）

第7条 県本部は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）被災状況、被災地の市町災害ボランティアセンター、行政、関係機関・団体等の活動状況に関する情報収集と連絡調整

（2）災害ボランティア活動に関する情報発信

（3）災害ボランティア活動に関する報道機関、行政、県内外の支援団体等からの各種相談、問合せ対応

（4）市町災害ボランティアセンターの設置運営支援

（5）複数の市町災害ボランティアセンター間の連絡調整

（6）その他県本部の活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第9条 県本部の運営に必要な人件費、旅費その他の費用負担については、法令その他別段の定めがある場合を含め、甲乙協議のうえ決定する。

2 甲が負担する場合は、別に委託契約書を締結するものとする。

(県本部の閉鎖)

第10条 県本部の閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(報告)

第11条 甲は、県本部の運営状況について、乙に報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第12条 乙は、災害に備え、平常時から県本部機能の整備・保持に努め、甲は、必要な協力をを行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から関係機関・団体等と連携・協力し、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できる体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年11月24日

甲 長崎市尾上町3-1
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市茂里町3-24
長崎県社会福祉協議会
会長 出口 啓二郎

(63) 災害応急対策等にかかる連携協定

(県防災企画課：西九州トヨタ自動車㈱長崎支店：長崎トヨペット㈱：トヨタカローラ長崎㈱：ネッツトヨタ長崎㈱：㈱トヨタレンタリース長崎：トヨタモビリティパーシング㈱長崎支社)

長崎県（以下「甲」という。）と西九州トヨタ自動車株式会社、長崎トヨペット株式会社、トヨタカローラ長崎株式会社、ネッツトヨタ長崎株式会社、株式会社トヨタレンタリース長崎、トヨタモビリティパーシング株式会社長崎支社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長崎県内において甲、乙が相互に連携して災害に備えるとともに、災害が発生した際に乙が災害応急対策等に協力することを目的として、必要な事項を定める。

（車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する車両は、次に掲げるものとする。

- (1) 燃料電池自動車（※長崎県内に水素ステーション設置後から）
- (2) 電気自動車
- (3) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (4) ハイブリッド自動車
- (5) 自動車からの外部給電に必要な機器
- (6) その他

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲および乙は、平時より連携協力して災害に備えるべく、乙は甲もしくは甲が後援する各種団体等による防災意識啓発の取組みや訓練に積極的に協力するとともに、地域消防団への事業所協力などの活動促進を行うものとする。

- 2 甲は、災害時における外部給電等の応急対策及び被災現場確認等のため、乙が保有する車両を必要とする場合は、乙に対し書面（「提供協力要請書」）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、可能な範囲で保有する車両を貸与するよう努めるものとする。
- 4 乙は、災害による停電の発生時、避難所や販売店舗等において、近隣住民への給電協力に努めるものとする。
- 5 乙は、甲の要請によりその所有する店舗を避難者を一時的に受け入れる避難場所として提供する。
- 6 乙は、災害により飲料水や食料および生活必需品が不足する場合は、販売店舗等において備蓄している保存水等を可能な範囲で避難者に提供するものとする。
- 7 甲および乙は、市民の取組みによる減災を促進するため、外部給電が可能な車両の活用

や周知活動などを通じて、その認知度の向上に協力して取り組むものとする。

(車両の引渡し)

- 第4条 乙は甲からの要請を受け、車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲乙両者で協議の上、引渡しの方法を調整する。
- 2 乙は、車両等を引き渡した場合は、速やかに甲に対して書面（「提供協力実施報告書」）を提出するものとする。

(貸与期間)

- 第5条 車両の貸与期間は、災害発生から1週間程度とする。災害の規模に応じて甲が延長を希望する場合は、甲乙両者で協議の上、決定するものとする。

(車両の返却)

- 第6条 甲は乙から貸与された車両を貸与時の現状に復して返却するものとする。（通常摩耗分を除く）
- 2 車両の返却時期及び場所については、甲乙両者で協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

- 第7条 甲の要請に基づき乙が行った車両の使用料は無償とする。また、貸与時点での車両にある燃料等についても、乙が無償で提供するものとする。
- 2 貸与期間中の費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。

(費用の支払い)

- 第8条 甲は、乙から費用の支払請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(補償)

- 第9条 車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。
- (1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由がある者が、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲乙両者で協議の上、その賠償にあたるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第10条の規定による。

(車両保険の扱い)

- 第10条 乙は、第2条各号に掲げる車両等の貸与にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。
- 2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、

甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項ならびに故障等への対応)

第11条 甲は、貸与を受けた車両等を以下のとおり使用、管理するものとする。

- (1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、長崎県内で使用する。
- (3) 甲は、貸与期間中に車両が故障または不調により使用が出来なくなり、災害対策等を進めるにあたり問題が発生した場合には、乙に速やかに報告し、甲乙両者で対応を協議するものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を書面（「連絡責任者届」）により報告し、別途作成する連絡責任者一覧表により、互いに情報を報告し、共有するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(訓練等)

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙両者で協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了日の2ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和4年2月28日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎県長崎市五島町4番19号
西九州トヨタ自動車株式会社 長崎支店
執行役員 長崎支店長 宮添 克己

長崎県長崎市出島町12番13号
長崎トヨペット株式会社
代表取締役社長 馬場 政隆

長崎県長崎市稻佐町2番10号
トヨタカローラ長崎株式会社
代表取締役社長 藤岡 良規

長崎県長崎市出島町12番13号
ネットトヨタ長崎株式会社
代表取締役社長 馬場 政隆

長崎県長崎市松山町4番50号
株式会社トヨタレンタリース長崎
代表取締役社長 吉本 明浩

長崎県諫早市久山町1910番地11
トヨタモビリティパーシ株式会社
九州北部統括支社
理事第三ブロック長 神田 一宏

(64) 大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書

（県水産部：長崎県港湾漁港建設コンサルタント協議会）

長崎県水産部(以下「甲」をいう。)と長崎県港湾漁港建設コンサルタント、協議会(以下「乙」をいう。)は、地震・津波・台風等による大規模な災害が発生し、混乱した初期の段階において、甲の災害対応に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、乙に所属する会員の県内の海象・沿岸構造物に精通した技術力等による組織的な支援活動を行い、甲における迅速な災害復旧の方針・方法の策定や円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、次に掲げる大規模な災害により、甲が管理する漁港及び海岸(水産庁所管)保全施設が被災し、甲が緊急に災害対応を図るために、乙に支援を要請する場合に適用する。

(1) 震度5弱以上の地震が発生した場合

(2) 大津波が発生した場合

(3) 大規模な台風、豪雨、その他異常な自然現象等が発生した場合

（支援活動の内容）

第3条 前条の場合において、乙が支援する活動内容は次のとおりとする。

(1) 復旧対策への助言・提案

(2) 被災時の波浪推算及び被災の原因究明

(3) 復旧に関する構造物の設計

(4) 災害査定に関する各種資料の作成

(5) その他、前項の目的を達成するための調査等

（乙の支援体制）

第4条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次の体制を整備し、その内容を甲に連絡しておくものとする。

(1) 連絡網及び組織的な支援体制)—

（支援活動の要請）

第5条 甲は、乙に支援活動の要請を行うに当たっては、次の事項を災害

支援活動要請書により連絡する。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後遅滞なく文書を発行するものとする。

(1) 支援対象施設

(2) 被災状況

(3) 支援活動の内容

(4) その他必要な事項

（支援活動対応会社の報告）

第6条 乙は、前条の要請に基づく活動に対応する会員を決定した場合には、速やかに災害支援活動対応会社報告書により甲に報告するものとする。

（支援活動完了の報告）

第7条 乙は、甲の要請に基づく活動を完了した場合には、速やかに災害支援活動完了報告書により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲の要請に基づいて乙が行う支援活動に要する費用の負担については、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号の助言・提案の支援活動は、原則として無償とする。
- (2) 第3条第2号から5号の作業等にかかる費用については、甲と対応する会員の間で請負契約を速やかに締結し、清算するものとする。

(労災補償)

第9条 甲からの支援要請に応じて活動に従事した者が、そのために死亡、負傷、疾病、または身体障害等を被った場合の労働災害補償のため、乙は労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう会員等に周知するものとする。なお、労働災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了日の1月前までに甲又は乙からの特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(意見交換会)

第11条 甲と乙は、円滑な災害対応を図るため、意見交換会を原則年1回開催するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年8月30日

甲 長崎県水産部
部長 川口 和宏

乙 長崎県港湾漁港建設コンサルタント協議会
会長 津曲 兼嗣

(65) 大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書

（県土木部：長崎県港湾漁港建設コンサルタント協議会）

長崎県土木部（以下「甲」という。）と 長崎県港湾漁港建設コンサルタント協議会（以下「乙」という。）は、地震・津波・台風等による大規模な災害が発生し、混乱した初期の段階において、甲の災害対応に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、乙に所属する会員の県内の海象・沿岸構造物に精通した技術力等による組織的な支援活動を行い、甲における迅速な災害復旧の方針・方法の策定や円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、次に掲げる大規模な災害により、甲が管理する港湾及び海岸（国土交通省所管）保全施設が被災し甲が緊急に災害対応を図るために、乙に支援を要請する場合に適用する。

（1）震度5弱以上の地震が発生した場合

（2）大津波が発生した場合

（3）大規模な台風、豪雨、その他異常な自然現象等が発生した場合

（支援活動の内容）

第3条 前条の場合において、乙が支援する活動内容は次のとおりとする。

（1）復旧対策への助言・提案

（2）被災時の波浪推算及び被災の原因究明

（3）復旧に関する構造物の設計

（4）災害査定に関する各種資料の作成

（5）その他、前項の目的を達成するための調査等

（乙の支援体制）

第4条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次の体制を整備し、その内容を甲に連絡しておくものとする。

（1）連絡網及び組織的な支援体制

（支援活動の要請）

第5条 甲は、乙に支援活動の要請を行うに当たっては、次の事項を災害支援活動要請書により連絡する。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後遅滞なく文書を発行するものとする。

（1）支援対象施設

（2）被災状況

（3）支援活動の内容

（4）その他必要な事項

（支援活動対応会社の報告）

第6条 乙は、前条の要請に基づく活動に対応する会員を決定した場合には、速やかに災害支援活動対応会社報告書により甲に報告するものとする。

（支援活動完了の報告）

第7条 乙は、甲の要請に基づく活動を完了した場合には、速やかに災害支援活動完了報告書により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲の要請に基づいて乙が行う支援活動に要する費用の負担については、次のとおりとする。

(1) 第3条第1号の助言・提案の支援活動は、原則として無償とする。

(2) 第3条第2号から5号の作業等にかかる費用については、甲と対応する会員の間で請負契約を速やかに締結し、清算するものとする。

(労災補償)

第9条 甲からの支援要請に応じて活動に従事した者が、そのために死亡、負傷、疾病、または身体障害等を被った場合の労働災害補償のため、乙は労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう会員等に周知するものとする。なお、労働災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了日の1月前までに甲又は乙からの特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(意見交換会)

第11条 甲と乙は、円滑な災害対応を図るため、意見交換会を原則年1回開催するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年8月30日

甲 長崎県土木部
部長 奥田 秀樹

乙 長崎県港湾漁港建設コンサルタント協議会
会長 津曲 兼

(66) 大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書

(県防災企画課：長崎専門職団体連絡協議会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎専門職団体連絡協議会（以下「乙」という。）は、長崎県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害等（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、住民等に対する相談業務の支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長崎県内で大規模災害等が発生した場合において、甲が乙に対して要請する相談業務の支援等に関し必要な事項を定める。

（支援要請）

第2条 甲は、大規模災害等発生時において、甲が必要と認める場合には、乙に対して、相談業務の支援を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から支援要請を受けた場合には、速やかに相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要な事項を甲に連絡するとともに、甲が指定する業務実施場所に従事者を派遣するものとする。

（実施期間）

第3条 甲の支援要請に基づき、乙が従事者を派遣する期間は、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の業務）

第4条 業務実施場所において従事者の行う相談業務は、乙の各構成団体が取り扱う業務に関する相談に限る。

（報告）

第5条 乙は、前条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに、文書により当該業務に関する報告を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 相談業務については無償とし、従事者の派遣等に関する費用は、乙の負担とする。

（市町による支援要請）

第7条 長崎県内の市町は、大規模災害等発生時において、乙に対して当該依頼に係る支援業務を要請することができる。

2 第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条から前条までの規定中「甲」とあるのは「被災市町」と読み替えるものとする。

（個人情報の保護）

第8条 相談業務における個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。令和3年法律第37号による改正を含む。）及び長崎県個人情報保護条例（平成13年7月12日条例第38号。以降本協定締結日までの各改正を含む。）の規定を遵守するものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に基づく相談業務に関する連絡窓口について、甲は長崎県危機管理課、乙

は長崎県弁護士会とし、これに変更があった場合は、それぞれ通知するものとする。

2 第7条による支援要請の場合は、要請を行う「被災市町」の担当課を連絡窓口とする。

(細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙双方がその都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、令和4年10月12日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了するまでに、甲又は乙のいずれかが相手方に対して文書による協定終了の申出を行わないときは、当該有効期間をさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を9通作成し、甲及び乙の構成団体が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年10月12日

甲 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県知事 大石 賢吾

乙 長崎専門職団体連絡協議会

(乙の構成団体)

長崎県長崎市栄町1-25

長崎県弁護士会

会長 濱口 純吾

長崎県長崎市魚の町3-33

長崎県司法書士会

会長 前田 洋之

長崎県長崎市八百屋町2番地3

九州北部税理士会長崎県地区連絡協議会

会長 松本 信幸

長崎県長崎市桶屋町50-1

長崎県社会保険労務士会

会長 中島 政博

長崎県長崎市桜町3-12 中尾ビル5F

長崎県行政書士会

会長 山脇 正隆

長崎県長崎市桜町7-6

長崎県土地家屋調査士会

会長 船津 学

長崎県長崎市興善町4-6 田都ビル
公益社団法人 長崎県不動産鑑定士協会
会長 荒川千洋
長崎県長崎市出島町1-43
ながさき出島インキュベータ302
一般社団法人 長崎県中小企業診断士協会
会長 前田慎一郎

(67) 九州・山口9県における災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定書

(県地域環境課：九州・山口9県、(一社) 建築物石綿含有建材調査者協会)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「協会」という。）とは、災害時における被災建築物等のアスベスト調査に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、九州・山口9県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、被災県が単独では十分な対策が実施できない場合において、協会の支援を得て被災建築物等のアスベスト調査を速やかに実施し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るために必要な事項を定めるものである。

(支援の対象地域)

第2条 前条に基づく支援の対象となる地域は、被災県の全域とする。

(定義)

第3条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 被災建築物等　被災県が保有している情報を基に、被災県又は協会がアスベスト調査を必要と判断した被災した建築物その他の工作物とする。
- 二 調整役　九州・山口9県において、広域的な災害等を想定しあらかじめ選定したもので、被災県及び協会との調整等を担う県をいう。

(支援の内容)

第4条 協会が被災県に対して行う支援の内容は次のとおりとする。

- 一 被災建築物等におけるアスベスト含有建材の使用の有無及び露出・破損状況等の調査（以下「被災建築物等調査」という。）
 - 二 その他アスベスト飛散防止のため必要となる助言
- 2 被災県は、前項各号に定める事項以外の支援を必要とする場合は、協会と協議する。
- 3 調整役は、広域的な災害の発生や災害の状況等に応じ、協会が被災県に対して行う支援について、第5条第3項に定める調整及び同条第5項に定める協力をを行うものとする。

(支援の要請)

第5条 被災県は、その県内において支援を得て被災建築物等調査を行う必要があると判断する場合は、協会に対して支援を要請することができる。

- 2 前項に掲げる支援の要請は、原則として、被災県が直接行う。ただし、広域的な災害の発生その他の事情により、被災県から協会に直接の要請が困難な場合は、調整役を通じて

行うものとする。

- 3 調整役は、前項ただし書により被災県からの支援の要請についての協力依頼があった場合は、協会に対して要請があったことを連絡し、協会及び被災県と支援内容について調整する。
- 4 協会は、支援の要請を受けたときは、可能な範囲で支援する。
- 5 調整役は、災害の状況等に応じ、被災県からの第3項による速やかな協力依頼が困難と見込まれるときは、被災県からの協力依頼が行われる前に被災県に対して必要な協力をを行うものとする。
- 6 被災県において、支援を要請する地域に大気汚染防止法政令市（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条に規定する市、以下同じ。）を含む場合は、その市の地域に関する支援の内容については、大気汚染防止法政令市と当該市の区域を管轄する県とが協議の上、決定する。

（被災県における受援体制）

第6条 被災県は、協会に対して、第5条に基づく支援が円滑に行われるよう、被災状況及び被災建築物等の情報の提供並びに調査における職員の同行について取り組むものとする。

（経費の負担）

第7条 協会が支援に要した経費（人件費及び機器費を除く。以下同じ。）は、原則として支援を受けた被災県の負担とし、その負担の範囲は被災県と協会で協議して定める。

2 支援を受けた被災県において、その支援を受けた地域に大気汚染防止法政令市を含む場合は、その市の地域で行われた支援に関する経費の負担については、支援を受けた大気汚染防止法政令市と当該市の区域を管轄する県とが協議の上、決定する。

（実施報告）

第8条 協会は、第4条第1項第1号及び同条第2項の支援を実施したときは、時期、場所、調査者氏名（資格）、種類、件数その他必要な事項を文書により、被災県に報告するものとする。

（守秘義務）

第9条 協会は、本協定に基づく活動において知り得た秘密を本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に漏らし、又は本協定の目的以外に利用してはならない。ただし、あらかじめ書面により被災県の承諾を得たときは、この限りでない。

（平常時の連携）

第10条 協会と九州・山口9県は、本協定の効果的な運用を図るため、平常時から情報交換等を行うものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定の締結日から有効とし、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

(補足)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協会及び九州・山口9県で協議して定める。

2 この協定は、協会及び九州・山口9県が個別に又は共同で他者と締結する災害時の協定又は個別計画に基づく取組を妨げるものではない。

附則

この協定は、令和4年（2022年）6月13日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書10通を作成し、各県知事及び協会それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年（2022年）6月13日

福岡県知事	服部 誠太郎	宮崎県知事	河野 俊嗣
佐賀県知事	山口 祥義	鹿児島県知事	塩田 康一
長崎県知事	大石 賢吾	沖縄県知事	玉城 康裕
熊本県知事	蒲島 郁夫	山口県知事	村岡 嗣政
大分県知事	広瀬 勝貞		

東京都千代田区神田三崎町二丁目13番1号田辺ビル4階
一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会
代表理事 貴田 晶子

(68) 九州・山口9県における災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定書

(県地域環境課：九州・山口9県、(一社)日本アスベスト調査診断協会)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）と一般社団法人日本アスベスト調査診断協会（以下「協会」という。）とは、災害時における被災建築物等のアスベスト調査に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、九州・山口9県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、被災県が単独では十分な対策が実施できない場合において、協会の支援を得て被災建築物等のアスベスト調査を速やかに実施し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るために必要な事項を定めるものである。

(支援の対象地域)

第2条 前条に基づく支援の対象となる地域は、被災県の全域とする。

(定義)

第3条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 被災建築物等 被災県が保有している情報を基に、被災県又は協会がアスベスト調査を必要と判断した被災した建築物その他の工作物とする。
- 二 調整役 九州・山口9県において、広域的な災害等を想定しあらかじめ選定したもので、被災県及び協会との調整等を担う県をいう。

(支援の内容)

第4条 協会が被災県に対して行う支援の内容は次のとおりとする。

- 一 被災建築物等におけるアスベスト含有建材の使用の有無及び露出・破損状況等の調査（以下「被災建築物等調査」という。）
 - 二 その他アスベスト飛散防止のため必要となる助言
- 2 被災県は、前項各号に定める事項以外の支援を必要とする場合は、協会と協議する。
- 3 調整役は、広域的な災害の発生や災害の状況等に応じ、協会が被災県に対して行う支援について、第5条第3項に定める調整及び同条第5項に定める協力をを行うものとする。

(支援の要請)

第5条 被災県は、その県内において支援を得て被災建築物等調査を行う必要があると判断する場合は、協会に対して支援を要請することができる。

- 2 前項に掲げる支援の要請は、原則として、被災県が直接行う。ただし、広域的な災害の発生その他の事情により、被災県から協会に直接の要請が困難な場合は、調整役を通じて

行うものとする。

- 3 調整役は、前項ただし書により被災県からの支援の要請についての協力依頼があった場合は、協会に対して要請があったことを連絡し、協会及び被災県と支援内容について調整する。
- 4 協会は、支援の要請を受けたときは、可能な範囲で支援する。
- 5 調整役は、災害の状況等に応じ、被災県からの第3項による速やかな協力依頼が困難と見込まれるときは、被災県からの協力依頼が行われる前に被災県に対して必要な協力をを行うものとする。
- 6 被災県において、支援を要請する地域に大気汚染防止法政令市（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条に規定する市、以下同じ。）を含む場合は、その市の地域に関する支援の内容については、大気汚染防止法政令市と当該市の区域を管轄する県とが協議の上、決定する。

（被災県における受援体制）

第6条 被災県は、協会に対して、第5条に基づく支援が円滑に行われるよう、被災状況及び被災建築物等の情報の提供並びに調査における職員の同行について取り組むものとする。

（経費の負担）

- 第7条 協会が支援に要した経費（人件費及び機器費を除く。以下同じ。）は、原則として支援を受けた被災県の負担とし、その負担の範囲は被災県と協会で協議して定める。
- 2 支援を受けた被災県において、その支援を受けた地域に大気汚染防止法政令市を含む場合は、その市の地域で行われた支援に関する経費の負担については、支援を受けた大気汚染防止法政令市と当該市の区域を管轄する県とが協議の上、決定する。

（実施報告）

第8条 協会は、第4条第1項第1号及び同条第2項の支援を実施したときは、時期、場所、調査者氏名（資格）、種類、件数その他必要な事項を文書により、被災県に報告するものとする。

（守秘義務）

第9条 協会は、本協定に基づく活動において知り得た秘密を本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に漏らし、又は本協定の目的以外に利用してはならない。ただし、あらかじめ書面により被災県の承諾を得たときは、この限りでない。

（平常時の連携）

第10条 協会と九州・山口9県は、本協定の効果的な運用を図るため、平常時から情報交換等を行うものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定の締結日から有効とし、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

(補足)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協会及び九州・山口9県で協議して定める。

2 この協定は、協会及び九州・山口9県が個別に又は共同で他者と締結する災害時の協定又は個別計画に基づく取組を妨げるものではない。

附則

この協定は、令和4年（2022年）6月13日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書10通を作成し、各県知事及び協会それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年（2022年）6月13日

福岡県知事	服部 誠太郎	宮崎県知事	河野 俊嗣
佐賀県知事	山口 祥義	鹿児島県知事	塩田 康一
長崎県知事	大石 賢吾	沖縄県知事	玉城 康裕
熊本県知事	蒲島 郁夫	山口県知事	村岡 嗣政
大分県知事	広瀬 勝貞		

東京都港区芝5-26-30専売ビル5F2B

一般社団法人日本アスベスト調査診断協会

代表理事 本山 幸嘉

(69) 有事における庁舎の相互利用に関する協定書

(防災企画課、佐世保市)

長崎県（以下「甲」という。）と佐世保市（以下「乙」という。）は、災害時における庁舎の相互利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎県内において地震、風水害及びその他の原因による災害等（以下「災害」という。）が発生し、甲及び乙が、県庁や市役所に帰庁することが困難になった場合、甲及び乙が災害対応の指揮を迅速に、かつ的確に行うため、甲及び乙が所有する庁舎等の会議室及び設備を相互に利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲及び乙は、県内で災害が発生した場合、甲においては乙の庁舎の、乙においては甲の庁舎の会議室及び設備を使用したい旨の申し出があった場合には、それぞれの業務の支障のない範囲で、協力するよう努めるものとする。

2 前項の規定による申し出は、原則として文書によるものとするが、これによりがたい場合には、口頭で行い、後刻、文書を提出するものとする。

3 会議室及び設備の使用は無償とする。

4 甲及び乙は、協定締結後すみやかに、会議室等を使用する場合における連絡窓口を定め、甲においては乙に、乙においては甲に報告するものとする。

（相互利用の対象とする施設）

第3条 相互利用の対象とする施設は、甲及び乙が、あらかじめ、別に定める。

（会議室等の使用にあたっての守るべき事項）

第4条 甲及び乙は、借り受けた会議室については、善良なる管理者の注意義務をもって、使用することとし、会議室や設備を破損した場合には、弁償しなければならない。

（使用実績の報告）

第5条 甲及び乙は、会議室及び設備の使用終了後、使用した期間、会議室、設備等について、文書で報告しなければならない。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が終了する1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定終了の意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年2月15日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 大石 賢吾

乙 佐世保市八幡町1番10号
佐世保市長 宮島 大典

(70) 災害支援ナースの派遣に関する協定

(県地域保健推進課：医療法人 重工記念長崎病院：社会医療法人 健友会 上戸町病院：社会医療法人 春回会 井上病院：地方独立行政法人 長崎市立病院機構 長崎みなとメディカルセンター：医療法人 保善会 田上病院：長崎大学病院：公益社団法人 日本海員掖済会 長崎掖済会病院：宗教法人 聖フランシスコ病院会 聖フランシスコ病院：国家公務員共済組合連合会 佐世保共済病院：社会医療法人財団 白十字会 佐世保中央病院：地方独立行政法人 佐世保市総合医療センター：独立行政法人労働者健康安全機構 長崎労災病院：独立行政法人地域医療機能推進機構 謹早総合病院：公益社団法人 地域医療振興協会市立大村市民病院：長崎県病院企業団 長崎県島原病院：医療法人 栄和会 泉川病院：医療法人 光善会 長崎百合野病院：一般社団法人 長崎市医師会：合同会社 MYS：合同会社 coming 訪問看護・介護ステーション幸：公益社団法人 長崎県看護協会：特定医療法人 光晴会病院：社会福祉法人十善会 十善会病院：医療法人外海弘仁会 日浦病院：公立小浜温泉病院：医療法人青藍会 みどりの園病院)

長崎県知事（以下「甲」という。）と（ ）代表（以下「乙」という。）とは、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の12の2に規定する災害・感染症医療業務従事者である看護師（以下「災害支援ナース」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要な研修の課程を修了した災害支援ナースが災害等が発生した地域や新興感染症等のまん延した地域（以下「被災地」という。）において速やかに出動し、看護支援活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害支援ナース活動要領等に基づき、災害や新興感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、災害支援ナースの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに災害支援ナースを派遣するものとする。

（派遣先）

第3条 乙は災害支援ナースを、長崎県内における看護活動に対し派遣することを原則とする。

2 甲が必要と認めた場合には、乙は、災害や新興感染症等が発生した他の都道府県における看護活動に対し派遣することができる。

（災害支援ナースの活動）

第4条 乙が派遣する災害支援ナースが行う業務は災害支援ナース活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣した災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 災害支援ナースが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県の災害支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣する災害支援ナースは、原則として派遣元である乙の職員として看護活動

に従事する。

(協定の実施状況等の報告)

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況 その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

(平時における準備)

第8条 乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、災害支援ナースの資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

(費用負担等)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

- 一 災害救助法施行細則（昭和35年6月15日長崎県規則第42号）で定める額の日当
- 二 職員の旅費に関する条例（昭和29年11月1日長崎県条例第47号）に準じて算定した額の旅費
- 三 看護活動に医薬品、医療器具等を使用した場合の実費
- 四 災害支援ナースが被災地での移動のために使用したレンタカー等の実費。ただし、事前に甲の了解を得たものに限る。
- 五 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

(災害救助法適用時の費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第18条第2項及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条に定めるところにより費用を負担する。

(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

令和6年4月26日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 大石 賢吾

乙 (住所) (組織名)
代表 ()

(71) 災害時における物資等の緊急輸送及び救援物資の荷捌き等に関する協定書

(防災企画課、一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク)

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における物資等の緊急輸送及び救援物資の荷捌き等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎県において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、物資等の緊急輸送や、災害応急対策に必要な食料品や生活必需品などの救援物資の荷捌きが迅速かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、第4条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、業務依頼書（第1号様式）により業務の内容を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な限り協力をを行うものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、業務報告書（第2号様式）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に対して、協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 物資等の緊急輸送
- (2) 物資の調達及び供給
- (3) 荷捌き業務に関する荷役の提供及び統括する指導者の派遣
- (4) 荷捌き業務に必要となる機器の貸与と操作者の派遣
- (5) 救援物資集積拠点の提供
- (6) その他、甲が必要と認める事項

（車両の運行への配慮）

第5条 甲は、乙が前条の業務を行う際には、車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

2 甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して、安全確保に努め、必要に応じて乙へ報告するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定により、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害救助法等の定めのあるものを除くほかは、災害時における物資の輸送及び救援物資の荷捌き等にかかる合理的な範囲内で、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の関係規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(損害賠償責任)

第8条 乙は、甲の要請による業務の実施中に、乙の責めに帰する事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(従事者の損害補償)

第9条 甲の要請により、乙が実施した業務に従事した者の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、乙の責任において行うものとする。

(市町による支援物資輸送に係る要請)

第10条 甲は、被災市町から物資等の緊急輸送及び救援物資の荷捌き等に関する協力依頼があった場合は、乙に対して当該依頼に係る業務の一部又は全部を要請することができる。

2 前項の規定により甲が乙から要請を受けた場合における事務の処理については、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条から前条までの規定中「甲」とあるのは「被災市町」と、第6条第2項中「甲乙間」とあるのは、「被災市町と乙との間」と読み替えるものとする。

3 被災市町が乙と、この協定と同様の協定を締結した場合には、前2項の規定は適用しない。

(連絡体制の整備)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、連絡責任者等届（様式第3号）により相互に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年11月18日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 大石 賢吾

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク
理事長 和佐見 勝

(72) 災害時におけるキッチンカーによる炊き出し支援の実施等に関する協定書

(防災企画課：長崎県キッチンカー協会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）におけるキッチンカーによる炊き出し支援の実施等に関して必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に協力を求める際の手続き等を定めることを目的とする。

（対象）

第2条 この協定における対象は、災害救助法第4条第1項第2号に規定する炊き出し支援でキッチンカーによるものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し県内の被災状況等を勘案して第5条第1項に定める炊き出し支援等の協力要請を行う。協力に当たっては、実施場所、実施内容、規模、期間及びその他必要と認められる事項を記載した要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により協力要請を行い、後日、要請書を速やかに提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

（協力内容）

第5条 乙の斡旋を受けた乙の会員（以下、「乙の会員」という。）は、甲の要請に基づきキッチンカーによる次の各号に掲げる炊き出し支援等を行うものとする。支援の内容は次の各号に掲げるものとする。

(1) 市町が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施

(2) 甲が指定する、被災場所等におけるキッチンカーによる炊き出しの実施

(3) 乙の会員が調達可能な物資の供給

(4) 甲が提供する食材の調理

(5) その他甲が指定する支援

2 乙は、甲から第3条による協力要請を受けたときは、速やかにこれに応じ、その要請内容の実現に努め、また、その措置の状況について状況報告書（第2号様式）を甲に提出し、報告するものとする。

3 乙の会員がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、次の各号に掲げる事項に配慮して行うものとする。

(1) 特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示または利用者に通知する等、食物アレルギー対策

(2) 衛生管理を行い、提供する食事を加熱する等、食中毒発生の防止

(3) 必要に応じて、咀嚼又は嚥下機能等の低下している被災者に配慮した食事提供

（費用負担）

第6条 乙の会員が提供した食事の原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとす

る。

- 2 乙の会員が行った移動に係る費用は、原則として、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するものとする。
- 3 その他、事業の実施に際し別途費用負担が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、乙から本協定に基づく正当な費用の支払い請求があった場合は、請求日から30日以内に乙に支払うものとする。

(連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、連絡担当者名簿（第3号様式）により、相互に報告するものとする。

なお、甲又は乙の連絡先等に変更が生じた際は速やかに通知することとする。

(平常時の取組)

第9条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が実施する防災訓練及び防災啓発活動等に協力するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申出がない場合は、同一の条件で、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(市町への委任)

第12条 甲は、災害救助法第13条第1項に基づき救助を迅速に行うため必要があると認め、災害救助法第4条第1項第2号に規定する炊き出し支援を市町長に委任したときは、この協定に定める事項について市町長に委任したものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上それぞれ1通を保有するものとする。

令和6年12月8日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 大石 賢吾

乙 長崎県長崎市八幡町3番19号1F
長崎県キッチンカー協会代表理事 安井 忠行

(73) ドローンを活用した災害時等における活動協力に関する協定書

(県防災企画課：一般社団法人ドローン減災士協会長崎支部)

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人ドローン減災士協会長崎支部（以下「乙」という。）は、長崎県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合の応急・復旧対策業務等の実施及び平常時におけるドローンを活用した協力活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に基づき乙が行う応急・復旧対策業務及び平常時における様々な分野での利活用やその他必要と認められる活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請の手続き）

第2条 甲は、応急・復旧対策業務を実施する関係機関（以下「関係機関」という。）から乙のドローンによる応急・復旧対策業務等（以下「業務等」という。）の斡旋の求めがあったとき又は甲が業務等を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し協力を要請する業務（以下「協力活動」という。）の内容、期間等を明らかにし、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、災害時など緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請を行うものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲が乙に対し協力を要請したが、乙だけでは対応できない場合、乙は乙の属する母体へ応援を要請し、甲への支援を行うこととする。この場合、乙の属する母体は、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、同様に遵守するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙に対し要請する協力活動の内容は、次に掲げるものとする。

（1）災害時における協力活動

- ① 災害発生現場等の被災状況把握のための情報収集支援
- ② 行方不明者の捜索支援
- ③ 物資の運搬等支援
- ④ 避難場所の誘導支援

（2）平常時における協力活動

- ① 甲が実施する防災意識啓発の取り組み及び防災訓練への協力
- ② ドローン利活用のための人材育成への協力
- ③ その他、甲が乙と協議の上、決定した事項

（活動の実施）

第4条 乙は、第2第1項に規定する協力要請を受けたときは、可能な範囲で協力活動に必要なドローン及び人員を出動させ、甲又は関係機関が指定する担当者の指示に従い協力活動を実施するものとする。

（活動報告）

第5条 乙は、協力活動を実施した時は、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等（写真、動画等を含む。）（以下「活動報告」という。）を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 協力活動に要した費用については、乙が通常、活動している適正な価格を基準とし

て、甲又は関係機関及び乙が協議のうえ決定し、甲又は関係機関が負担するものとする。
(保険加入等)

第7条 乙は、協力活動に当たり、必要な保険（損害賠償等）に加入しているドローンを使用するものとする。

2 乙の保有するドローンが協力活動中に破損、紛失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。

(事故発生時の責任負担)

第8条 この協定に基づく協力活動における一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

(事故発生の通知)

第9条 乙は、協力活動に関して事故等が生じた場合には、直ちに甲に対して口頭で通知するとともに、遅滞なくその状況について書面をもって甲に報告しなければならない。

(平常時の取組)

第10条 乙が協力活動を円滑に行うための平常時に行う取組の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 連絡担当者名簿（様式第2号）を毎年度初め及び変更がある場合に甲へ提出すること。

(2) 乙の構成員に対し本協定の周知に努めること。

(3) 使用するドローンの準備及び習熟に努めること。

(4) 乙の属する母体との連携体制の構築に努めること。

(個人情報の保護)

第11条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、協力活動上知りえた情報を外部に漏らしてはならない。甲及び乙の構成員でなくなった後も、また同様とする。

(著作権の譲渡)

第12条 乙は、活動報告が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

(著作者人格権の不行使)

第13条 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。
(秘密の保持)

第14条 乙は、第11条の規定による個人情報の他、協力活動の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申出がない場合は、同一の条件で、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第16条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上各自1通を保有する。

令和 6 年 1 月 23 日

甲 長崎県長崎市尾上町 3-1
長崎県知事 大石賢吾

乙 長崎県諫早市飯森町里字大門 145-37
一般社団法人 ドローン減災士協会長崎支部支部長

(74) 大規模災害時における応急対策業務に関する基本協定書

(県道路維持課、一般社団法人九州レッカー事業協力会)

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人九州レッカー事業協力会（以下「乙」という。）は、大規模な災害時における応急対策業務に伴う車両等の移動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模な災害時における応急対策業務に伴う車両等の移動に関し、甲乙が協力して円滑な災害復旧に資することを目的とする。

（業務内容）

第2条 甲が乙に対し要請を行う業務は、災害対策基本法第76条の6に基づく車両等の移動（以下「車両等移動」という。）とする。

（実施区間）

第3条 実施区間は、災害対策基本法第76条の6第1項の規定により、甲が指定した区間を対象とする。

（出動要請）

第4条 甲は、乙に対して車両等移動の実施の協力要請を書面により行い、速やかに契約するものとする。ただし、甲が乙に対し要請を行う業務は、甲を長崎県の出先機関の所属長、乙を一般社団法人九州レッカー事業協力会の会員で長崎県に営業所を有する業者と読み替えるものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の期間は、協定を締結した日から当該協定を締結した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第6条 （車両等の移動）、（業務の報告）、（費用の負担）、（連絡体制の確保）、（損害賠償）、（紛争の解決）、（訓練）等については、長崎県の出先機関の所属長と一般社団法人九州レッカー事業協力会の会員で長崎県に営業所を有する業者により細目協定を締結し、決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年12月25日

甲 長崎県 長崎県知事 大石 賢吾

乙 一般社団法人九州レッカ一事業協力会
会長 岩崎 太

(75) 災害時における臨床検査技師の派遣に関する協定書

(医療政策課：一般社団法人長崎県臨床検査技師会)

長崎県知事 大石 賢吾（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県臨床検査技師会会长 門脇 和秀（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長崎県内において地震等の災害が発生した際、避難所等への臨床検査技師の派遣を行うために必要な事項を定めるものとする。
(臨床検査技師の派遣)

第2条 甲は、臨床検査技師の派遣依頼が必要と判断した場合、乙に対して臨床検査技師の派遣を要請するものとする。
2 乙は、甲からの要請を踏まえ、臨床検査技師の派遣が可能と判断したときには、臨床検査技師を派遣するものとする。

(臨床検査技師の活動内容)

第3条 乙が派遣する臨床検査技師は原則、避難所等にて医師の指示のもと以下の活動を行う。

- (1) DVT 検診
 - ①問診補助
 - ②下肢エコー
 - ③採血（下肢エコーにおいて陽性と認められた避難者や検査が必要な避難者に対し、実施）
 - ④POCT 検査（D-ダイマー、心筋マーカー、H-FABP 等）
- (2) インフルエンザ等感染症疾患の検体採取及び POCT による検査
- (3) 弹性ストッキング着脱指導
- (4) その他、医師の依頼を受け、対応可能と判断した臨床検査技師の実行可能な行為（指揮命令等）

第4条 乙が派遣する臨床検査技師に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、乙と連携して医師が行うものとする。

(臨床検査技師の輸送)

第5条 甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、臨床検査技師の輸送について必要な措置をとるものとする。

(検査機器・検査試薬等の供給)

第6条 乙が派遣する臨床検査技師が使用する検査機器・検査試薬等は、当該臨床検査技師が携行するもののほか甲が供給するものとする。

(検査費)

第7条 避難所における検査費は、無料とする。

(出動費用負担)

第8条 甲の要請に基づき、乙が出動させた臨床検査技師が、活動を実施した場合に要する費用は、次の各号により甲が負担するものとする。

- (1) 第3条に規定する臨床検査技師の活動に従事した者に対する日当は災害救助法施行細則（昭和35年6月15日長崎県規則第42号）で定める額とする。
- (2) 臨床検査技師の派遣に係る旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和29年11月1日長崎県条例第47号）に準じて算定した額とする。

(3) 臨床検査技師が移動のために使用したレンタカーや保険等の費用は、実費の額とする。
ただし、事前に甲の了解を得たものに限る。

(4) 臨床検査技師が携行した検査機器・検査試薬等を使用した場合は、使用した検査機器・
検査試薬等の実費弁償の額とする。

(災害救助法が適用された場合の費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき乙が出動させた臨床検査技師が災害救助法第7条（従事命令）又
は第8条（協力命令）の規定による救助に関する業務に従事した場合は、甲は、災害救助
法第18条（費用の支弁区分）及び同法施行令第5条（実費弁償）の定めるところにより
費用を弁償する。

(出動費用負担の例外)

第10条 前2条のいずれにも該当しない臨床検査技師の派遣に要する費用は、乙が負担す
るものとする。

(出動費用負担の請求)

第11条 乙は、第8条の定めによる出動費用を請求するときは、「費用弁償請求書」（様式
第1号）に次の各号に定める書類を添えて、甲に請求するものとする。

(1) 第8条第1号の請求をする場合は、「災害時臨床検査技師派遣活動報告書」（様式第2
号）

(2) 第8条第2号の請求をする場合は、「旅費計算書」（様式第3号）

(3) 第8条第3号の請求をする場合は、当該費用に係る請求書の写し

(4) 第8条第4号の請求をする場合は、「検査機器・検査試薬等使用報告書」（様式第4号）
(補 償)

第12条 甲は、乙が出動させる臨床検査技師の派遣における事故等に対応するため、隊員
を傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

(災害救助法が適用された場合の扶助金の支給)

第13条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた臨床検査技師が、災害救助法第7条（救
助命令）又は第8条（協力命令）の規定に関する業務に従事したことにより負傷し、疾病
にかかり、又は死亡した場合には、甲は、災害救助法第12条（扶助金の支給）及び同法
施行令第7条（扶助金の種目）から第15条（打切扶助金）までの定めるところにより扶
助金を支給する。

(負傷等の報告)

第14条 活動に従事した者が、そのために負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は、速や
かに「事故報告書」（様式第5号）により報告するものとする。

(定めのない事項)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議
して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この
協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされ
ないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降
も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和7年1月6日

甲 住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 大石 賢吾

乙 住所 長崎県大村市古賀島町133番地22号
公益社団法人地域医療振興協会
市立大村市民病院 臨床検査科内
長崎県臨床検査技師会会长 門脇 和秀

(76) 災害時等における協力に関する協定書

(防災企画課、生活衛生課：一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会)

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時等における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎県内において災害救助法施行令第1条で規定される程度の災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第74条に基づく指示を長崎県知事が受ける事態（以下「災害時等」という。）が発生し、多数の死者及び被災者等が一時的又は集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「施設管理者」とは、第4条において乙が提供する一時滞在施設を運営管理している一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会加盟の協会員をいう。

（対象）

第3条 この協定における対象は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する「避難所の供与」、第2号に規定する「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給」及び第9号に規定する「埋葬」又は国民保護法第75条第1項第1号に規定する「収容施設の供与」、第2号に規定する「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給」及び第6号に規定する「埋葬及び火葬」に該当するものとする。

（協力）

第4条 甲は、災害時等に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由がある場合を除き、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び靈柩車等による遺体搬送
- (4) 帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供（結婚式場等）
- (5) 県内市町が設置した避難所及び乙が提供する一時滞在施設における避難者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- (6) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第5条 前条の要請は、原則として、次に掲げる事項を記載した災害時等協力要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、要請書による要請のいとまがないときは、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに要請書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行なった者の所属、職及び氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行場所
- (5) 協力を要請する期間
- (6) その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第6条 乙は前条による甲の要請があった場合、甲の指示に従い、可能な限り第4条の協力をを行うものとする。

(報告)

第7条 乙は、第4条の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した災害時等要請業務報告書

(様式第2号)をもって甲に報告するものとする。

(1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所

(2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)で使用した部屋数及び使用日数

(3) 避難所等に供給した食事等の数量

(4) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第8条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、原則として、長崎県災害救助法施行細則(昭35年長崎県規則第42号)に規定する避難所の供与、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給、死体の処理並びに埋葬の費用を限度とする。

(経費の請求)

第9条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の協力内容確認後、甲の指定する方法により、請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、当該経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

(経費の支払)

第10条 甲は、前条に基づき乙から請求があったときは、これを受領した日から起算して30日以内に乙が指定する支払先に支払うものとする。

(一時滞在施設における避難者名簿の提供)

第11条 一時滞在施設における対応状況並びに災害救助法若しくは国民保護法が適用された場合に施設の収容状況等を国へ報告する必要があることから、乙は避難者名簿を作成し、甲より避難者名簿の提出を求められた場合、速やかに甲に提供するものとする。

2 乙は、施設管理者に対し、避難者名簿の情報提供を求める場合があることについてあらかじめ周知し、施設管理者は、避難者に名簿の利用目的を明示した上で、必要な個人情報を取得するものとする。

(支援体制の整備)

第12条 乙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、互いに報告を行うものとする。

連絡責任者を変更したときも同様とする。

(災害時等の情報提供)

第14条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報については、積極的に甲に提供するものとする。

(通知)

第15条 乙は、災害時等における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末日までに、甲に通知するものとする。

(効力)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申出がない場合は、引き続き次の1年間に同一の条件で、自動更新するものとする。

(守秘義務)

第17条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(市町への委任)

第18条 甲は、災害救助法第13条第1項に基づき救助を迅速に行うため必要があると認め又は国民保護法第76条第1項に基づき救援を迅速に行うため必要があると認め、第4条に規定する支援を市町長に委任したときは、この協定に定める事項について市町長に委任したものとする。

(平常時の取組)

第19条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が実施する防災訓練及び防災啓発活動等に協力するものとする。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する事項について疑義が生じたときは、必要に応じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7年 3月25日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 大石 賢吾

乙 東京都港区西新橋1丁目18番12号COMS虎ノ門6階
一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会長 渡邊 正典

(77) 災害応急対策等にかかる連携協定

(防災企画課：株式会社ホンダモビリティ九州)

長崎県（以下「甲」という。）と株式会社ホンダモビリティ九州（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長崎県内において甲、乙が相互に連携して災害に備えるとともに、災害が発生した際に乙が災害応急対策等に協力することを目的として、必要な事項を定める。

（車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する車両等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) 自動車からの外部給電に必要な機器
- (3) その他

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲及び乙は、平時より連携協力して災害に備えるべく、乙は甲又は甲が後援する各種団体等による防災意識啓発の取組みや訓練に積極的に協力するとともに、地域消防団への事業所協力などの活動促進を行うものとする。

2 甲は、災害時における外部給電等の応急対策及び被災現場確認等のため、乙が保有する車両を必要とする場合は、乙に対し貸与可能な車両の提供協力要請書（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、可能な範囲で保有する車両を貸与するよう努めるものとする。

4 乙は、甲の要請によりその所有する店舗等（以下「販売店店舗等」という。）を、避難者を一時的に受け入れる避難場所として提供する。

5 乙は、災害による停電の発生時、避難所及び販売店店舗等において、避難者等への給電協力に努めるものとする。

6 乙は、災害により飲料水、食料又は生活必需品が不足する場合は、販売店店舗等において備蓄している保存水等を可能な範囲で避難者等に提供するものとする。

7 甲及び乙は、市民の取組みによる減災を促進するため、外部給電が可能な車両の活用や周知活動などを通じて、その認知度の向上に協力して取り組むものとする。

（車両の引渡し）

第4条 乙は、甲からの要請を受け、車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。ただし、乙が車両の運搬ができない場合、甲乙両者で協議の上、引渡しの方法を調整する。

2 乙は、車両等を引き渡した場合は、速やかに甲に対して貸与可能な車両の提供協力実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 車両の貸与期間は、災害発生から1週間程度とする。災害の規模に応じて甲が延長を希望する場合は、甲乙両者で協議の上、決定するものとする。

（車両の返却）

第6条 甲は、乙から貸与された車両を貸与時の現状に復して返却するものとする。

2 車両の返却時期及び場所については、甲乙両者で協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき乙が行った車両の貸与に対する使用料は無償とする。また、貸与時点での車両にある燃料等についても、乙が無償で提供するものとする。

2 貸与期間中の費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申出があった場合には、この限りではない。

(補償)

第8条 車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲乙両者で協議の上、その賠償にあたるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定による。

(車両保険の扱い)

第9条 乙は、第2条各号に掲げる車両等の貸与にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意若しくは重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、又は保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項及び故障等への対応)

第10条 甲は、貸与を受けた車両等を次の各号のとおり使用及び管理するものとする。

(1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。

(2) 原則として、長崎県内で使用する。

(3) 甲は、貸与期間中に車両が故障又は不調により使用が出来なくなり、災害対策等を進めるにあたり問題が発生した場合には、乙に速やかに報告し、甲乙両者で対応を協議するものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を連絡責任者届（様式第3号）により報告し、別途作成する連絡責任者一覧表により、互いに情報を報告し、共有するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(訓練等)

第12条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙両者で協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年3月31日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 大石 賢吾

乙 福岡県福岡市中央区赤坂1-3-12 Honda福岡ビル5F 株式会社
ホンダモビリティ九州
代表取締役社長 仲 敏彦

(78) 大規模災害発生時における空中写真撮影等に関する協定書

(県建設企画課：公益財団法人日本測量調査技術協会)

長崎県知事（以下「甲」という。）と、公益財団法人日本測量調査技術協会長（以下「乙」という。）は、災害時における被災状況の早期把握と復旧復興に資するための支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎県内（以下「県内」という。）で発生した地震・津波・風水害等の大規模災害発生時において、緊急的な空中写真撮影、航空レーザ測量等（以下「撮影等」という。）の実施により、被害の早期把握による生命財産の保全、拡大防止、被災地域の復旧復興に資することを目的とし、必要な事項を定めるものである。

（適用範囲）

第2条 この協定は、県内で発生した次に掲げる大規模な災害により、甲が管理する公共土木施設等が被災し、迅速かつ効果的な対応を図るうえで、甲が乙に広域支援を要請する必要があると認めた次の場合に適用する。

- 一 長崎県地域防災計画に基づき長崎県災害対策本部が設置された場合
- 二 前号に掲げるもののほか、同程度の災害で乙の支援が必要であると甲が認めた場合

（甲の支援要請）

第3条 甲は、大規模災害が発生し、必要と認めるときは、乙に支援を要請することができるものとする。

- 2 甲と乙は、支援活動が的確に実施されるよう、あらかじめ連絡先【様式1】を共有し、その内容に変更が生じたときは速やかに様式1を修正し共有するものとする。
- 3 第1項の規定による要請は、文書【様式2】により行うものとする。ただし、緊急をする場合は口頭により行い、その後遅滞なく要請書を発行する。

（乙の支援体制）

第4条 乙は、前条の規定により、甲からの支援要請があった場合は、速やかに乙の会員に対して実施の可否を調査し、支援可能な所属企業に関する事項を【様式3】により甲へ報告するものとする。

- 2 甲は、前項の報告に基づき選定した支援可能企業に対し、直接具体的な作業等を要請することができるものとする。

（乙の支援活動の内容）

第5条 前条第2項の要請を受諾した乙の会員企業（以下「支援企業」という。）は、撮影等実施後すみやかに甲へ報告を行うものとする。

- 2 支援企業は、前項に定める撮影等を行った範囲において、目視及び判読等により把握した被災の状況について、甲に報告を行う。
- 3 甲は、県内団体の協定に基づく支援活動だけでは不足すると判断した場合に、乙に対し、その役割を代替えすることを要請することができる。
- 4 前各項に掲げるもののほか、乙の支援が必要であると甲が認めた場合には、甲乙協議により乙が承諾した場合に限り、当該支援活動を行うことができるものとする。

（契約の締結及び費用の負担）

第6条 前条に規定する支援に要する経費は、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と支援企業間で協議の上決定し、甲と支援企業は遅滞なく請負契約を

締結するものとする。

2 支援企業は、支援活動実施後速やかに、飛行した経路及び費用算定の根拠となる撮影写真の枚数、分析箇所数の実績を甲へ報告するものとする。

(協定期間)

第7条 本協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了日の1月前までに甲、乙いずれからも特段の意思表示がない場合は、引き続き同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(災害の補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。ただし、長崎県知事が災害対策基本法第71条第1項の規定により、従事命令又は協力命令を発したときに限り、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年長崎県条例第8号）を適用する。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年6月17日

甲 長崎県知事 大石 賢吾

乙 公益財団法人日本測量調査技術協会会长 浅見 泰司

4 防災ヘリコプター

(県防災企画課)

(1) 長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱

目 次

第 1 章	総 則	(第 1 条～第 5 条)
第 2 章	運 航 管 理	(第 6 条～第 17 条)
第 3 章	安 全 管 理	(第 18 条～第 19 条)
第 4 章	教 育 訓 練	(第 20 条～第 22 条)
第 5 章	事故防止対策	(第 23 条～第 26 条)
第 6 章	雑 則	(第 27 条～第 28 条)

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、長崎県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定める。

(他の法令との関係)

第 2 条 航空機の運航管理については、航空関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(防災航空センターの設置)

第 3 条 航空機を利用して行う消防防災業務を円滑に遂行するため、防災企画課に防災航空センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの位置は、大村市今津町 201（長崎空港 A 地区内）とする。

(センター所長)

第 4 条 センターに所長を置く。

2 所長は、防災企画課長の命を受け、センターの事務を統括する。

(長崎県防災航空隊)

第 5 条 センターに長崎県防災航空隊を置く。

2 長崎県防災航空隊については、別に定める「長崎県防災航空隊編成及び運用要領」によるほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 章 運航管理

(総括管理者)

第 6 条 総括管理者は危機管理対策監をもって充てる。

2 総括管理者は、航空機に関するすべてを総括する。

(運航総括責任者)

第7条 運航総括責任者は防災企画課長をもって充てる。

2 運航総括責任者は、航空機の運航に関する事務を掌理する。

(運航責任者)

第8条 運航総括責任者は運航責任者としてセンター所長を指名する。

2 運航責任者は、航空機の出発の承認、航空消防活動の中止の指示、その他の航空機の運航の管理に関する事務を掌理する。

(運航指揮者)

第9条 運航責任者は、航空機を運航する場合には、運航指揮者を指名する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第73条の規定により機長が行うこととされている業務を除き、乗組員を指揮監督して業務の万全を期さなければならない。

(運航安全管理者)

第10条 運航総括責任者は、航空機の運航その他の航空消防活動に関する専門的な知識を有する運航安全管理者を置く。

2 運航安全管理者は航空機の運航の安全を確保する観点から次の各号に定める業務を行う。

- (1) 運航責任者、機長その他の関係者に対する消防防災ヘリコプターの運航、航空消防活動の実施に関する助言
- (2) 航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言
- (3) 教育訓練等基本計画及び教育訓練等実施計画に関する助言
- (4) その他必要と認める事項に関する助言又は業務に必要な調査研究の実施

(運航計画)

第11条 運航責任者は、消防防災業務を適正かつ円滑に行うため航空機の運航計画を定める。

2 運航計画は、航空機年間運航計画（様式第1号）及び航空機月間運航計画（様式第2号）とする。

(運航範囲)

第12条 航空機は、次の各号に掲げる活動で、その特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 一般行政活動
- (9) その他総括管理者（危機管理対策監）が必要と認める活動

2 航空機の運航は、原則として9時00分から17時45分までとする。

ただし、第 13 条に規定する緊急運航の場合又は訓練等のため必要と認められる場合は、この限りではない。

(緊急運航)

第 13 条 前条第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定に係わる運航（以下「緊急運航」という。）は、第 11 条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

- 2 運航責任者は、航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合は、直ちに運航管理者に緊急運航に移行する旨を指示するものとする。
- 3 緊急運航に関して必要な事項は、「長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定める。

(使用予定表)

第 14 条 航空機の使用（緊急運航に係わるもの除く。以下次条において同じ。）を予定する者（以下「使用予定者」という。）は、翌年度の予定にあっては航空機使用年間予定表（様式第 3 号）により毎年 2 月末日まで、毎月の使用にあっては航空機使用月間予定表（様式第 4 号）により使用予定の月の前々月の末日までに総括管理者に提出するものとする。

(航空機の使用)

第 15 条 使用予定者は、航空機使用申請書（様式第 5 号）により使用する 15 日前までに、総括管理者に申請するものとする。

(航空機の使用承認)

第 16 条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査のうえ適當と認められるときは、承認する。

- 2 総括管理者は、前項の規定により承認した場合は、航空機使用承認書（様式第 6 号）を交付する。

(航空機の使用報告)

第 17 条 航空機を使用した者は、航空機使用報告書（様式第 7 号）により、使用した日から 7 日以内に総括管理者に報告するものとする。

(飛行場外離着陸場)

第 18 条 運航責任者は、飛行場外離着陸場を調査選定し、必要な書類等を整備するとともに、その実態を常に把握しておかなければならない。

- 2 飛行場外離着陸に際し必要な準備等は、運航責任者の指示により、使用予定者が実施するものとする。

第 3 章 安全管理

(安全管理)

第 19 条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書に基づく、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

(航空機等の管理)

第 20 条 総括管理者は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づいて、一定の資格を有する技術者が航空機の安全性が確保されていることについて確認をしなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航総括責任者及び運航責任者は、航空機、格納庫、事務所、装備品等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

第 4 章 教育訓練

(航空隊員等の教育訓練)

第 21 条 総括管理者は、次に掲げる教育訓練を行う。

(1) 操縦士の操縦技能の取得維持に必要な飛行訓練及びシミュレーターを用いた緊急操作訓練

(2) 航空消防活動従事者の安全確保に資する訓練

2 総括管理者は、前項に定める教育訓練を実施するに当たっては、「教育訓練等基本計画」を別に定める。

教育訓練等基本計画は次に掲げる事項を含むものとする。

(1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法

(2) 教育訓練等に係る安全管理対策

(3) 教育訓練等に必要な施設設備の整備計画

(4) 教育訓練等に当たる指導者の確保及び養成の方策

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項

3 教育訓練等基本計画は、必要に応じて見直し検討及び修正を行うものとする。

4 運航総括責任者は、飛行訓練及びシミュレーターを用いた緊急操作訓練の結果を把握するなどにより操縦士の操縦技能確認を行うものとする。

(教育訓練の実施)

第 22 条 総括管理者は、航空隊員等の教育訓練を実施するために必要な訓練体制、施設及び設備並びに教材の整備を図り、隊員等の資質の向上に努めなければならない。

2 運航総括責任者は、教育訓練等基本計画に基づき「教育訓練等実施計画」を別に定める。

教育訓練等実施計画は次に掲げる事項を含むものとする。

(1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法

(2) 年間の教育訓練等の対象者

(3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期

(4) 前各号に掲げるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

(他機関との連携)

第 23 条 運航総括責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町、消防機関その他の関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施するものとする。

第5章 事故防止対策等

(搜索及び救難体制の確立)

第24条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関して必要な事項は「長崎県防災ヘリコプター緊急対策処理規程」に定める。

(航空事故発生時の措置)

第25条 運航指揮者は、航空機の運航中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれ又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じるとともに、その状況等を運航責任者に報告しなければならない。

第26条 運航責任者は、前項の報告を受け又は前項に関する情報を入手した場合は、直ちに関係機関に通報し、搜索救難活動を依頼するとともにその旨を運航責任者に報告しなければならない。

(事故報告)

第27条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告するとともに、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第6章 雜 則

(記録及び保存)

第28条 運航総括責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を保存しておかなければならぬ。

(そ の 他)

第29条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

- 附則 この要綱は、平成5年3月25日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号)

航空機年間運航計画(年度)

月	消防防災業務及び訓練				
	使用予定期	内容	日数	飛行予定期間	備考
		使用累計			

月	その他(一般行政使用等)				
	使用予定期	内容	日数	飛行予定期間	備考
		使用累計			

月	整備計画				
	使用予定期	内容	日数	飛行予定期間	備考
		使用累計			

(様式第2号)

航空機月間運航計画(年月)

日	曜日	行事名	運航計画	飛行時間	整備計画	その他
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

(様式第3号)

年 月 日

航空機使用年間予定表

長崎県危機管理対策監 様

機 関 長 名 (印)
(担当者)

使用日時	年 月 (上、中、下旬) 時 分 ~ 時 分
使用目的 (内容)	
飛行経路	~ (使用ヘリポート _____)
飛行時間	(現地での飛行時間)
搭乗人員	
その他参考となる事項	

(様式第4号)

年 月 日

航空機使用月間予定表

長崎県危機管理対策監 様

機関長名印
(担当者)

使用日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
使用目的 (内容)	
飛行経路	~ (使用ヘリポート _____)
飛行時間	大村発 _____ 現地発 _____ 活動飛行時間 _____ 現地着 _____ 大村着 _____
搭乗人員	
活動内容	
備考	

(様式第5号)

第 号
年 月 日

航空機使用申請書

長崎県危機管理対策監 様

機関長名 (印)
(担当者)

防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

使用日時	年 月 日 時 分～ 時 分					
使用目的						
飛行経路	(使用ヘリポート：)					
活動内容						
搭乗員所属	職名	氏名	性別	年齢	備考	

(様式第6号)

承認番号	
------	--

年 月 日

様

長崎県危機管理対策監

航空機使用承認書

年 月 日 付け第 号で申請のあった航空機使用について、
下記のとおり承認します。

記

1. 使用日時 年 月 日
時 分 ~ 時 分

2. 飛行経路

3. 使用目的

(様式第7号)

年 月 日

航空機使用報告書

長崎県危機管理対策監 様

機関長名 (印)
(担当者)

使用日時	年 月 日 (曜日) (天候)
飛行時間	大村発 _____ 現地着 _____ 活動飛行時間 _____ 現地発 _____ 大村着 _____
搭乗人員	
飛行経路	
活動内容	

(2) 長崎県防災ヘリコプター運航規程

I. 総則

1. 目的

この規程は、長崎県防災ヘリコプター運航管理業務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 適用範囲

防災ヘリコプターの運航管理については、長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱、長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領、防災ヘリコプター運航管理業務仕様書、及びオリエンタルエアブリッジ株式会社の運航基準等に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

II. 運航管理

3. 運航範囲

防災ヘリコプターの運航については、次の各号に掲げるとおりとする。

ただし、救急活動については、市町村長からの災害派遣要請とする。

(1) 緊急運航

緊急運航とは、運航責任者（センター所長）が指示する次に掲げる活動に係る運航で、通常運航に優先する。

ア. 災害応急対策活動

- ・被災状況等の偵察、情報収集活動
- ・救援物資、人員、資機材等の搬送
- ・その他運航責任者が必要と認める活動

イ. 救急活動

- ・交通遠隔地からの傷病者、医師等の搬送
- ・その他運航責任者が必要と認める活動

ウ. 救助活動

- ・高層ビル等火災における救助
- ・水難事故及び山岳遭難等における捜索、救助
- ・高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助
- ・その他運航責任者が必要と認める活動

エ. 火災防御活動

- ・偵察、情報収集活動
- ・林野火災における空中消火
- ・資機材等の搬送
- ・その他運航責任者が必要と認める活動

オ. 広域航空消防防災活動

カ. その他運航総括責任者が必要と認める活動

(2) 通常運航

原則として、運航計画に基づき実施する次の運航活動をいう。

ア. 災害予防活動

イ. 消防防災訓練活動

ウ. 緊急運航訓練活動

エ. 一般行政活動

オ. その他総括管理者（危機管理対策監）が必要と認める活動

4. 運航計画

防災ヘリコプターの運航は、緊急運航を除き、原則として運航総括責任者が定める年間運航計画、月間運航計画によるものとする。

5. 運航管理

(1) 運航総括責任者

運航総括責任者は、防災ヘリコプターの運航、装備品の維持管理等に関する事務を掌理する。

(2) 運航責任者

運航責任者は、防災ヘリコプター運航の実施にあたり、運航管理担当者を指名し、この細則及び運航基準等に定めるところに従って、運航の安全を確保しなければならない。

(3) 運航指揮者

運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空法第73条の規定により機長が行うこととされている業務を除き、隊員及び搭乗者を指揮監督して業務の万全を期さなければならない。

6. 運航管理系統図

別紙のとおり

7. 飛行命令

飛行命令は、運航責任者の指示に基づき、運航責任者が飛行命令書により発令する。

ただし、緊急運航、その他月間運航計画以外（計画変更を含む）の運航の場合で、飛行命令書の発行に時間的余裕がない場合にあっては口頭により発令し、事後速やかに飛行命令書を発行しなければならない。

8. 飛行計画の承認

(1) 機長は、当日の飛行計画について、運航責任者の承認を得なければならない。

(2) 運航責任者は、当日の飛行計画について運航総括責任者に報告しなければならない。

9. 緊急運航における航空法第 81 条の 2 の適用

航空法第 81 条の 2 の規定は、運航責任者の指示する緊急運航の場合にのみ適用するものとする。

10. 機体及び装備品の管理

- (1) 運航責任者は、防災ヘリコプターの耐空性維持のため、航空局、メーカー等の技術資料に基づく機体及び装備品の点検・整備を実施し、常に最良の管理に努めなければならない。
- (2) 運航責任者は、関係者以外の者について、施設への立入制限を行うなどして防災ヘリコプターの損傷防止に努めなければならない。

11. 操縦士の資格

防災ヘリコプターの運航に携わる操縦士は、次の条件を満たした者でなければならぬ。

- (1) 500 時間以上の飛行経験（回転翼）を有すること。
- (2) 当該型式機について、30 時間以上の飛行経験を有すること。
- (3) 5 時間以上の夜間飛行の飛行経験を有すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、防災ヘリコプターの機長及び副機長に必要な要件は「防災ヘリコプター運航基準」において定めるものとする。

12. 操縦士及び整備士の乗務割と勤務時間

(1) 乗務割の決定

操縦士及び整備士の乗務割は、運航責任者が作成する月間運航計画に基づき、運航責任者が決定する。

(2) 乗務割及び休養の基準

ア. 操縦士及び整備士の乗務割と休養の基準については、オリエンタルエアブリッジ株式会社が定める業務実施基準等によるものとする。

イ. 航空消防活動（訓練含む。）を行う際には操縦士 2 名で運航するものとする。ただし、点検整備を目的とした運航等を行なう際には操縦士 1 名でも運航できるものとする。

ウ. 操縦士の確保及び養成の状況等に鑑み運航責任者が必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず操縦士のうち 1 名に代えて、事業用操縦士の資格についての技能証明及び航空身体検査証明を有するものであって、別途定める計画に基づき操縦士の養成訓練を受けている者 1 名を運航支援者として、航空機に乗り組ませるものができるものとする（消防防災ヘリコプターの運航に関する基準附則第 2 条）。

この場合において、前項中「操縦士 2 名」とあるのは、「操縦士 1 名、運航支援者 1 名」とする。

エ. 操縦士の 1 日の飛行時間は、原則として 5 時間以内とする。

ただし、これを超えて飛行させる場合は、運航責任者は、操縦士の疲労度、その他

についてその意見を聴取して決定しなければならない。

(3) 勤務時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

ただし、この時間外において緊急を要する事態が発生した場合又は訓練等のため必要と認められる場合については、この限りではない。

13. 操縦士及び整備士の訓練

運航責任者は、教育訓練等実施計画に基づき、操縦士及び整備士に対して、少なくとも月 1 回かつ 1 時間以上、運航責任者が指示する緊急運航訓練に参加させるなどして、防災ヘリコプターの運航上必要な技量の維持・向上に努めなければならない。

14. 整備士の業務

整備士は、次の業務を行うものとする。

- (1) 防災ヘリコプターの整備点検
- (2) 運航に伴う装備品の脱着
- (3) 整備点検上必要な飛行
- (4) 訓練上必要な機上作業
- (5) 運航上必要な地上支援
- (6) 運航支援上必要な搭乗
- (7) 整備関係書類の管理

III. 飛 行

15. 最低気象条件

運航時の気象は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 航空法施行規則第 5 条の 2 に定める「有視界気象状態」であること。

ただし、管制圏又は情報圏内では、航空法第 94 条ただし書きに定める「特別有視界気象状態」以上であること。

- (2) 瞬間風速 13m／秒以下であること。

ただし、緊急運航の場合は、17m／秒以下であり、著しい気流の乱れがないこと。

16. 夜間飛行

緊急運航の場合の夜間飛行は、可能な限り活動場所と基地間の空輸にとどめるものとする。

17. 飛行準備

運航責任者は、防災ヘリコプターの運航にあたっては、運航管理担当者、機長、整備士及び防災活動従事者に対し、次の事項について指示するとともに、支援体制の確保を図らなければならない。

- (1) ヘリポート等の選定（あらかじめ設営されたヘリポートを使用できない緊急運航の場合を除く。）
- (2) 飛行場外離着陸許可申請（緊急運航の場合を除く。）
- (3) 最低安全高度以下の飛行許可申請（緊急運航の場合を除く。）
- (4) 物件投下届出
- (5) 運航形態に応じた装備及び資材の準備
- (6) 航空燃料の手配及び保管
- (7) 気象情報の収集と分析
- (8) 通信手段の確保
- (9) 飛行計画の作成

18. 航空局への申請及び届出

航空局への申請及び届出は、運航総括責任者が行うものとする。

19. 飛行前の打合せ

機長は、出発前に、整備士及び防災活動従事者と次の事項について十分な打合せを行い、相互に確認のうえ飛行を行わなければならない。

- (1) 運航目的
- (2) 機体及び装備の整備状況
- (3) 資機材
- (4) 飛行計画
- (5) 機長、整備士及び防災活動従事者相互間の連絡並びに連携方法
- (6) 気象状況
- (7) その他飛行についての必要事項

20. 緊急運航における確認事項

機長は、飛行する際には、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 気象状況
- (2) 作業方法
- (3) 運航上影響を及ぼす恐れのある地上の人、物件等
- (4) 着陸地点周辺の状況
- (5) 他機の有無

21. 運航中の周囲の監視及び機長の注意喚起措置（ボイス・プロシージャー）

運航総括責任者は、運航中の航空機における航空消防活動従事者（航空機に搭乗しその運航または航空消防活動に従事する者）による周囲の監視及び機長の注意を喚起するための措置（ボイス・プロシージャー）に係る実施要領を別に定める。

機長、運航指揮者及び乗員は実施要領に定められた措置に則った活動を行うものとする。

22. 航空消防活動の実施

運航総括責任者は、航空消防活動の類型ごとに、地域特性等を考慮して、航空機に乗組ませる航空消防活動従事者の数、積載する資機材、要救助者の救出方法その他の航空消防活動の実施に必要な事項について活動要領を別に定める。

機長、運航指揮者及び乗員は活動要領に定められた事項に則り航空消防活動を行うものとする。

23. CRM（クルーリソースマネジメント）

運航総括責任者は、航空機の安全かつ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置（CRM）に係る実施要領を別に定める。機長、運航指揮者及び乗員はCRMに定められた事項に則った活動を行うものとする。

IV. 整 備

24. 整 備

機体及び装備品の点検・整備は、オリエンタルエアブリッジ株式会社が定める整備要領等に従って行わなければならない。

V. 緊急方式

25. 緊急時の措置

防災ヘリコプターに緊急事態が発生するおそれ又は発生した場合は、県の指示を仰ぐとともに、次の措置をとらなければならない。

(1) 捜索及び救難体制の確立

運航責任者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合は、速やかに運航総括責任者に通報し指示を仰ぐとともに、捜索救難の初動体制をとらなければならない。

(2) 航空事故発生時の措置

機長は、飛行中、飛行機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況等を運航責任者に報告しなければならない。

(3) 事故報告

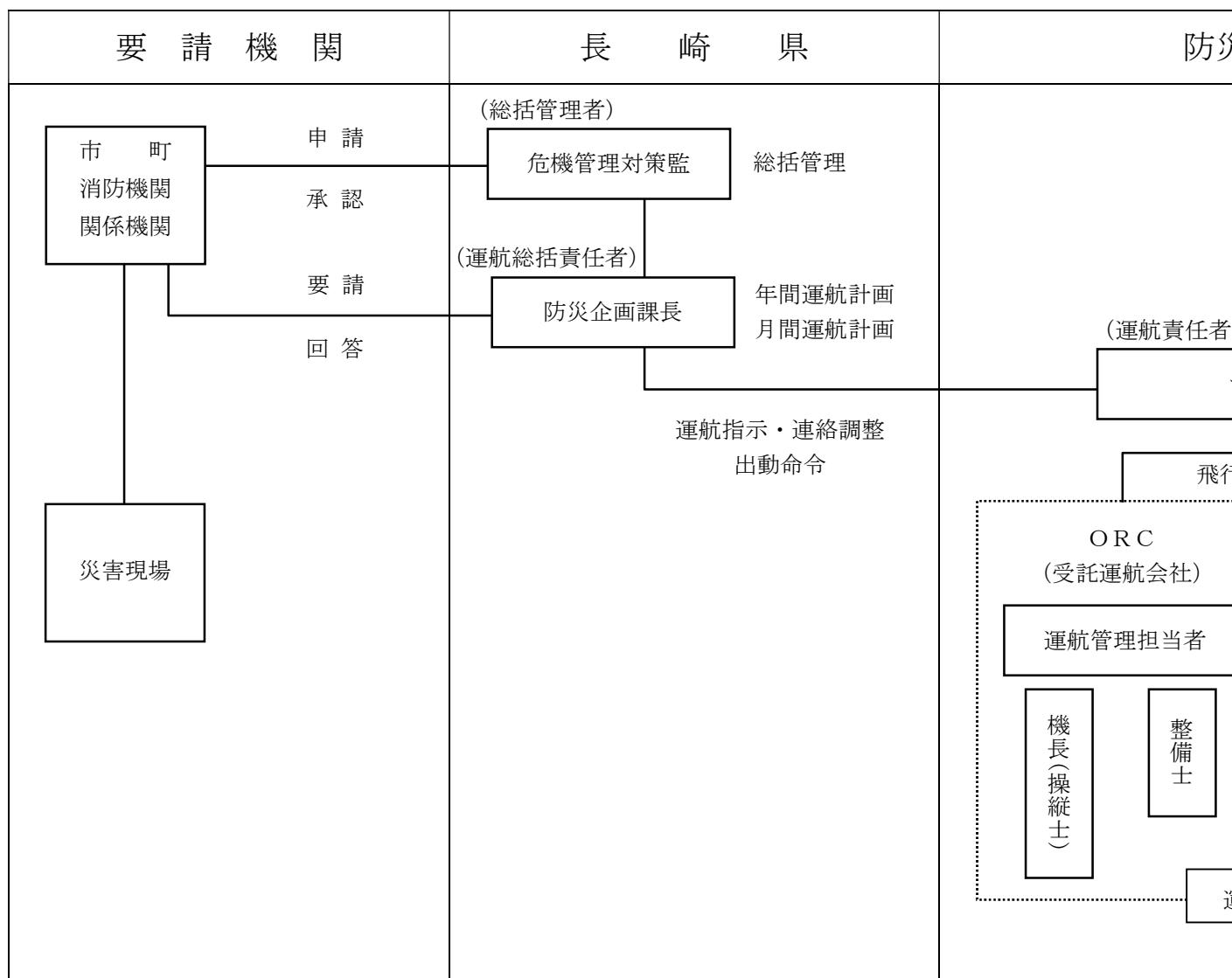
運航総括責任者は、航空事故が発生した場合は、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を総括管理者に報告しなければならない。

VI. 記 錄

26. 報告及び記録

機長は、当日の飛行作業が終了したときは、速やかに運航責任者に報告するとともに、運航日誌に所要事項を記録しなければならない。

運航管理系統図



(3) 長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第13条第3項の規定に基づき、長崎県防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航基準)

第3 緊急運航は、市町村及び消防機関、その他関係機関からの災害派遣要請に基づくものとする。（但し、救急活動については市町長からの災害派遣要請とする。）

第4 緊急運航は、次に定めるところによる。

1 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の偵察、情報収集活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に緊急に救援物資、人員資機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) その他運航責任者が必要と認める活動

災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 救急活動

(1) 交通遠隔地からの傷病者、医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地から真に生命が危険な傷病者の搬送を緊急に行う必要がある場合で、他に搬送の手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

ただし、感染のおそれがある患者の搬送については関係者による協議を行う

(2) その他運航責任者が必要と認める活動

救急活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められ、かつ、医師等の専門知識を有する者が搭乗できる場合

3 救助活動

(1) 高層ビル等火災における救助

(2) 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助

(3) 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助

(4) その他運航責任者が必要と認める活動

救助活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 火災防御活動

(1) 偵察、情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察、情報

収集活動を行う必要があると認められる場合

(2) 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

(3) 資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

(4) その他運航責任者が必要と認める活動

火災防御活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

5 広域航空消防防災活動

広域航空消防活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、防災企画課に行う。

2 前項の要請は、様式第1号又は2号のメール又はファックス送信及び口頭により行い、事後速やかに様式第3号又は4号を文書にて提出するものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航責任者は、前条の要請があった場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、運航指揮者に運航命令の指示をし、運航責任者の回答をもって、要請者にその旨を回答する。

(受入態勢)

第7 緊急運航を要請した者は、運航責任者と緊密な連絡を図るとともに、次の受入態勢を整えるものとする。

1 離着陸場所を確保するとともに安全を確保するためヘリポートに警戒員を配置

2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

3 その他必要な事項

(報 告)

第8 運航責任者は、緊急運航を終了した場合には、速やかに活動の内容を運航責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した者は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書(様式第5号)により、速やかに運航総括責任者に報告するものとする。(但し、第4の2による場合は除く。)

(附 則)

この要領は、平成5年3月25日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 件 目
月 件 目

災 害 発 生 等 に 伴 う
航 空 機 災 害 派 遣 要 請

(口頭受理用紙)

覚知	月 日	機関名	担当者		電話 (内線) ()			
	時 分							
災害の状況	災害発生日時	年 月 日 時 分						
	災害発生場所							
	災害名							
災害発生状況並びに処置状況								
派遣を必要とする区域								
現地着陸場所								
希望する活動内容								
現場指揮者	職		氏名					
現場との連絡手段								
必要とする資機材								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年令	所属	職	氏名	年令
	フリガナ				フリガナ			
	フリガナ				フリガナ			
	フリガナ				フリガナ			

(様式第2号)

年 件 目
月 件 目

救 急 活 動 に 伴 う
航 空 機 災 害 派 遣 要 請

(口頭受理用紙)

受 理	月 日	市町	担当者			電話 (内線) ()					
	時 分										
患 者 の 状 況	住所			氏名		年齢	性別	職業			
	フリガナ										
	漢字										
	患者が子供の場合		親族 氏名			続柄	年齢				
	病気発生日時		年 月 日 時 分								
	病気発生場所										
	病気(事故)名		フリガナ								
			漢字								
	病気発生状況 並びに 要請理由 ※詳細は別紙参照										
感染症の恐れ		感染症名 ()									
特記事項											
現地病院名					医師名						
収容病院名					医師名						
搬送要請区間		搬送元 :			→	搬送先 :					
(注) 搬送先 : 長崎医療センターHPは防災ヘリのみ。海自22空群飛行の場合A滑走路に変更します。											
搭 乗 者	氏名		年齢	職種	搭乗	付 添 者	氏名		年齢	続柄	
	フリガナ						フリガナ				
	漢字										
	氏名		年齢	職種	搭乗		フリガナ				
	フリガナ						漢字				
	漢字										
機 行 資	長崎医療センター資機材 : 番号記載 ⇒ () • その他 ()										
	() 病院資機材 : 番号記載 ⇒ () • その他 ()										
補 足 事 項 等											

患者の容態（具体的に）																																																											
※ 要請書に書ききれない場合、こちらに具体的に記載する。																																																											
区分	確認事項																																																										
緊急性 ・ 公共性	<p>1 緊急搬送要請理由</p> <p><input type="checkbox"/>当該地域で医療処置を行うための設備等がない</p> <p><input type="checkbox"/>当該地域で医療処置を行える専門医がいない</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>2 緊急に医療処置を行えなかった場合の生命・後遺症等への影響について</p> <p><input type="checkbox"/>生命の危険あり <input type="checkbox"/> 生命の危険なし</p> <p><input type="checkbox"/>後遺症の可能性あり (症状：) <input type="checkbox"/> 後遺症の可能性なし</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>																																																										
	<p>3 他の搬送手段について</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">民間航空機</td> <td><input type="checkbox"/> 可</td> <td><input type="checkbox"/> 不可</td> <td>理由：</td> <td><input type="checkbox"/> 運航時間外</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <input type="checkbox"/> 天候不良のため、欠航（運航不可） <input type="checkbox"/> 患者を臥位状態で搬送しなければならない <input type="checkbox"/> その他 ()) </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定期船</td> <td><input type="checkbox"/> 可</td> <td><input type="checkbox"/> 不可</td> <td>理由：</td> <td><input type="checkbox"/> 運航時間外 (次便まで_____時間待ち)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <input type="checkbox"/> 天候不良のため、欠航（運航不可） <input type="checkbox"/> 船の揺れに患者が耐えることが困難 <input type="checkbox"/> その他 (例：搬送時間が長時間になると容態が急変する可能性がある)) </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非代 替性 防災 ヘリ</td> <td><input type="checkbox"/> 可</td> <td><input type="checkbox"/> 不可</td> <td>理由：</td> <td><input type="checkbox"/> 運航時間外</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <input type="checkbox"/> 天候不良のため、運航不可（<input type="checkbox"/>出発地 <input type="checkbox"/>目的地 <input type="checkbox"/>経路上）<input type="checkbox"/> 実況 <input type="checkbox"/>予報) <input type="checkbox"/> 他の緊急運行に従事しているため、対応不可（終了予定：_____時_____分） <input type="checkbox"/> その他 (例：計画整備 etc...)) </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海上 航空 保安 庁</td> <td><input type="checkbox"/> 可</td> <td><input type="checkbox"/> 不可</td> <td>理由：</td> <td><input type="checkbox"/> 運航時間外</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <input type="checkbox"/> 天候不良のため、運航不可（<input type="checkbox"/>出発地 <input type="checkbox"/>目的地 <input type="checkbox"/>経路上）<input type="checkbox"/> 実況 <input type="checkbox"/>予報) <input type="checkbox"/> 他の任務飛行に従事しているため、対応不可（終了予定：_____時_____分） <input type="checkbox"/> その他 (例：計画整備 etc...)) </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海上 船舶 保安 庁</td> <td><input type="checkbox"/> 可</td> <td><input type="checkbox"/> 不可</td> <td>理由：</td> <td><input type="checkbox"/> 運航時間外</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <input type="checkbox"/> 天候不良のため、運航不可 <input type="checkbox"/> 他の任務行動に従事しているため、対応不可（終了予定：_____時_____分） <input type="checkbox"/> その他 (例：計画整備 etc...)) </td> </tr> </table>					民間航空機	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	理由：	<input type="checkbox"/> 運航時間外		<input type="checkbox"/> 天候不良のため、欠航（運航不可） <input type="checkbox"/> 患者を臥位状態で搬送しなければならない <input type="checkbox"/> その他 ())					定期船	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	理由：	<input type="checkbox"/> 運航時間外 (次便まで_____時間待ち)		<input type="checkbox"/> 天候不良のため、欠航（運航不可） <input type="checkbox"/> 船の揺れに患者が耐えることが困難 <input type="checkbox"/> その他 (例：搬送時間が長時間になると容態が急変する可能性がある))					非代 替性 防災 ヘリ	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	理由：	<input type="checkbox"/> 運航時間外		<input type="checkbox"/> 天候不良のため、運航不可（ <input type="checkbox"/> 出発地 <input type="checkbox"/> 目的地 <input type="checkbox"/> 経路上） <input type="checkbox"/> 実況 <input type="checkbox"/> 予報) <input type="checkbox"/> 他の緊急運行に従事しているため、対応不可（終了予定：_____時_____分） <input type="checkbox"/> その他 (例：計画整備 etc...))					海上 航空 保安 庁	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	理由：	<input type="checkbox"/> 運航時間外		<input type="checkbox"/> 天候不良のため、運航不可（ <input type="checkbox"/> 出発地 <input type="checkbox"/> 目的地 <input type="checkbox"/> 経路上） <input type="checkbox"/> 実況 <input type="checkbox"/> 予報) <input type="checkbox"/> 他の任務飛行に従事しているため、対応不可（終了予定：_____時_____分） <input type="checkbox"/> その他 (例：計画整備 etc...))					海上 船舶 保安 庁	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	理由：	<input type="checkbox"/> 運航時間外		<input type="checkbox"/> 天候不良のため、運航不可 <input type="checkbox"/> 他の任務行動に従事しているため、対応不可（終了予定：_____時_____分） <input type="checkbox"/> その他 (例：計画整備 etc...))			
民間航空機	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	理由：	<input type="checkbox"/> 運航時間外																																																							
	<input type="checkbox"/> 天候不良のため、欠航（運航不可） <input type="checkbox"/> 患者を臥位状態で搬送しなければならない <input type="checkbox"/> その他 ())																																																										
定期船	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	理由：	<input type="checkbox"/> 運航時間外 (次便まで_____時間待ち)																																																							
	<input type="checkbox"/> 天候不良のため、欠航（運航不可） <input type="checkbox"/> 船の揺れに患者が耐えることが困難 <input type="checkbox"/> その他 (例：搬送時間が長時間になると容態が急変する可能性がある))																																																										
非代 替性 防災 ヘリ	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	理由：	<input type="checkbox"/> 運航時間外																																																							
	<input type="checkbox"/> 天候不良のため、運航不可（ <input type="checkbox"/> 出発地 <input type="checkbox"/> 目的地 <input type="checkbox"/> 経路上） <input type="checkbox"/> 実況 <input type="checkbox"/> 予報) <input type="checkbox"/> 他の緊急運行に従事しているため、対応不可（終了予定：_____時_____分） <input type="checkbox"/> その他 (例：計画整備 etc...))																																																										
海上 航空 保安 庁	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	理由：	<input type="checkbox"/> 運航時間外																																																							
	<input type="checkbox"/> 天候不良のため、運航不可（ <input type="checkbox"/> 出発地 <input type="checkbox"/> 目的地 <input type="checkbox"/> 経路上） <input type="checkbox"/> 実況 <input type="checkbox"/> 予報) <input type="checkbox"/> 他の任務飛行に従事しているため、対応不可（終了予定：_____時_____分） <input type="checkbox"/> その他 (例：計画整備 etc...))																																																										
海上 船舶 保安 庁	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	理由：	<input type="checkbox"/> 運航時間外																																																							
	<input type="checkbox"/> 天候不良のため、運航不可 <input type="checkbox"/> 他の任務行動に従事しているため、対応不可（終了予定：_____時_____分） <input type="checkbox"/> その他 (例：計画整備 etc...))																																																										

(様式第3号)

災害発生等に伴う航空機災害派遣要請書

年 月 日

長崎県知事様

(機関長名)印

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

災害発生状況並びに派遣を要する事由	覚知	年	月	日	時	分		
	災害発生日時	年	月	日	時	分		
	災害発生場所							
	災害名							
災害発生状況並びに処置状況								
派遣を必要とする区域								
現地着陸場所								
希望する活動内容								
必要とする資機材								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年令	所属	職	氏名	年令

(様式第4号)

救急活動に伴う航空機災害派遣要請

年 月 日

長崎県知事様

(市町長名)印

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

受理		年 月 日 時 分							
患者の状況	住所				氏名		年齢	性別	職業
	患者が子供の場合 親族 氏名		続柄		年齢		職業		
	病気発生日時	年 月 日 時 分							
	病気発生場所								
	病気(事故)名								
病気発生状況 並びに 処置状況									
現地病院名				医師名					
収容病院名				医師名					
搬送要請区間	搬送元:			→	搬送先:				
搭乗者	氏名		年齢	職種	付添者	氏名	年齢	続柄	
	氏名		年齢	職種		氏名	年齢	続柄	

(様式第5号)

災害状況報告書

要請機関名	(担当名)				
災害発生日時	年	月	日	時	分
災害発生場所					
災害発生概要					
活動内容					
要救助者数					
死傷者数等	死者			負傷者	
搬送先	(受入病院)				
ヘリ搭乗人員					
現場出動人員					
現地飛行時間					
参考事項					

(4) 防災消防ヘリコプター相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、長崎県及び佐賀県（以下「六県」という。）において、消防組織法（以下「法」という。）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の要請前に、各県が保有する防災消防ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用する防災消防事案が発生した場合の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 応援要請は、各県が保有するヘリが耐空検査等により運航できない場合に発生したヘリの出動事案に対し行うことを原則とする。ただし、各県が保有するヘリが運航可能であっても、重要かつ緊急な事案で、他県ヘリの応援が必要であると判断される場合は、この限りでない。

(応援)

第3条 前条による応援要請を受けた県（以下「応援県」という。）は、所掌事務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

2 応援活動中に、応援県で新たな事案が発生した場合は、活動に従事していない待機中の県が応援に従事するものとする。

(応援活動の位置付け)

第4条 応援活動の内容が法第30条第1項に基づく市町村消防の支援業務である場合には、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等（常備消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）と応援を受けた市町村等の間で法第39条第1項の規定に基づき、応援を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 第2条に規定する応援要請の手続き等は、別途定める。

(応援の中止)

第6条 応援県において、ヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援を要請した県（以下「要請県」という。）と協議のうえ、中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第7条 この協定による応援は、ヘリがヘリポートを出発した時から始まり、ヘリポートに帰着した時に終了するものとする。ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にある時、又は、飛行中に出動命令があった時は、その時点から応援が始まるものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく応援活動中にその応援が中断され復帰命令があった時、又は、法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の出動命令があった場合は、その時点をもって応援は終了するものとする。

(応援航空隊の指揮)

第8条 応援出動したヘリの指揮は、要請県の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第4条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

(事故等の連絡)

第9条 要請県は、応援県のヘリが次の各号に掲げる事案の発生があった場合は、速やかに報告しなければならない。

- (1) 隊員等の死傷を伴うもの
- (2) 機体に重大な損傷を伴うもの
- (3) 救難対策を必要とするもの

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、旅費及び消耗品費等の通常経費は、応援県の負担とする。ただし、応援に要するヘリの燃料費については、要請県の負担とする。

2 第6条による応援活動の中止、又は、応援中にその活動目的が、法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の活動に変更になった場合は、その都度協議し定めるものとする。

3 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請県の負担とする。ただし、応援県の重大な過失により発生した損害は、応援県の負担とする。

- (1) 土地、建物工作物等に対する補償費
- (2) ヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

4 前項に定める要請県の負担額は、応援県の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

5 前各号に定めるもの以外に要した諸経費の負担は、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 六県の長は、この協定に基づく応援を円滑に行うことができるよう次の各号に掲げる項目について、相互に情報交換を行い、速やかに対応できるよう努めるものとする。

- (1) ヘリの進出拠点として最適な飛行場外離着陸場
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) ヘリの諸元及び性能
- (4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (5) ヘリの耐空検査等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡
- (6) その他必要な事項

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が発生した時は、六県が協議して定めるもの

とする。

附 則

- 1 この協定は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 平成31年3月18日熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び長崎県が締結した防災消防ヘリコプター相互応援協定は、この協定の成立した時をもって消滅する。

この協定の締結を証するため、本協定書を6通作成し、六県は記名押印のうえ、各県その1通を所持する。

令和4年3月25日

熊本県

代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫

大分県

代表者 大分県知事 広瀬 勝貞

宮崎県

代表者 宮崎県知事 河野 俊嗣

鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 塩田 康一

長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾

佐賀県

代表者 佐賀県知事 山口 祥義

5 ヘリコプター離着陸場等

(県防災企画課)

(1) 離着陸場一覧表

地区	No.	着 陸 地	所 在 地	大村からの 概略所要時間 (ヘリコプター)	備 考
対 馬	1	殿崎ヘリポート	対馬市上対馬町殿崎	65 分	
	2	豊玉ヘリポート	対馬市豊玉町仁位	55 分	
	3	対馬空港	対馬市美津島町鶴知乙 440	50 分	
五 島	4	有川ヘリポート	新上五島町有川郷字川尻/上18番1外	30 分	
	5	若松ヘリポート	新上五島町若松郷 462 番地 52	35 分	
	6	新奈留ヘリポート	五島市奈留町浦 952-1	35 分	
	7	三井楽ヘリポート	五島市三井楽町嵯峨島郷字京塚	50 分	
	8	新魚目ヘリポート	新上五島町小串郷字宮尾 1400 番地 1	30 分	
	9	奈良尾ヘリポート	新上五島町奈良尾郷 931 番地 153	30 分	
	10	上五島ヘリポート	新上五島町青方郷 1919 番地外	30 分	
	11	福江空港	五島市上大津町	35 分	
	12	上五島空港	新上五島町友住郷	30 分	
	13	大島村ヘリポート	平戸市大島村前平 1921	30 分	
その他の地区	14	鷹島ヘリポート	松浦市鷹島町三里免	30 分	
	15	生月ヘリポート	平戸市生月町里免	25 分	
	16	宇久ヘリポート	佐世保市宇久町平	35 分	
	17	平戸(度島)ヘリポート	平戸市度島町度島浦	25 分	
	18	平戸(津吉)ヘリポート	平戸市辻町下鮎川	20 分	
	19	平島ヘリポート	西海市崎戸町平島	20 分	
	20	江ノ島ヘリポート	西海市崎戸町江ノ島	18 分	
	21	黒島ヘリポート	佐世保市黒島町字雨池	15 分	
	22	船泊ヘリポート	島原市船泊町丁 3203-5	20 分	
	23	小値賀空港	北松浦郡小値賀町	35 分	
	24	壱岐空港	壱岐市石田町	30 分	
	25	長崎空港 A 地区	大村市今津町 201	-	
	26	飛鳥地区場外離着陸場	松浦市今福町飛鳥免	25 分	
	27	黒島地区場外離着陸場	松浦市高島町黒島免	25 分	

(2) 離着陸適地一覧表

市町名	No.	名称	所在地	所有者	地積		障害物
長崎市	1	NBC、十八銀行グランド（休止）	長崎市戸石町	N B 十 八 銀 行	112×100	12,100 m ²	バックネット、電線、電柱
"	2	松山陸上競技場	" 松山町	長崎市長	97×195	18,915 m ²	JR高架スタンド、照明灯
"	3	唐八景	" 田上3丁目278-1	"			
"	4	南部地区公園（ソフトボール）	" ダイヤランド4丁目4	"	174×96	16,704 m ²	校舎、フェンス
"	5	稻佐山公園駐車場	" 稲佐町364	"	240×120	28,800 m ²	照明灯
"	6	長崎市総合運動競技場（補助競技場）	" 柿泊町2210	"	160×82	13,600 m ²	立ち木、スタンド、照明灯
"	7	長崎鶴洋高等学校	" 末石町157-1	長崎県知事	100×100	10,000 m ²	校舎
"	8	外海総合公園	" 下黒崎町252-1	長崎市長	108×70	7,185 m ²	ナイター照明設備（6本）
"	9	高島ふれあい多目的運動公園	" 高島町2707-2	"	170×77	10,780 m ²	アパート、ナイター照明設備
"	10	もとみや公園内「衣笠球場」	" 布巻町215	"	110×130	14,300 m ²	ナイター照明（21m×12本）、フェンス
"	11	香焼小学校	" 香焼町493	"	100×100	10,000 m ²	校舎、樹木、フェンス
"	12	香焼中学校	" 香焼町563	"	70×100	7,000 m ²	ポール、校舎、土手
"	13	総合公園グランド	" 香焼町字岩原2582	"	150×90	13,500 m ²	樹木、フェンス
"	14	伊王島小学校	" 伊王島町1丁目3273	"	50×106	5,300 m ²	校舎、ナイター設備
"	15	旧野母崎高等学校	" 野母崎町高浜1995	長崎県知事	72×120	9,144 m ²	校舎、樹木
"	16	野母崎小・中学校	" 野母崎町1	長崎市長	92×120	9,900 m ²	電線、電柱、校舎、役場庁舎
"	17	川原小・中学校	" 宮崎町127	"	70×75	5,040 m ²	校舎
"	18	池島小・中学校	" 池島町1522	"	84×123	10,332 m ²	
"	19	琴海北部運動公園	" 琴海町大平郷638-11	"	160×130	20,800 m ²	電線、電柱、植木
佐世保市	20	佐世保工業高等学校	佐世保市瀬戸越町188	長崎県知事	210×210	48,300 m ²	照明灯、校舎
"	21	黒髪小学校	" 黒髪町6667	佐世保市長	65×115	9,073 m ²	校舎、フェンス
"	22	早岐中学校	" 陣内町100	"	100×115	12,045 m ²	校舎、樹木
"	23	東明中学校	" 江上町814	"	75×120	9,225 m ²	校舎、樹木
"	24	海上自衛隊佐世保教育隊	" 崎辺町	防衛省	40×40	1,600 m ²	電線、電柱、植木
"	25	陸上自衛隊相浦駐屯地	" 大潟町678	"	40×40	1,600 m ²	
"	26	吉井町民グランド	" 吉井町吉元480	佐世保市長	100×140	15,083 m ²	バックネット、フェンス
"	27	栗迎農村公園運動広場	" 世知原町栗迎710-1	"	80×80	6,400 m ²	
"	28	世知原町民運動広場	" 世知原町栗迎128	"	80×100	8,360 m ²	電柱、照明塔
"	29	小佐々中学校	" 小佐々町西川内132	"	100×100	10,500 m ²	校舎、電柱
"	30	江迎中学校	" 江迎町乱橋584	"	100×150	18,560 m ²	校舎
"	31	鹿町運動場	" 鹿町下歌ヶ浦8-37	"	100×100	10,000 m ²	文化会館、体育センター、照明塔、バックネット
島原市	32	三会小学校	島原市中原町乙1462番地	島原市長	90×50	4,500 m ²	フェンス、体育館

市町名	No.	名 称	所 在 地	所 有 者	地 積	障 害 物
島 原 市	33	三 会 中 学 校	島原市下宮町甲 2511 番地 2	島 原 市 長	90×60	5,400 m ² フェンス、校舎
"	34	島原市営三会ふれあい運動広場	" 広野町	"	110×110	12,100 m ² フェンス、樹木
"	35	第 四 小 学 校	" 宇土町乙 670 番地 1	"	90×70	6,300 m ² 擁壁、校舎
"	36	島 原 市 営 杉 谷 運 動 広 場	" 宇土町	"	140×60	8,400 m ² フェンス、樹木
"	37	前 浜 町 公 園	" 前浜町乙 1 番地 7	"	50×50	2,500 m ² 樹木
"	38	島 原 工 業 高 等 学 校	" 本光寺町 4353 番地	長 崎 県 知 事	150×120	18,000 m ² 樹木、ポール、フェンス、校舎
"	39	島 原 商 業 高 等 学 校	" 城内一丁目 1213 番地	"	110×70	7,700 m ² フェンス、体育館
"	40	島 原 高 等 学 校	" 城内二丁目 1130 番地	"	120×80	9,600 m ² フェンス、体育館、校舎
"	41	第 一 中 学 校	" 城内一丁目 1222 番地	島 原 市 長	110×70	7,700 m ² フェンス、校舎
"	42	第 一 小 学 校	" 城内一丁目 1129 番地	"	90×50	4,500 m ² フェンス、校舎、体育館
"	43	第 二 小 学 校	" 萩が丘二丁目 5688 番地	"	110×60	6,600 m ² フェンス、体育館
"	44	市 営 陸 上 競 技 場	" 上の原三丁目	"	180×100	18,000 m ² フェンス
"	45	第 三 小 学 校	" 広馬場町 7758 番地	"	90×50	4,500 m ² フェンス、校舎、体育館
"	46	第 二 中 学 校	" 新山三丁目 8916 番地	"	180×110	19,800 m ² フェンス、校舎、体育館
"	47	ひ よ う た ん 池 公 園	" 南下川尻町	"	70×70	4,900 m ² 樹木
"	48	島 原 中 央 高 等 学 校	" 船泊町丁 3415 番地	学校法人有明学園	90×40	3,600 m ² フェンス、校舎、体育館
"	49	第 三 中 学 校	" 梅園町丁 2898 番地	島 原 市 長	110×70	7,700 m ² フェンス、校舎、体育館
"	50	島 原 復 興 ア リ 一 ナ	" 平成町 2 番地 1	"	250×120	30,000 m ² フェンス、ステージ施設
"	51	有 明 の 森 運 動 公 園	" 有明町湯江乙 2524-30	"	142×138	19,596 m ² 樹木、照明、ポール、バックネット
"	52	第 五 小 学 校	" 大下町丙 1049-18	"	70×60	4,200 m ² フェンス、校舎、体育館
"	53	中 尾 川 ヘ リ ポ ー ト	" 中尾町	"	90×20	1,800 m ² 擁壁
諫 早 市	54	小 野 島 グ ラ ウ ン ド	諫早市小野島町 2233-1	諫 早 市 長	100×100	193,400 m ² バックネット、土手、高压線
"	55	白 木 峰 高 原 駐 車 場	" 白木峰町 828-15	"	65×100	15,126 m ² 丘陵、電線、校舎
"	56	御 舘 山 小 学 校	" 西栄田町 1250-4	"	200×75	15,000 m ² 庁舎、フェンス
"	57	喜 々 津 中 学 校	" 多良見町中里 30	"	65×100	15,126 m ² 丘陵、電線、校舎
"	58	森 山 ふ れ あ い 公 園	" 森山町下井牟田 1145 外	"	150×80	124,791 m ² 健康福祉センター森山分館ゴルボスト(ラグビー用)、樹木、トイレ
"	59	飯 盛 東 小 学 校	" 飯盛町中山 653	"	60×100	12,903 m ² 校舎、体育館、ポール、土手、樹木
"	60	高 来 中 学 校	" 高来町小峰 274	"	150×80	12,000 m ² 校舎、バックネット、フェンス、樹木
"	61	小 長 井 グ ラ ウ ン ド	" 小長井町小川原浦 958-8	"	185×90	16,650 m ² 校舎、バックネット、樹木、鉄道架線
"	62	緊 急 ヘ リ ポ ー ト (半造川)	" 鷺崎町半造川右岸 2k000 付近	国土交通省長崎河川国道事務所	20×20	400 m ²
"	63	緊急ヘリポート(本明川河川敷)	" 仲沖町本明川右岸 3k600 付近	"	20×20	400 m ²
大 村 市	64	ロ ザ ・ モ タ 広 場	大村市東野岳町 1113	大 村 市 長	D = 7.5	4,416 m ²
平 戸 市	65	平 戸 中 学 校	平戸市鏡川町 42	平 戸 市 長	120×80	13,190 m ² 校舎、電線
"	66	中 野 中 学 校	" 中野大久保町 1096	"	110×80	13,350 m ² 校舎

市町名	No.	名称	所在地	所有者	地積	障害物
平戸市	67	中部住民センター	平戸市紐差町1108	平戸市長	125×62	9,720 m ² 照明灯6基、フェンス
"	68	平戸高等学校	" 草積町261	長崎県知事	120×80	14,000 m ² 校舎
"	69	南部中学校	" 津吉町241	平戸市長	90×100	9,000 m ² 校舎
"	70	野子小中学校	" 野子町1955	"	70×80	5,600 m ² ポール
"	71	上場グランド	" 生月町里免2174の第1	"	80×90	7,200 m ² 電線
"	72	田平東小学校	" 田平町下龜免583	"	80×110	14,352 m ² 校舎、電柱、ポール、体育館
松浦市	73	志佐小学校	松浦市志佐町浦免1680	松浦市長	100×120	20,641 m ² 校舎
"	74	志佐中学校	" 志佐町浦免808	"	70×100	7,000 m ² 校舎、屋内運動場、バックネット
"	75	今福中学校	" 今福町浦免431-5	"	80×100	9,195 m ² 校舎、屋内運動場、バックネット
"	76	御厨中学校	" 御厨町里免577	"	100×100	10,377 m ² 校舎、バックネット
"	77	養源小学校跡地	" 福島町原免1051	"	110×41	4,510 m ² 校舎、樹木、電線
"	78	星鹿小学校	" 星鹿町下田免700	"	75×40	3,000 m ² 校舎、屋内運動場、バックネット、樹木
"	79	福島総合運動公園	" 福島町塩浜免2993-89	"	125×70	8,750 m ² バックネット、照明灯
"	80	鷹島スポーツ・文化交流センター駐車場	" 鷹島町里免1102-1	"	50×50	2,500 m ² 屋内運動場、照明灯
"	81	松浦海のふるさと館広場	" 志佐町庄野免226-30	"	60×50	3,000 m ² 遊具、樹木
"	82	九州電力ヘリポート	" 志佐町白浜免2090-2	"	40×30	1,200 m ² 樹木
対馬市	83	陸上自衛隊訓練場	対馬市厳原町厳原東里	陸上自衛隊	140×80	11,200 m ²
"	84	鶴知中学校	" 美津島町鶴知甲555	対馬市長	130×80	10,400 m ² 校舎、電線
"	85	美津島北部小学校	" 美津島町芦蒲60	"	107×107	11,449 m ² 校舎、フェンス
"	86	豊玉小学校	" 豊玉町仁位1903	"	113×78	8,814 m ² 校舎、バックネット
"	87	陸上競技場	" 峰町三根	"	180×160	28,800 m ² 高圧線
"	88	東部中学校	" 峰町佐賀	"	120×100	12,000 m ² 校舎
"	89	旧舟志中学校グラウンド	" 上対馬町舟志乙1675	"	100×50	5,000 m ² 校舎、電線
"	90	南陽中学校	" 上対馬町琴158	"	86×65	5,590 m ² 校舎、電線
"	91	佐須奈小中学校運動場	" 上県町佐須奈乙321	"	120×83	9,960 m ² 校舎
"	92	佐護小中学校運動場	" 上県町佐護北里993	"	85×88	7,480 m ² 校舎
"	93	仁田小学校運動場	" 上県町樺滝326	"	120×80	9,600 m ² 校舎
"	94	仁田中学校運動場	" 上県町樺滝702	"	120×83	9,960 m ² 校舎
"	95	久原小中学校運動場	" 上県町久原212	"	80×80	6,400 m ² 校舎
"	96	旧伊奈小中学校運動場	" 上県町伊奈1427	"	80×50	4,000 m ² 校舎
"	97	上県町総合運動公園野球場	" 上県町樺滝685	"	120×110	13,200 m ² 夜間照明電柱
"	98	上県町総合運動公園多目的広場	" 上県町樺滝685	"	200×100	20,000 m ² 夜間照明電柱
"	99	上県町ふれあい広場	" 上県町佐須奈甲562-1	"	110×100	11,000 m ² 夜間照明電柱
壱岐市	100	大谷公園	壱岐市郷ノ浦町田中触	壱岐市長	170×97	40,000 m ² 体育館、電柱、照明塔、バックネット、高圧線
"	101	勝本中学校	" 勝本町仲触1846	"	100×74	8,921 m ² 校舎、体育館、ポール、バックネット、樹木、電線

市町名	No.	名称	所在地	所有者	地積	障害物
壱岐市	102	天ヶ原町民グランド	壱岐市勝本町仲触90-1	壱岐市長	100×80	9,174 m ² 山林、さく、パックネット、樹木、土手、ポール
"	103	田河中学校	" 芦辺町諸吉二亦触1882	"	120×80	9,730 m ² 校舎、体育館、樹木、さく
"	104	石田中学校	" 石田町石田西触1252	"	100×60	6,000 m ² 校舎、パックネット、電線、樹木、照明塔、体育館
五島市	105	福江中学校	五島市松山町75-4	五島市長	100×90	21,877 m ² 校舎、電線、樹木
"	106	崎山中学校	" 下崎山町381-1	"	80×120	18,793 m ² 校舎、電線
"	107	翁頭中学校	" 堤町1765	"	90×140	18,166 m ² 校舎、電線
"	108	梼島小学校	" 伊福貴町930	"	80×50	5,966 m ² 校舎、ポール、フェンス
"	109	久賀小学校	" 久賀町205-2	"	60×80	7,189 m ² 校舎、電線
"	110	奥浦小学校	" 奥浦町1316	"		7,774 m ² 校舎、体育館
"	111	戸岐小学校	" 戸岐町270	"		2,347 m ² 校舎
"	112	富江中学校	" 富江町狩立464	"	130×67	16,536 m ² 校舎、電線、ネット
"	113	富江小繁敷分校跡地	" 富江町繁敷750	太宰府神社	40×70	2,807 m ² 公民館、神社
"	114	玉之浦小学校	" 玉之浦町玉之浦797-4	五島市長	50×40	6,566 m ² 校舎、体育館、夜間照明施設
"	115	玉之浦カントリーパーク	" 玉之浦町玉之浦1237	"	150×100	15,950 m ² パックネット、樹木、土手
"	116	玉之浦中学校	" 玉之浦町小川1130	"	100×100	10,180 m ² 校舎、パックネット、電線
"	117	三井楽中学校	" 三井楽町浜の畔1258	"	70×93	5,468 m ² 校舎、ポール、体育館
"	118	旧山内中学校	" 岐宿町中岳1258	"	40×80	6,023 m ² 旧校舎、樹木
"	119	岐宿小学校	" 岐宿町岐宿2404	"		3,000 m ²
"	120	岐宿運動場	" 岐宿町楠原1204	"		19,166 m ²
"	121	川原小学校	" 岐宿町川原2370	"		2,400 m ²
"	122	奈留中学校	" 奈留町浦1225	"	130×70	19,001 m ² 校舎、体育館、バスケット
西海市	123	西彼中学校	西海市西彼町喰場郷1173	西海市長		12,000 m ² 校舎、電柱
"	124	西海北運動場	" 西海町黒口郷	"	170×200	40,800 m ² 送電線、照明灯
"	125	大崎高等学校	" 大島町3520	長崎県知事	100×110	19,265 m ² 照明塔、校舎
"	126	大瀬戸中学校	" 大瀬戸町瀬戸樫浦郷1624	西海市長	130×90	11,700 m ² 電線、電柱、校舎
"	127	西海スポーツガーデングラウンド	" 西海町木場郷	"	120×80	9,600 m ² 照明灯
"	128	大島総合公園	" 大島町2620	"	150×100	15,000 m ² 照明灯
"	129	大島東小学校	" 大島町1922-2	"	100×100	10,000 m ² 校舎、フェンス
雲仙市	130	国見中学校	雲仙市国見町土黒370	雲仙市長	126×96	12,096 m ² 樹木、ポール、校舎
"	131	瑞穂中学校	" 瑞穂町西郷辛1135	"	135×90	12,150 m ² 校舎、体育館、ポール
"	132	みづほすこやかランド(多目的グランド)	" 瑞穂町西郷辛621-6	"	150×125	18,750 m ² 照明灯10基、防球ネット(H=8~10m)
"	133	農村広場	" 吾妻町田平名200-3	"	120×112	13,440 m ² 照明柱、フェンス、倉庫、相撲場
"	134	愛野運動公園	" 愛野町乙1375	"	130×130	16,900 m ² フェンス、パックネット、ナイター施設
"	135	橘公園城山グラウンド	" 千々石町橘公園内	"	120×58	6,960 m ² 校舎、照明柱、樹木
"	136	小浜中学校	" 小浜町南本町290	"	106×120	12,720 m ² 校舎、フェンス、樹木、パックネット

市町名	No.	名 称	所 在 地	所 有 者	地 積	障 害 物
雲 仙 市	137	南 串 中 学 校	雲仙市南串山町丙 9735	雲 仙 市 長	122×83	10,126 m ² 校舎、フェンス、照明灯
"	138	南 串 第 二 小 学 校	" 南串山町丙 1622	"	120×70	9,000 m ² 校舎、フェンス、照明灯
南 島 原 市	139	加 津 佐 東 小 学 校	南島原市加津佐町己 3325	南 島 原 市 長	70×108	7,560 m ² 電柱、照明灯、樹木、校舎、バックネット、ポール
"	140	口 之 津 中 学 校	" 口之津町丙 3476	"	87×100	10,970 m ² 樹木、校舎、バックネット
"	141	北 有 馬 中 学 校	" 北有馬町丁 248	"	118×72	8,496 m ² 樹木、校舎、フェンス、ポール
"	142	北有馬ふれあい交流広場（駐車場）	" 北有馬町丙 3701	"	95×27	2,565 m ² フェンス、ポール、樹木
"	143	島 原 翔 南 高 等 学 校	" 西有家町須川 810	長 崎 県 知 事	115×69	7,935 m ² 樹木、ポール、体育館、校舎
"	144	みそ五郎の森総合公園（多目的広場）	" 西有家町長野 2670-1	南 島 原 市 長		15,000 m ²
"	145	有 家 中 学 校	" 有家町山川 344	"	100×137	13,700 m ² ポール、バックネット、樹木、校舎、体育館、照明灯
"	146	有 家 総 合 運 動 公 園	" 有家町小川 957	"	170×110	18,700 m ² 照明灯
"	147	布 津 グ ラ ン ド	" 布津町丙 4620-1	"	150×150	22,500 m ² 樹木、高压線、ポール、バックネット
"	148	深 江 中 学 校	" 深江町丁 3179	"	171×67	11,457 m ² 樹木、校舎、体育館、ポール
"	149	深 江 運 動 場	" 深江町戊 3987-76	"	105×130	13,650 m ² 照明灯、バックネット、樹木
長 与 町	150	長 与 北 小 学 校	長与町斎藤郷 370	長 与 町 長	150×80	12,000 m ² 校舎、フェンス
"	151	長 与 総 合 公 園 ふ れ あ い 広 場	" 岡郷 1474-8	"	120×85	10,200 m ²
"	152	長 与 総 合 公 園 運 動 広 場	" 岡郷 658-13	"	150×92	13,800 m ²
時 津 町	153	と ぎ つ 海 と 緑 の 運 動 公 園	時津町日並郷	時 津 町 長		25,364 m ² ナイター柱
"	154	南 公 園	" 元村郷、野田郷	"		13,564 m ² ナイター柱
"	155	時 津 ウ オ ー タ フ ロ ン ツ 公 園	" 浦郷	"		20,000 m ² モニュメント時計
東 彼 杆 町	156	町 営 屋 外 運 動 場	東彼杵郡彼杵宿郷	東 彼 杆 町 長	100×130	13,400 m ² 照明灯
"	157	東 彼 杆 中 学 校	" 町藏本郷 1663	"	110×80	8,800 m ² 校舎、体育館、樹木
川 棚 町	158	川 棚 高 等 学 校	川棚町白石郷 5-4	長 崎 県 知 事	92×147	42,516 m ² 電柱、ラグビーポール、フェンス
波 佐 見 町	159	波 佐 見 中 学 校	波佐見町折敷瀬郷 1999	波 佐 見 町 長	150×200	38,477 m ² 校舎、樹木
佐 々 町	160	佐 々 町 北 部 グ ラ ウ ン ド	佐々町市瀬免 350-9	佐 々 町 長	90×100	9,370 m ² バックネット、ポール、土手、樹木
"	161	佐 々 町 民 グ ラ ウ ン ド	" 羽須和免 88-2	"	100×120	12,000 m ² バックネット、ポール、照明塔、土手、樹木
新 上 五 島	162	若 松 中 学 校	新上五島町若松郷 462-13	新 上 五 島 町 長	115×73	8,251 m ² 校舎、ポール
"	163	旧 北 魚 目 中 学 校	" 小串郷 770	"	100×90	11,033 m ² 校舎、鉄塔
"	164	魚 目 中 学 校	" 丸尾郷 412	"	133×81	10,822 m ² 校舎、鉄塔
"	165	有 川 運 動 公 園 陸 上 競 技 場	" 有川郷 2555-3	"	110×105	16,130 m ² 鉄塔、フェンス
"	166	旧 岩 瀬 浦 小 学 校	" 岩瀬浦郷 551-1	"	90×80	7,930 m ² 電線、校舎、バックネット、樹木
"	167	奈 良 尾 グ ラ ン ド	" 奈良尾郷 732-2	"	130×70	12,200 m ² 鉄塔
"	168	若 松 総 合 運 動 公 園 （多目的広場）	" 若松郷無番地	"	100×150	18,000 m ²

(3) 地上と航空機との交信方法

(1) 目的

災害派遣時交通及び通信が途絶した状況下において孤立部落と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、救援等の対策上必要な地上及び航空機からの信号の方法を定める。

(2) 地上から航空機に対する信号

旗の色別	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態(緊急に手当を要する負傷者が発生している)。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄 旗	異常事態発生	食糧又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異 常 な し	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

※ 旗は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。

(3) 地上からの信号に対する航空機の回答

事 項	信 号
了 解	翼を振る(ヘリコプターの場合は、機体を左右交互に傾斜させる。)
了 解 で き ず	蛇行飛行(ヘリコプターの場合は、直上を直線飛行で通過する。)

(4) 航空機から地上に対する信号

事 項	信 号	信 号 の 内 容
投 下	急 降 下	物資又は通信筒を投下したい地点の上空で急降下をくりかえす。
誘 導	誘導目的上空で急降下し引き返した後目的地に直行。	ある地点で異常を発見しその地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督 促	連 続 旋 回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

(5) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際はその希望地点に直径10mの○を図示し風向の吹流し又はT字型(風向→|)で明確に示すものとする。

6 自主防災組織

(県防災企画課)

長崎県内の自主防災組織率一覧表

(令和5年4月1日現在)

市町名	令和5年4月1日現在			令和4年4月1日現在			増 減				
	全世帯数	自主防災組織数		組織 かばー率	全世帯数	自主防災組織数		組織 かばー率	組織数	世帯数	組織率
		組織数	活動範囲 世帯数			組織数	活動範囲 世帯数				
長崎市	205,395	630	145,951	71.1	205,350	629	143,956	70.1	1	1,995	1.0
佐世保市	120,190	464	93,668	77.9	120,412	463	93,485	77.6	1	183	0.3
島原市	19,719	223	19,719	100.0	19,642	224	19,642	100.0	-1	77	0.0
諫早市	62,124	135	34,681	55.8	61,246	135	34,233	55.9	0	448	-0.1
大村市	44,328	92	25,844	58.3	43,466	93	25,268	58.1	-1	576	0.2
平戸市	13,704	163	13,704	100.0	13,749	163	13,749	100.0	0	-45	0.0
松浦市	10,000	51	4,165	41.7	10,035	49	4,022	40.1	2	143	1.6
対馬市	14,495	19	5,598	38.6	14,611	19	5,669	38.8	0	-71	-0.2
壱岐市	11,351	193	10,765	94.8	11,534	193	10,938	94.8	0	-173	0.0
五島市	19,417	233	19,096	98.3	19,488	235	19,187	98.5	-2	-91	-0.2
西海市	12,258	84	12,250	99.9	12,334	84	12,326	99.9	0	-76	0.0
雲仙市	17,379	126	10,092	58.1	17,425	111	9,313	53.4	15	779	4.7
南島原市	18,417	402	17,609	95.6	18,563	402	17,744	95.6	0	-135	0.0
長与町	17,085	46	16,839	98.6	17,186	45	16,927	98.5	1	-88	0.1
時津町	13,321	19	13,321	100.0	13,173	19	13,173	100.0	0	148	0.0
東彼杵町	3,200	34	3,200	100.0	3,149	34	3,149	100.0	0	51	0.0
川棚町	5,728	32	5,299	92.5	5,703	32	5,381	94.4	0	-82	-1.9
波佐見町	5,367	22	5,367	100.0	5,311	22	5,311	100.0	0	56	0.0
小値賀町	1,210	24	1,210	100.0	1,219	24	1,219	100.0	0	-9	0.0
佐々町	6,200	31	6,200	100.0	6,105	31	6,105	100.0	0	95	0.0
新上五島町	9,417	36	3,692	39.2	9,524	36	3,690	38.7	0	2	0.5

	令和5年4月1日現在				令和4年4月1日現在				増減		
	全世帯数	自主防災組織数		組織 カバー率	全世帯数	自主防災組織数		組織 カバー率	組織数	世帯数	組織率
		組織数	活動範囲 世帯数			組織数	増減		増減	増減	増減
市 計	568,777	2,815	413,142	72.6	567,855	2,800	409,532	72.1	15	3,610	0.5
西彼杵郡	30,406	65	30,160	99.2	30,359	64	30,100	99.1	1	60	0.1
東彼杵郡	14,295	88	13,866	97.0	14,163	88	13,841	97.7	0	25	-0.7
北松浦郡	7,410	55	7,410	100.0	7,324	55	7,324	100.0	0	86	0.0
南松浦郡	9,417	36	3,692	39.2	9,524	36	3,690	38.7	0	2	0.5
町 計	61,528	244	55,128	89.6	61,370	243	54,955	89.5	1	173	0.1
合 計	630,305	3,059	468,270	74.3	629,225	3,043	464,487	73.8	16	3,783	0.5

7 総合防災訓練

(県防災企画課)

長崎県総合防災訓練実施要綱

第1 目的

この要綱は、長崎県及び市町が災害対策基本法及び長崎県地域防災計画に基づき主催する、長崎県総合防災訓練（以下「訓練」という。）の効率的な運用を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 訓練参加機関等

1 主催

訓練は、長崎県及び訓練区内市町が共同で主催する。

2 参加機関

訓練は、長崎県地域防災計画に定める指定地方行政機関、自衛隊、長崎県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の参加を求めて実施する。

第3 指揮序列

訓練は、次表に定める指揮序列に基づき統轄する。

統監	長崎県知事又はその命を受けたもの。
副統監	訓練区内の市町長又はその命を受けたもの。
参与	訓練参加機関の長又はその命を受けたもの。
本部員	訓練参加機関の訓練担当責任者

第4 訓練区の指定

訓練区を別表1のとおり指定する。

第5 訓練順位の指定

訓練順位を別表2のとおりに指定する。

第6 運用事項

訓練実施に伴う運用事項を、次のとおり定める。

訓練時期	訓練は毎年1回実施する。 その時期については、降雨期前を目途とし、予備日の指定を考慮する。	
訓練場所	訓練区内市町から適地を選定し、県及び関係市町が協議の上決定する。	
訓練種目	地域の特性を生かした内容とするため、県、関係行政機関及び関係市町が協議の上決定する。	
経費の支弁	長崎県	準備経費及び訓練種目の特殊な事項についてその一部を負担する。
	市町	訓練区内市町は、訓練に要した費用について協議の上分割負担する。
	関係行政機関等	原則として、それぞれの機関で自己負担する。
会議	招集	県は、訓練の計画及び諸準備を円滑にするために、会議を招集し主催する。
	招集要請	市町及び関係機関は、必要により会議の招集を求めることが出来る。

第7 庶務

訓練に伴う必要な事務は、長崎県防災企画課において行う。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

訓 練 区 指 定 表

別表 1

番号	訓練区	地方本部	消防本部	市町	計
1	長崎	長崎振興局	長崎市消防局	長崎市、長与町、時津町	1市 2町
2	県央	県央振興局	県央消防本部	諫早市、大村市	2市
3	島原	島原振興局	県央消防本部 島原消防本部	島原市、雲仙市、南島原市	3市
4	県北	県北振興局	佐世保市消防局 平戸市消防本部 松浦市消防本部	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、 東彼杵町、川棚町、波佐見町、 小値賀町、佐々町	4市 5町
5	五島	五島振興局	五島市消防本部 新上五島町消防本部	五島市、新上五島町	1市 1町
6	壱岐	壱岐振興局	壱岐市消防本部	壱岐市	1市
7	対馬	対馬振興局	対馬市消防本部	対馬市	1市

訓 練 順 位 指 定 表 (平成 21 年度から適用)

別表 2

地区別	訓練順位		1	2	3	4	5	6	7
	訓練区								
本土地区	1	長 崎	○						
	2	県 央			○				
	3	島 原				○			
	4	県 北						○	
離島地区	1	五 島		○					
	2	壱 岐					○		
	3	対 馬							○
摘要		訓練順位は、本土地区「4」、離島地区「3」の両地区の均衡を保ち、順転させる。							

8 道路災害予防計画

(県道路維持課)

(1) 異常気象時における道路通行規制要領

(1) 目的

この要領は、豪雨、地震等の異常気象時において道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定めることにより、この場合における道路通行規制の有効かつ慎重な実施を図り、もって道路交通の安全かつ円滑化に資することを目的とする。

(2) 異常気象時通行規制区間の指定

知事は、指定区間外の一般国道（国土交通大臣が新設、改築等を行う指定区間外の一般国道を除く。）及び県道及びその周辺の状況（道路の構造、地形、地質、過去の被害の程度、路線としての重要性等をいう。以下同じ。）から、異常気象時において被害が発生するおそれがある著しい個所を含む相当の区を異常気象時通行規制区間（以下「規制区間」という。）として指定するものとする。

(3) 道路通行規制基準の作成

ア 知事は、県警察本部及び所轄警察署並びに各振興局、（以下「地方機関」という。）の意見をきいて、規制区間に係る道路通行規制基準を作成するものとする。

イ 道路通行規制基準は、規制区間毎に、道路及びその周辺の状況並びに気象の状況（降雨量、積雪、風速、震度等をいう。以下同じ）を基準として、異常気象時において、未然に事故を防止することができるよう定めるものとする。

ウ 道路通行規制基準における道路通行規制の種類は通行止め、車両通行止め、その他の道路管理者が行うことができる通行止め（以下「通行止め」という。）及び通行注意（異常気象により危険があるため道路の通行上注意しなければならないことをいう。以下同じ。）とする。

(4) 道路通行規制の実施及び解除

ア 道路通行規制の実施は、道路通行規制基準に基づき、規制区間を所轄する地方機関長が行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するものとする。

イ 道路通行規制の実施は、通行止めにあっては道路標識をもって表示することにより行うものとし、通行規制の対象、区間、期間及び理由を明示するものとする。

ウ 道路通行規制の解除は、地方機関長が通行の安全を確認した後、すみやかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するものとする。

(5) 報告等

地方機関長は、道路通行規制を実施し、又は解除したときは、遅滞なく知事に報告するものとする。

(6) 規制区間以外の区間における道路通行規制

地方機関長はその管理する道路のうち規制区間についても必要に応じて通行注意の規制を行うとともに、通路の通行に危険が急迫している場合には通行止めの規制を行うものとし、この場合の通行規制の実施及び解除並びに報告等については、第4及び第5に準拠するものとする。

(2) 道路監視員による道路パトロール実施要領

1. 目的及び主旨

この要領は、長崎県知事及び長崎県が管理する道路の構造を保全し、円滑な交通を確保するため、「道路監視員業務要領」に基づき道路監視員によるパトロール業務を実施する際に必要な事項を定めるものとする。

2. パトロールの実施

パトロールは、次に定めるところにより実施するものとする。

ただし所属長は道路状況等により変更することが出来るものとする。

(1) 通常パトロール

(ア) パトロールの頻度

原則として、交通量 5,000 台／日以上の路線については、1 週間に 3 回程度

原則として、交通量 1,000～5,000 台／日の路線については、1 週間に 2 回程度

原則として、交通量 1,000 台／日未満の路線については、1 週間に 1 回程度

但し、地域の実態に応じて実施する。

(イ) パトロール事項

a 一般交通及び住民に危害を与える恐れのある道路及び沿道区域の異常欠陥の発見

b 路面、路肩、道路構造物、交通安全施設等の損傷状況、及び原因の発見

c 路面ポットホールの発見及び必要に応じての応急措置

d 路面落下物の除去

e 降雨時の排水、路側、法面の崩壊、法面浮石の状況の把握

f 道路法 24 条、32 条工事に係わる実施状況の把握

g 不法占用、不法投棄等の把握

h 防災点検・橋梁点検等に基づく法面、構造物等の点検

i 歩道を主とした徒步によるパトロール

(ウ) 道路監視員証

道路監視員は、パトロール中には常に「道路監視員証」を携行するものとする。

(2) 夜間パトロール

所属長は、道路照明施設及び交通安全施設等の夜間における状況の把握のため必要な場合には、パトロール担当に「夜間パトロール」を指示することができる。

(3) 異常時のパトロール

ア 大雨、大雪、台風、地震等の異常気象が発生した場合、または発生が予想される場合には、所属長は道路監視員に必要な指示をすることができる。

イ 道路監視員は、アの指示に従い道路パトロール等を行い、その状況を直ちに報告するとともに、措置可能なものについては応急措置を行い、正常な交通を確保するよう努めなければならない。

3. パトロール実施計画書の作成

道路監視員は、年度当初に年間の計画表、毎月には実施計画書を作成の上、所属長に提出しなければならない。

4. パトロール中及び事後の措置

道路監視員は、「パトロールの各事項」について必要と認められる適切な指導監督及び措置を行うものとし、道路監査員において措置できないと判断されるもの及び緊急を要するものについては、パトロール調査結果箇所表等により速やかに所属長に報告するものとする。なお、パトロールカーには、応急措置をするに必要な次の器材及び道具を常備しなければならない。

- ハンドタンパー、レミファルト、スコップ、注意灯、危険杭、カケ矢、カマ、標識ロープ、バール（鉄棒）、バリケード、セフティーコーン、オイルドライ、ポール、テープ等

5. パトロール日誌等の作成

道路監視員は、パトロール後速やかにパトロール日誌を作成の上、所属長に提出しなければならない。

6. 緊急時における措置

(1) 緊急連絡

道路監視員は、異常の発見とともに、緊急事態の状況をただちに所属長に連絡しなければならない。

(2) 応急防護措置

所属長は、道路監視員からの報告に基づき、速やかに必要な措置を講じるものとする。ただし、措置までに日時を要するものについては、ただちに、危険防止又は交通事故防止のため、簡単な障害物の除去等取り得る限りの応急措置を講じなければならない。

7. 情報の連絡

(1) 情報の周知

各所属長は、気象台、警察署、本庁、消防機関等と密接な連絡を取るとともに、テレビ、ラジオ放送による気象情報を充分活用するものとする。

(2) 道路情報の提供

各所属長は、適確な気象情報、災害情報を通行者へ情報提供を行うものとする。

(3) 情報施設の整備

各所属長は、道路標識等を常備しておき、災害緊急等の場合の交通規制がただちに行えるようにするものとする。

8. 報告

各所属長は、道路監視員からの報告に基づき、特に重要と認められるものについては、速やかに本庁道路維持課に報告しなければならない。

なお、各路線の交通規制及び解除については、必ず本庁道路維持課に連絡するものとする。

9. 実施

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

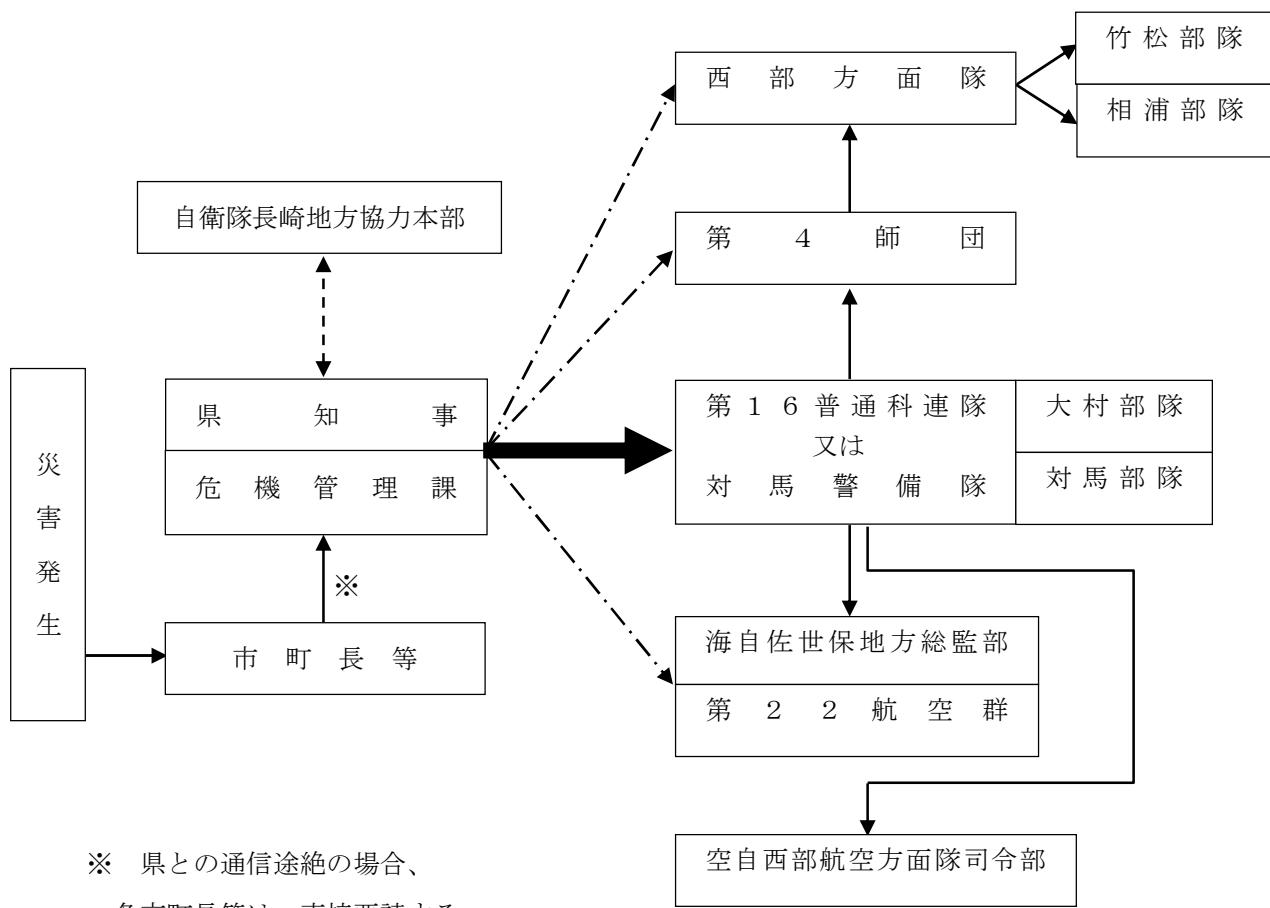
9 自衛隊派遣要請計画

(自衛隊)

(1) 県内自衛隊の配置及び管轄区域

駐 と ん 地		所在地（電話）	指定部隊等の長	備 考
陸 上	大 村 駐 と ん 地	大村市西乾馬場町 416 (0957-52-2131)	大村駐とん地司令	長崎県（対馬除く） 全般を直轄
	竹 松 ノ	大村市富ノ原 1 丁目 1000 (0957-52-3141)	竹松駐とん地司令	
	相 浦 ノ	佐世保市大潟町 (0956-47-2166)	相浦駐とん地司令	
	対 馬 ノ	対馬市厳原町 (0920-52-0791)	対馬駐とん地司令	
海 上	佐世保地方総監部 (警備隊を含む)	佐世保市平瀬町 (0956-23-7111)	佐世保地方総監	
	第 2 2 航空群	大村市今津町 10 (0957-52-3131)	第 2 2 航空群司令	
	対馬防備隊	対馬市美津島町 (0920-54-2209)		
	上 対馬警備所	対馬市上対馬町 (0920-86-2249)		
	下 対馬警備所	対馬市厳原町竜崎 (0920-52-0997)		
	壱岐警備所	壱岐市勝本町 (0920-42-0167)		
航 空	西部航空方面隊司令部 (春日基地)	福岡県春日市原町 3-1-1 (092-581-4031)	西部航空方面隊 司令官	
	第 1 5 警戒隊 (福江島分屯基地)	五島市三井楽町嶽 770-1 (0959-84-2074)		
	第 1 9 警戒隊 (海栗島分屯基地)	対馬市上対馬町鰐浦 1217 (0920-86-2202)		
その 他	自衛隊 長崎地方協力本部	長崎市出島町 2-25 (095-826-8844)		
	防衛省九州防衛局 佐世保防衛事務所	佐世保市木場田町 2-19 (0956-23-3157)		

(2) 派遣要請の系統



凡例

- 法令による系統
- - - → 県（市町）部隊間の連絡
- - - → 災害の状況に応じ要請

(3) 市町村側において準備すべき資材及び器材等について

	品 名	摘要
器具類	1 ベルトコンベヤー	堀土、搬土
	2 一輸車	小路の運搬作業用
	3 手釣類	土のう等の取扱い用
	4 フォーク、とうぐわ	土工作業用
	5 その他土工機械器具	
設備類	1 夜間照明設備	夜間作業のため
	2 給水用槽又はドラム缶等	作業部隊給水
資材類	1 ゴム手袋	遺体収容用
	2 蛇籠、金網、鉄線	水防築堤等
	3 鎧等	
	4 叱・荒縄等	同 上
	5 木抗	同 上
	6 標準材料	
	7 消毒剤	防疫用
	8 その他災害派遣の種類により臨時的に生ずる上記以外の資器材	

(4) 災害派遣対象器材

1 陸上自衛隊

	品 名	規 格	使 用 目 的
一般車両	ト ラ ッ ク	1／2 t	人員輸送
	〃	1 1／2 t	人員、資材輸送
	〃	3 1／2 t	〃
	高 機 動 車		人員輸送
	自 動 二 輪	250cc	偵 察 用
	ダ ン プ	3 1／2 t	土砂、材料等物品輸送
施設車両等	ク レ ー ン ト ラ ッ ク	20 t	積込
	小・中型ドーザー		整地、排土
	グ レ 一 ダ 一	3.6 m	〃
	バ ケ ツ ト ロ 一 ダ 一		積込、排土
	コ ン プ レ ッ サ 一	6 m	さく岩、せん孔
	ト ラ ッ ク 導 板 橋 用		導板橋架設運搬
	ト レ 一 ラ 一 ボ ー ト 用		ボート輸送
	ト ラ ク タ 一	6 t	牽引用
	セ ミ ト レ 一 ラ 一	20 t	ドーザー重材料輸送
	工 作 車		機械工作、整備
	資 材 運 搬 車		資材運搬
	掩 体 掘 削 機	23 t	掘削・積込・排土
	油 圧 シ ョ ベ ル	20 t	積込・排土
	道 路 障 害 作 業 車		障害物排除

品 名		規 格	使 用 目 的
舟 艇	動 力 ボ 一 ト	8.2m	運 航 用
	ボ 一 ト 偵 察 用	2人用	偵察、連絡用
	船 外 機	22H P	ボ一ト用
	渡 河 ボ 一 ト	20人用	人員、資材輸送用
橋 梁 器 材	I ビ 一 ム 橋	60m	架 橋 用
	ベ 一 リ 一 橋	24m	"
	固 定 橋	20 t 16m	"
	0 7 式 機 動 支 援 橋	60m	架 橋 用
	輕 門 橋		車両輸送用
衛 生 器 材	救 急 車	1 1／2 t	救 急 用
	担 架 、 ア ル ミ		負傷者運搬用
	噴 霧 器	動力式	消 毒 用
	"	背負式 肩かけ式	"
	火 災 放 射 機		高熱消毒用として代用
野 外 炊 具 1 号		200名分	炊 事 用
水 タ シ ク 車		1 t	給 水 用
净 水 セ ッ ト		120 /分	飲料水供給用
野 外 移 動 加 热 器			野外浴槽用湯わかし
野 外 浴 槽		50名分	野外入浴用

2 海上自衛隊

(1) 艦艇 (基地 佐世保)

	はつゆき型DD (護衛艦)	あぶくま型DE (護衛艦)	輸送艇1号 (輸送艇)
排水量 (トン)	2,950	2,000	420
長さ×幅 (m)	130×13.6	109×13.4	52×8.7
速力 (kt) 最大／通常	30／12	27／12	12／10
航続距離 (kt／海里)	20×5.590	18×5.624	10×1.706
搭載量	人員	540名	200名
	物資	20トン	25トン
備考			

(2) 航空機 (基地 大村)

機種	速力 (ノット)	航続距離	搭載量
S H-60	巡航 130	約400海里 (740km)	人員5名 (乗員外)

3 航空自衛隊

(1) 主要装備機材

品 名	規 格	使 用 目 的
水 タ ン ク 車	5 t	給水用
水タンクトレーラー	1 t	給水用
炊 事 車 (自 走)	主食、副食同時に約 200 食 調理可能	給食用
炊 事 車 ト レ 一 ラ 一	主食、副食同時に約 250 食 調理可能	給食用

(2) 航空機

機 種	用 途	航 繫 距 离	全 長	全 幅	有 効 搭 載 重 量	乘 員 (乗員外)
UH-60J	救難	約 1,295km	約 19.76m	約 16m		人員 9 名
U-125A	捜索	約 2,000km	約 15.60m	約 15.66m	—	—
CH-47J	物資 人員空輸 空中消火	約 1,000km (燃料満載時)	約 30m	約 18m	11.2 t	人員 48 名

10 救急医療体制

(県医療政策課)

(1) 長崎県の救急医療体制

(令和5年3月17日現在)

圏域	初期（一次）救急医療体制				二次救急医療体制			三次救急医療体制
	休日夜間 急患センター	診療日	在宅当番医制	診療日	病院群輪番制病院	救急医療協力病院	その他の医療機関	
長崎	長崎市夜間 急患センター	毎日 20:00~23:00 年末年始 10:00~17:00 20:00~23:00	長崎市医師会 西彼杵医師会	休日 休日	〈長崎南〉 ◎長崎みなとメディカルセンター ◎長崎記念病院 ◎十善会病院 〈長崎北〉 ◎長崎原爆病院 ◎井上病院 ◎済生会長崎病院	〈長崎地区〉 大久保病院 長崎友愛病院 ◎掖済会病院 ◎聖フランシスコ病院 ◎長崎百合野病院	◎長崎北徳洲会病院 ◎虹が丘病院 ◎上戸町病院 ◎光晴会病院 ◎長崎北病院 ◎西海救急クリニック	◎長崎大学病院 高度救命救急センター ◎長崎医療センター 高度救命救急センター ◎佐世保市総合医療センター 救命救急センター ◎済生会メディカルセンター 救命救急センター
佐世保 県北	佐世保市立 急病診療所	月～土 20:00~23:00 休日 10:00~18:00 年末年始 10:00~18:00	佐世保市医師会 平戸市医師会 北松浦医師会	休日 休日 休日	◎佐世保市総合医療センター ◎佐世保中央病院 ◎佐世保共済病院 ◎三川内病院 ◎千住病院 ◎俵町浜野病院	◎長崎労災病院 ◎京町病院 ◎北松中央病院	◎柿添病院	◎福田外科病院 ◎平戸市民病院 ◎青洲会病院 ◎平戸市立生月病院 ◎松浦中央病院 ◎久保内科病院
県央	諫早市こども 準夜診療センター	毎日 20:00~23:00	諫早医師会 大村市医師会	休日 休日	◎諫早総合病院 ◎宮崎病院 ◎西諫早病院 ◎長崎原爆諫早病院	◎市立大村市民病院 ◎長崎川棚医療センター ◎長崎医療センター	◎貞松病院 ◎諫早記念病院	◎佐藤病院
大村市夜間 初期診療センター	毎日 19:00~22:00	東彼杵郡医師会	休日					
県南	小児の 日曜診療所	土曜日 18:00 ～ 日曜日 17:00	島原市医師会 南高医師会	休日 休日	◎長崎県島原病院 ◎愛野記念病院 哲翁病院	◎柴田長庚堂病院 ◎泉州病院 ◎公立小浜温泉病院		
五島			五島医師会	休日	◎長崎県五島中央病院			◎長崎県奈留医療センター ◎長崎県富江病院
上五島				平日夜間	◎長崎県上五島病院			◎小値賀町国民健康保険診療所
壱岐			壱岐医師会	休日	◎長崎県壱岐病院	◎光武内科循環器科病院		
対馬					◎長崎県対馬病院	◎長崎県上対馬病院		※3 医療機関は再掲
県全体	5カ所	12都市医師会			38病院(37)	7病院(5)	13病院(13)、3診療所(3)	4病院(4)

※1 「◎」印は救急告示医療機関、() の数字は救急告示医療機関数、総数 60 医療機関

※2 救急医療告示医療機関……「救急病院等を定める省令」に基づき、相当の知識及び経験を有する医師を常時配置するなど一定の要件を満たし「自ら救急業務に協力する」ことを申し出た医療機関。
保健医療対策協議会（救急医療対策部会）の意見聴取を経て、県が認定のうえ告示。

※3 病院群輪番制病院……地域内の病院群が共同連携して、輪番制方式により休日夜間の診療体制を整え、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受け入れる病院。

地域医療対策協議会、保健医療対策協議会（救急医療対策部会）の意見聴取を経て、県が承認。

※4 救急医療協力病院……救急患者が病院群輪番制病院へ集中することによって生じる診療機能のマヒを回避するために救急患者対応を行う病院。
地域保健医療対策協議会からの申し出に基づき保健医療対策協議会（救急医療対策部会）の意見聴取を経て、県が認定。

(2) 救急告示医療機関一覧表

施設名	経営主体	所在地	電話	標ぼう診療科目
長崎みなとメディカルセンター	地方独立行政法人長崎市立病院機構	長崎県長崎市新地町6-39	095-822-3251	内科、呼吸器内科、心臓血管内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、脳神経内科、血液内科、精神科、心療内科、緩和ケア外科、産科・婦人科、新生児内科、新生児小兒科、小兒科、小兒外科、外科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科、肛門外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、麻酔科、放射線科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、臨床腫瘍科、病理診断科、救急科、歯科
十善会病院	社会福祉法人	長崎県長崎市淵町20番5号	095-864-0085	肛門外科、リウマチ科、リハビリテーション科、外科、形成外科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科、整形外科、内科、脳神経外科、泌尿器科、婦人科、放射線科
長崎記念病院	医療法人	長崎県長崎市深堀町1丁目11番地54	095-871-1515	こう門科、リハビリテーション科、消化器科、胃腸科、外科、形成外科、呼吸器科、循環器科、小兒科、整形外科、内科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿器科、放射線科
田上病院	医療法人	長崎県長崎市田上2丁目14番15号	095-826-8186	リハビリテーション科、外科、消化器内科、消化器外科、呼吸器内科、循環器内科、整形外科、内科、放射線科
長崎掖済会病院	公益社団法人日本海員掖済会	長崎県長崎市樺島町5-16	095-824-0610	リウマチ科、リハビリテーション科、外科、呼吸器内科、消化器内科、消化器外科、整形外科、内科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、心臓内科、気管食道内科、気管食道外科、脂質代謝内科、老年内科、内視鏡内科、内分泌外科、腫瘍外科、感染症泌尿器科、糖尿病内科、感染症外科、腎臓内科、乳腺外科、肛門外科、麻酔科
済生会長崎病院	社会福祉法人恩賜財団	長崎県長崎市片瀬2丁目5番1号	095-826-9236	内科、脳神経外科、外科、整形外科、小兒科、泌尿器科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、放射線診断科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、麻酔科、消化器外科、糖尿病内科、代謝内科、内分泌内科、腎臓内科、人工透析内科、乳腺外科、大腸外科、皮膚科、救急科、病理診断科、耳鼻咽喉科、頭頸部外科
上戸町病院	医療法人	長崎県長崎市上戸町4丁目2-20	095-879-0705	内科、呼吸器科、循環器科、消化器科、神経内科、リウマチ科、外科、整形外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
井上病院	医療法人	長崎県長崎市宝町6番12号	095-844-1281	内科、消化器内科、内視鏡内科、循環器内科、呼吸器内科、感染症内科、糖尿病内科、腎臓内科、人工透析内科、老年内科、神経内科、外科、胸部外科、乳腺外科、消化器外科、内視鏡外科、大腸・肛門外科、形成外科、整形外科、脳神経外科、眼科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科、皮膚科
長崎大学病院	国立大学法人長崎大学	長崎県長崎市坂本1丁目7-1	095-819-7200	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、神経内科、糖尿病内科(代謝内科)、血液内科、皮膚科、リウマチ科、感染症内科、小兒科、精神科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、気管食道外科、消化器外科、泌尿器科、肛門外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、眼科、耳鼻いんこう科、小兒外科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科、歯科、矯正歯科、小兒歯科、歯科口腔外科、乳腺・内分泌内科、救急科、泌尿器科、腎移植外科、胃・食道外科、大腸・肛門外科、肝胆膵外科、肝移植外科、内分泌・代謝内科、脳神経内科、臨床検査科
虹が丘病院	医療法人	長崎県長崎市虹が丘町1番1号	095-856-1112	リウマチ科、リハビリテーション科、外科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、糖尿病内科、脂質代謝内科、腎臓内科、人工透析内科、血管外科、消化器外科、肛門外科、神経内科、整形外科、内科、皮膚科、放射線科、眼科

施設名	経営主体	所在地	電話	標ぼう診療科目
聖フランシスコ病院	宗教法人	長崎県長崎市小峰町9-20	095-846-1888	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、血液内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、人口透析内科、緩和ケア内科、糖尿病・代謝内科
日本赤十字社長崎原爆病院	日本赤十字社	長崎県長崎市茂里町3番15号	095-847-1511	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、皮膚科、リウマチ科、外科、呼吸器外科、乳腺外科、消化器外科、泌尿器科、整形外科、形成外科、眼科、耳鼻いんこう科、婦人科、リハビリテーション科、放射線治療科、麻酔科、病理診断科、歯科口腔外科、放射線治療科、緩和ケア内科、脳神経内科、糖尿病・内分泌内科、乳腺・内分泌外科
光晴会病院	医療法人	長崎県長崎市葉山1丁目3番12号	095-857-3533	リウマチ科、リハビリテーション科、外科、循環器科、消化器科、呼吸器科、心臓血管外科、内科、泌尿器科、腎臓内科、形成外科、糖尿病内科、肛門外科
日浦病院	医療法人	長崎県長崎市下黒崎町1402	095-925-0039	リハビリテーション科、外科、整形外科、内科、脳神経外科、皮膚科
重工記念長崎病院	医療法人	長崎県長崎市丸尾町6番17号	095-801-5800	内科、皮膚科、心療内科、外科、泌尿器科、整形外科、形成外科、眼科、耳鼻いんこう科、婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科
佐世保共済病院	国家公務員共済組合連合会	長崎県佐世保市島地町10-17	0956-22-5136	リハビリテーション科、消化器外科、乳腺外科、胸部外科、眼科、産婦人科、歯科口腔外科、耳鼻いんこう科、循環器内科、小児科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、麻酔科、消化器内科、呼吸器内科、腎臓内科、糖尿病内科、病理診断科、腫瘍内科
佐世保中央病院	医療法人	長崎県佐世保市大和町15	0956-33-7151	内科、脳神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、呼吸器内科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リウマチ科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、循環器内科、消化器内科、消化器外科、糖尿病内科、内分泌内科、内分泌外科、腎臓内科、人口透析内科、内視鏡内科、内視鏡外科、乳腺外科、大腸・肛門外科、胸部外科、病理診断科、臨床検査科、救急科、放射線治療科、歯科口腔外科、脳血管内科
佐世保市総合医療センター	地方独立行政法人	長崎県佐世保市平瀬町9番地3	0956-24-1515	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、脳神経内科、血液内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、リウマチ科、緩和ケア内科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、麻酔科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、リハビリテーション科、救急集中治療科、病理診断科、臨床検査科、歯科
千住病院	医療法人	長崎県佐世保市宮地町5番5号	0956-24-1010	リハビリテーション科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、人工透析内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、内科、神経内科、血液内科